

資 料 編

[目 次]

1. 防災組織・協力機関	1
1-1 防災関係機関連絡先一覧	1
1-2 東秩父村防災会議委員名簿	3
1-3 指定給水装置工事事業者一覧	4
2. 救援施設	5
2-1 避難所一覧	5
2-2 飛行場場外離着陸場一覧	6
2-3 災害時優先電話設置状況一覧	6
2-4 医療機関一覧（東松山保健所管内）	7
3. 消防・水防施設	8
3-1 消防団の現況	8
3-2 東秩父消防団保有車両一覧	8
3-3 消防水利の状況	8
3-4 危険物施設の現況	9
3-5 庁用車両一覧	10
4. 危険箇所	11
4-1 山腹崩壊危険地区	11
4-2 崩壊土砂流出危険地区	13
4-3 土石流危険溪流箇所	15
4-4 急傾斜地崩壊危険箇所	17
4-5 地すべり危険箇所（国土交通省所管）	19
4-6 地すべり危険地区	20
4-7 地すべり防止区域（国土交通省所管）	21
4-8 地すべり防止区域（農林水産省所管）	21
4-9 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準	21
4-10 砂防指定地	22
4-11 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	23
5. 応援協定一覧	27
6. 条例等	29
6-1 東秩父村防災会議条例	29
6-2 東秩父村災害対策本部条例	31
6-3 東秩父村農業災害対策条例	32
6-4 東秩父村農業災害対策条例施行規則	34
6-5 農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱	36
7. 様式等	42
7-1 県報告関係様式	42
7-2 緊急通行車両等確認申請書	47
7-3 標 章	47

7-4	緊急通行車両等確認証明書	48
7-5	緊急通行車両等事前届出書	48
7-6	緊急通行車両等事前届出済証	49
7-7	防災航空隊出場要請（受信）書	50
7-8	応急仮設住宅設置要領	51
7-9	救助の特例等申請様式	54
8.	その他	75
8-1	災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」	75
8-2	指定文化財一覧	79
8-3	埋蔵文化財包蔵地一覧	81
8-4	被害報告判定基準	82
8-5	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置	85
8-6	災害時職員初動マニュアル	95
8-7	避難所運営マニュアル	96
8-8	防災課題図	97

1. 防災組織・協力機関

1-1 防災関係機関連絡先一覧

第1 埼玉県

機 関 名	所 在 地	電話番号
危機管理防災部災害対策課（災害対策担当）	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-8181
危機管理防災部危機管理課（危機管理担当）	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-8131
埼玉県防災航空センター	川島町大字出丸下郷53-1	049-297-7810
川越比企地域振興センター	川越市新宿町1-17-17	049-244-1110
寄居林業事務所	寄居町寄居1587-1	048-581-0123
東松山農林振興センター	東松山市六軒町5-1	0493-23-8532
埼玉県病虫害防除所	熊谷市須賀広784	048-539-0661
西部福祉事務所	坂戸市石井2327-1	049-283-6780
東松山保健所	東松山市若松町2-6-45	0493-22-0280
東松山県土整備事務所	東松山市六軒町5-1	0493-22-2333
西部教育事務所	川越市新宿町1-17-17	049-242-1805

第2 警察

機 関 名	所 在 地	電話番号
小川警察署	比企郡小川町大字小川344	0493-74-0110
小川警察署 大河原駐在所	東秩父村大字御堂104-7	0493-82-1210
小川警察署 槻川駐在所	東秩父村大字坂本1204-13	0493-82-1232

第3 消防

機 関 名	所 在 地	電話番号
比企広域消防本部	東松山市上野本1300-1	0493-23-2266
比企広域消防本部 小川消防署	比企郡小川町大字上横田1247-2	0493-72-3565
東秩父分署	東秩父村大字御堂541-1	0493-82-1215

第4 指定行政機関・指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
消防庁応急対策室	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	03-5253-7527
関東農政局埼玉県拠点	さいたま市中央区新都心2-1	048-740-5835
荒川上流河川事務所	川越市新宿町3-12	049-246-6371
〃 熊谷出張所	熊谷市久下1631-5	048-522-0612
熊谷地方气象台	熊谷市桜町1-6-10	048-521-0058

第5 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第32普通科連隊	さいたま市北区日進町1-40-7	048-663-4241

第6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
N T T 東日本 埼玉西支店	川越市仲町8－3	049－228－8300
槻川郵便局	東秩父村大字坂本1302－4	0493－82－1001
東秩父郵便局	東秩父村大字安戸157	0493－82－0001
小川郵便局	比企郡小川町大字青山862－1	0493－72－0243
日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町3－17－1	048－789－7117
小川赤十字病院	比企郡小川町大字小川1525	0493－72－2333
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	熊谷市筑波1－113	048－538－5010
NHKさいたま放送局	さいたま市浦和区常盤6－1－21	048－833－2041
N T T ドコモ埼玉支店	さいたま市中央区新都心11－1	048－600－5648

第7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
一般社団法人埼玉県医師会	さいたま市浦和区仲町3－5－1	048－824－2611
一般社団法人埼玉県歯科医師会	さいたま市浦和区針ヶ谷4－2－65	048－829－2323
一般社団法人埼玉県バス協会	さいたま市浦和区高砂2－2－15	048－824－5539
一般社団法人埼玉県トラック協会	さいたま市大宮区北袋町1－299－3	048－645－2771
(株)テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤6－36－4	048－824－3131
(株)エフエムナックファイブ	さいたま市大宮区錦町682－2	048－650－0795
(社)埼玉県L P ガス協会	さいたま市浦和区高砂1－2－1－410	048－823－2020
東武鉄道(株)小川町駅	比企郡小川町大字大塚1145	0493－72－0146

第8 ごみ、し尿

機 関 名	所 在 地	電話番号
小川地区衛生組合	小川町中爪1681－2	0493－72－0441
小川地区衛生組合池ノ入環境センター	嵐山町志賀1710	0493－62－0530

第9 公共的団体

機 関 名	所 在 地	電話番号
東秩父村商工会	東秩父村大字御堂369	0493－82－1315
東秩父村社会福祉協議会	東秩父村大字御堂634	0493－82－1238
一般社団法人比企医師会	東松山市材木町2－36	0493－22－0139
比企郡市歯科医師会	東松山市材木町2－36	0493－24－6866
埼玉中央農業協同組合	東松山市加美町1番20号	0493－22－3321

1－2 東秩父村防災会議委員名簿

選出区分		機関名	役職
会長		東秩父村	村長
1号委員	指定地方行政機関の職員		
2号委員	埼 玉 県 職 員	埼玉県 川越比企地域振興センター	所長
		埼玉県 東松山県土整備事務所	所長
		埼玉県 東松山農林振興センター	所長
		埼玉県 西部福祉事務所	所長
		埼玉県寄居林業事務所	所長
3号委員	埼 玉 県 警 察 の 警 察 官	埼玉県小川警察署	署長
4号委員	東 秩 父 村 職 員	東秩父村	副村長
			総務課長
			住民福祉課長
			建設課長
5号委員	東 秩 父 村 教 育 長	東秩父村	教育長
6号委員	消 防 長 及 び 消 防 機 関	小川消防署東秩父分署	分署長
		東秩父消防団	団長
7号委員	指 定 公 共 機 関 又 は 指定地方公共機関の職員	東京電力パワーグリッド株式会社 熊谷支社	支社長
		東日本電信電話株式会社 埼玉事業部埼玉西支店	支店長
		小川赤十字病院	院長
		小川郵便局	局長
8号委員	自主防災組織を構成する者 又 は 学 識 経 験 者	東秩父村行政区長会	会長
		東秩父村社会福祉協議会	常務理事

1－3 指定給水装置工事事業者一覧

令和4年9月末現在

指定 NO	事業者の名称	事業所所在地	電話番号
第 1 号	(有)護守総合設備	秩父郡東秩父村大字安戸 1001 番地	0493-82-0061
第 4 号	田中設備	秩父郡東秩父村大字坂本 1468 番地 2	0485-81-9557
第 7 号	(有)金子設備	東松山市大字上唐子 1401 番地	0493-23-3179
第 8 号	(有)秩父設備	秩父市中村町四丁目 1 番 3 号	0494-24-1235
第 12 号	(有)大越農機商会	大里郡寄居町大字桜沢 1344 番地	0485-81-1221
第 13 号	(有)小沢設備	大里郡寄居町大字折原 608 番地 1	0485-81-6479
第 16 号	(株)環境サービス	比企郡小川町大字小川 885 番地 3	0493-74-0231
第 20 号	(有)浅見管工	秩父郡皆野町大字三沢 2964	0494-65-0536
第 21 号	(有)宇野設備	深谷市大字北根 384 番地	048-584-3641
第 24 号	(株)キンオカ	秩父郡横瀬町大字横瀬 765 番地	0494-22-4703
第 25 号	(有)中村フィクセル	熊谷市大字久下 1692 番地 4	048-522-5490
第 27 号	(株)吉田工業	比企郡ときがわ町西平 698 番地	0493-67-0234
第 28 号	新埼玉環境センター(株)	比企郡嵐山町大字志賀 432 番地 3	0493-62-8121
第 29 号	今井設備工業	大里郡寄居町大字富田 3628 番地 4	048-582-1408
第 33 号	(有)小山水道工業所	熊谷市伊勢町 360 番地	048-522-1162
第 35 号	(有)アライ住設	秩父市下影森 265 番地	0494-23-2647
第 36 号	(有)加藤工業	比企郡小川町角山 117 番地 11	0493-74-3295
第 37 号	積和建設埼玉(株)	さいたま市見沼区東大宮 6-14-10	048-549-2512
第 39 号	(有)岡設備工業	東松山市幸町 4 番 21 号	0493-22-3396
第 40 号	(株)イースマイル	大阪市浪速区敷津区東 3-7-10 イースマイルビル	06-6631-7449
第 41 号	新井設備工業	比企郡小川町中爪 47 番地 3 号	0493-72-5923
第 42 号	株式会社タバタ設備	本庄市本庄 3-3-22	0495-22-8802
第 43 号	(株)村設備工業	鶴ヶ島市藤金 882-20	049-285-1955
第 44 号	(株)中島水道	熊谷市万吉 709 番地 7	048-536-5151
第 45 号	三菱電機システムサービス(株)	世田谷区太子堂 4-1-1	048-524-2172
第 47 号	マツオ興業(株)	比企郡川島町上伊草 821-1	049-297-0792
第 48 号	浅賀設備	坂戸市大字萱方 483-4	049-284-2683
第 49 号	昭和工業(株)	川越市石原町 2-58-16	049-228-1144
第 50 号	(株)シマダ	入間郡越生町竜ヶ谷 254	049-292-5683
第 51 号	(株)クラシアン	さいたま市北区吉野町 2-200-1	0120-500-500
第 52 号	根岸設備	比企郡小川町大字勝呂 443	0493-73-2888
第 53 号	(株)太水	大里郡寄居町折原 785-4	0485-98-8440
第 54 号	(株)サンリフレホールディングス	渋谷区東 1-26-20 東京建物東渋谷ビル 12F	03-6427-5381
第 55 号	小川商会	比企郡小川町大字青山 1266 - 6	0493-72-0472
第 56 号	(株)クリーンライフ	吹田市広芝町 6 番 10 号	06-6821-6133
第 57 号	(有)石田設備	大里郡寄居町大字小園 548 番地	048-581-2562

２． 救援施設

２－１ 避難所一覧

○指定緊急避難場所・指定避難所

(令和４年３月現在)

名称	所在地	収容人員	車両 収容台数	災害の種類	
				地震	土砂災害
高齢者生きがいセンター	安戸 432-1	64 (32)	—	○	○
東秩父村和紙の里研修会館	御堂 441	44 (24)	—	○	○
槻川小学校体育館	御堂 364-1	120 (66)	—	○	○
東秩父中学校体育館	奥沢 150	301 (165)	—	○	○
坂本体育館	坂本 1308-1	127 (70)	—	○	○
ふれあいセンター槻川	坂本 1561	57 (30)	—	○	○
ふるさと館	大内沢 703	86 (47)	—	○	○
ふるさと館分館	白石 936	29 (16)	—	○	○
ふれあい広場グラウンド内	御堂 549	—	600	○	○
道の駅和紙の里駐車場	御堂 441	—	140	○	○
合計		828 (450)	740	—	—

※収容人員の（ ）内は感染症対策を考慮した場合の収容人員

○福祉避難所

(令和４年３月現在)

名称	所在地	収容人員	車両 収容台数	災害の種類	
				地震	土砂災害
保健センター	坂本 1284-1	179 (98)	—	○	○

※収容人員の（ ）内は感染症対策を考慮した場合の収容人員

2-2 飛行場場外離着陸場一覧

名称	所在地	座標・北緯			座標・東経			管理者
東秩父村ふれあい 広場 場外防災ヘ リポート	東秩父村大字御堂 549	36	3	19	139	12	6	東秩父村教育委員 会

2-3 災害時優先電話設置状況一覧

	設置場所	番号（市外局番0493）
1	村	82-1221 82-1222 82-1223
2	村教育委員会	82-1230
3	村立城山保育園	82-1234
5	ふるさと館	82-1233
6	村立槻川小学校	82-1235
7	村立東秩父中学校	82-1211
8	村携帯電話	090-1048-9600 080-8720-0398

2-4 医療機関一覧（東松山保健所管内）

（令和4年4月1日現在）

種別	施設名	所在地	電話番号	診療科目	病床総数
救	東松山市立市民病院	東松山市大字松山 2392	0493-24-6111	脳、眼、耳、リハ、放、麻、内、外、 小、皮、泌、整	114
支 救 療	東松山医師会病院	東松山市神明町 1-15-10	0493-22-2822	内、外、小、神内、呼、消、循、整、 皮、泌、眼、リハ、放、精	202
	医療法人緑光会 東松山病院	東松山市大字大谷 4160-2	0493-39-0303	内、精、歯	364
救	医療法人 埼玉成恵会病院	東松山市大字石橋 1721	0493-23-1221	内、外、神内、呼、消、胃、循、リ ウ、整、形、脳、泌、肛、リハ、放、 麻、婦、血管外科、救急科	170
救	大谷整形外科病院	東松山市大字下野本 517	0493-24-5333	整、内、リハ	50
救	シャローム病院	東松山市松山1496	0493-25-2979	内、外、消化器外科、皮、麻、肛 門外科、緩和ケア内科、乳腺外 科、小、人工透析内科、循内、神 内	55
救 療	武蔵嵐山病院	東松山市上唐子 1312-1	0493-81-7700	内、整、循内、消内、呼内、泌、リ ハ、神内、リウ、外、糖尿病内 科、腎臓内科、人工透析内科	157
	医療法人昭友会 埼玉森林病院	比企郡滑川町大字和 泉704	0493-56-3191	内、精、歯、皮	274
	埼玉県立嵐山郷	比企郡嵐山町大字古 里1848	0493-62-6221	小、内、精、整、眼、耳、歯、婦、皮	65
支 救 臨	小川赤十字病院	比企郡小川町大字小 川1525	0493-72-2333	内、循、呼、精、神内、外、消、小、 整、泌、脳、眼、婦、皮、耳、麻、 放、リハ、乳腺・内分泌外科、 リウ、内分泌・糖尿病内科、 腎臓内科、血内	302
救	医療法人瀬川病院	比企郡小川町大字大 塚30-1	0493-72-0328	内、外、神内、呼、消、循、整、皮、 泌、肛	41
	宏仁会小川病院	比企郡小川町大字原 川205	0493-73-2750	内、循内、リハ、人工透析内科、 消化器外科、糖尿病内科、腎臓 内科	34
療	医療法人啓仁会 平成の森・川島病院	比企郡川島町大字畑 中478-1	049-297-2811	内、リハ	238

※病院の種別

「支：地域医療支援病院」

「救：救急医療機関」

「療：療養病床を有する病院」

「臨：臨床研修病院（歯科除く）」

３．消防・水防施設

３－１ 消防団の現況

(令和４年４月１日現在)

階級別 団別		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合 計
東秩父消防団	団本部	1	2	1		3		7	
	機能別消防団員							8	
	第１分団第１部			1	2	1	2	15	
	第１分団第２部					1	2	13	
	第１分団第３部					1	1	7	
	第２分団第１部			1	2	1	2	11	
	第２分団第２部					1	1	9	
	第２分団第３部					1	2	12	
	[119] 計	1	2	3	4	9	10	82	

[]内は、条例定員数。

３－２ 東秩父消防団保有車両一覧

(令和４年４月１日現在)

区 分	名 称	シャシー・ポンプ等	登録ナンバー	初度登録	備 考
１分団	１部	水槽付消防ポンプ車	日 野・モリタＡ－２	熊谷 830－さ 8210	H21. 1 水Ⅰ－Ａ型・水槽1.5 t
		小型動力ポンプ積載車	いすゞ・シバウラＢ－３	熊谷 800－さ 9375	H17. 9 小型動力ポンプ
	２部	消防ポンプ車	日 野・モリタＡ－２	熊谷 800－す 1906	H20. 10 ＣＤ－Ⅰ型４ＷＤ
		小型動力ポンプ積載車	いすゞ・シバウラＢ－３	熊谷 800－さ 9376	H17. 9 小型動力ポンプ
	３部	水槽車	いすゞ・シバウラＢ－２	熊谷 831－や 119	H27. 2 水槽2.5 t・小型動力ポンプ・高圧ポンプ
２分団	１部	消防ポンプ車	日 野・ＧＭ Ａ－２	熊谷 830－の 21	R 2. 2 ＣＤ－Ⅰ型４ＷＤ・可搬ポンプ積
	２部	小型動力ポンプ積載車	日 産・マキタＢ－２	熊谷 800－す 2792	H22. 3 救助資機材搭載車・小型動力ポンプ
	３部	水槽車	いすゞ・シバウラＢ－２	熊谷 830－つ 23	H28. 11 水槽3 t・小型動力ポンプ・高圧ポンプ
	３部	水槽車	日 野・シバウラＢ－２	熊谷 830－は 23	R 4. 2 水槽2 t・小型動力ポンプ・高圧ポンプ

３－３ 消防水利の状況

(令和４年４月１日現在)

防火水槽		消火栓		プール 沼・池	消 防 井 戸	合 計
40m ³ 以上	20m ³ 以上 40m ³ 未満	150mm 以上	150mm 未満			
60	14	13	109	2	－	198

3－4 危険物施設の現況

(令和4年4月1日現在)

貯蔵所					取扱所			合計
屋内貯蔵 所	屋外タン ク貯蔵所	地下タン ク貯蔵所	移動タン ク貯蔵所	屋外貯蔵 所	給油取扱所		一般取扱 所	
					営業用	自家用		
3	2	0	3	0	2	4	0	14

3-5 庁用車両一覧

(令和5年4月1日現在)

課名	車名	自動車登録番号	車検年月日
議会事務局	トヨタ クレスタ	熊谷 300 セ 7388	平成12年6月
総務課	トヨタ クラウン	熊谷 334 や 634	平成27年9月
	ホンダ アクティバン	熊谷 480 す 6770	平成27年4月
	ホンダ インサイト	熊谷 501 と 4847	平成22年5月
企画財政課	ホンダ インサイト	熊谷 501 て 1544	平成21年9月
税務会計課	トヨタ プロボックス	熊谷 400 つ 8452	令和3年8月
住民福祉課	マツダ ビアンテ	熊谷 300 も 5081	平成23年3月
	ダイハツ ミラ	熊谷 580 つ 5260	平成23年1月
保健衛生課	トヨタ プロボックス	熊谷 501 ね 8657	平成25年1月
	ダイハツ ハイゼット	熊谷 480 て 848	令和5年1月
	ホンダ ライフ	熊谷 580 そ 4287	平成21年9月
	ホンダ ライフ	熊谷 580 そ 6614	平成21年10月
	ホンダ フィット	熊谷 501 て 1794	平成21年9月
建設課	トヨタ ハイエース	熊谷 400 つ 7780	令和3年3月
	ホンダ パートナー	熊谷 400 た 4894	平成21年11月
	マツダ ボンゴ	熊谷 400 セ 5751	平成16年4月
	三菱 ミキャンター	熊谷 100 す 9462	平成25年11月
産業観光課	ホンダ フリード	熊谷 501 む 1304	平成30年3月
	スズキ キャリー	熊谷 480 た 1206	平成30年9月
	ホンダ N-VAN	熊谷 480 ち 9871	令和3年6月
教育委員会	ホンダ ステップワゴン	熊谷 501 て 5139	平成21年11月
	スズキ キャリー	熊谷 480 え 8084	平成20年3月
合計	22台		

4. 危険箇所

4-1 山腹崩壊危険地区

整理 番号	箇 所 名	位 置				面 積 (ha)
		都 市	町 村	大 字	小 字	
1	大 宝	秩 父 郡	東 秩 父 村	大 内 沢	大 宝	1
2	日 影 貝 戸	〃	〃	〃	日 影 貝 戸	1
3	砂 場	〃	〃	〃	砂 場	3
4	日 向 畑	〃	〃	〃	日 向 畑	3
5	居 用	〃	〃	〃	居 用	1
6	和 知 場	〃	〃	坂 本	和 知 場	1
7	和 知 場 南	〃	〃	〃	〃	2
8	北 落 合	〃	〃	〃	落 合	2
9	南 落 合	〃	〃	〃	〃	3
10	東 落 合	〃	〃	〃	寅 山	1
11	西 青 木	〃	〃	奥 沢	西 青 木 山	1
12	中 青 木	〃	〃	〃	中 青 木 山	3
13	奥 沢	〃	〃	〃	〃	2
14	南 菖 蒲	〃	〃	御 堂	菖 蒲 沢	1
15	菖 蒲 沢	〃	〃	〃	〃	1
16	向 堀	〃	〃	〃	高 取 峯	5
17	内 手	〃	〃	坂 本	内 手	7
18	西 小 裏	〃	〃	〃	鍛 冶 屋	1 1
19	西 小 上	〃	〃	〃	新 井	1
20	東 皆 谷	〃	〃	皆 谷	皆 谷	4
21	南	〃	〃	坂 本	南	1
22	西 皆 谷	〃	〃	皆 谷	皆 谷	4
23	新 田	〃	〃	〃	新 田	1
24	東 山 口	〃	〃	〃	山 口	1
25	西 山 口	〃	〃	〃	〃	1
26	八 重 蔵 向	〃	〃	〃	八 重 蔵 向	2
27	煎 茶 山	〃	〃	〃	煎 茶 山	6
28	五 間 沢	〃	〃	〃	五 間 沢	1
29	引 槻 沢	〃	〃	白 石	引 槻 沢	2
30	唐 沢	〃	〃	〃	唐 沢	2
31	竹 の 鼻	〃	〃	〃	竹 の 鼻	2
32	北 畑	〃	〃	〃	北 畑	2
33	本 皆 戸	〃	〃	〃	本 皆 戸	1
34	萩 殿	〃	〃	〃	萩 殿	1
35	下 奈 田 良	〃	〃	〃	奈 田 良	2
36	中 奈 田 良	〃	〃	〃	〃	3
37	上 奈 田 良	〃	〃	〃	〃	1

整理 番号	箇 所 名	位 置				面 積 (ha)
		都 市	町 村	大 字	小 字	
38	野 土 平	〃	〃	〃	野 土 平	5
39	下 元 槻	〃	〃	〃	元 槻 川	1
40	上 元 槻	〃	〃	〃	〃	2
41	白 石 峠	〃	〃	〃	元 槻 木	3
42	細 山	〃	〃	〃	細 山	3
43	丸 塚	〃	〃	〃	丸 塚	1
44	中 の 釜	〃	〃	〃	中 の 釜	2
45	上 槻 川 平	〃	〃	〃	槻 川 下	4
46	山 支 平	〃	〃	御 堂	山 支 平	2
47	萩 平	〃	〃	〃	萩 平	8
48	坊 庭	〃	〃	〃	丸 嘆	9
50	峠 山	〃	〃	安 戸	峠 山	3
51	宮 ノ 下	〃	〃	〃	宮 ノ 下	1
52	東 小 学 校 裏	〃	〃	御 堂	槻 川 西 谷	3
53	帯 沢	〃	〃	安 戸	帯 沢	5
54	松 木 平	〃	〃	〃	松 木 平	1
55	寺 岡	〃	〃	〃	寺 岡	1
56	上 安 戸	〃	〃	〃	向 山	5
57	下 安 戸	〃	〃	〃	〃	3
58	本 皆 戸	〃	〃	白 石	本 皆 戸	1
59	槻 川 平	〃	〃	〃	槻 川 平	1
60	町 北	〃	〃	安 戸	町 北	2
61	新 田	〃	〃	皆 谷	新 田	2
62	牧 山	〃	〃	御 堂	槻 川 東 谷	1
63	半 場 下	〃	〃	奥 沢	半 場 東 山	1
64	腰 村	〃	〃	〃	腰 村 東 山	1
65	荒 野	〃	〃	坂 本	荒 野	1
66	和 知 場	〃	〃	大 内 沢	北 貝 戸	1
67	皆 谷	〃	〃	皆 谷	渕 の 上	1
68	あ く と 沢	〃	〃	御 堂	鈴 木 山	3
69	柏 木	〃	〃	〃	大 滝	3

4-2 崩壊土砂流出危険地区

整理 番号	箇 所 名	位 置				面積 (ha)
		都 市	町 村	大 字	小 字	
1	井 泉 水	秩 父 郡	東 秩 父 村	安 戸	東 町	0.1
2	大 久 保	〃	〃	〃	大 久 保	1.0
3	半 場	〃	〃	奥 沢	半 場 中 山	0.4
4	奥 沢	〃	〃	〃	奥 沢	1.0
5	中 青 木 山	〃	〃	〃	中 青 木 山	0.3
6	長 ケ 谷	〃	〃	坂 本	長 ケ 谷	0.4
7	千 波 沢	〃	〃	大 内 沢	千 波 沢	2.4
8	堂 平	〃	〃	〃	堂 平	1.8
9	和 知 場	〃	〃	坂 本	和 知 場	2.1
10	中 沢	〃	〃	〃	中 沢	0.4
11	上 ノ 山	〃	〃	〃	上 ノ 山	0.3
12	下 田 中	〃	〃	〃	下 田 中	0.2
13	宿 の 平	〃	〃	〃	宿 の 平	1.2
14	下 柴	〃	〃	〃	下 柴	1.3
15	億 万 沢	〃	〃	〃	捧 山	1.2
16	矢 野 田	〃	〃	〃	矢 野 田	0.5
17	中 の 反	〃	〃	〃	中 の 反	0.8
18	竹 の 鼻	〃	〃	白 石	竹 の 鼻	0.4
19	猪 鼻	〃	〃	〃	猪 鼻	1.4
20	せ き り 塚	〃	〃	〃	経 塚	2.2
21	春 塚	〃	〃	〃	楷 戸	1.8
22	本 皆 戸	〃	〃	〃	本 皆 戸	0.2
23	野 土 平	〃	〃	〃	野 土 平	1.0
24	元 槻 川	〃	〃	〃	元 槻 川	0.1
25	細 山	〃	〃	〃	細 山	1.0
26	丸 塚	〃	〃	〃	丸 塚	2.0
27	大 日 向 沢	〃	〃	〃	槻 川 平	1.4
28	笹 山 沢	〃	〃	〃	〃	0.7
29	中 沢	〃	〃	〃	〃	1.1
30	茗 ケ 沢	〃	〃	〃	茗 ケ 沢	0.6
31	引 槻 沢	〃	〃	〃	引 槻 沢	0.8
32	山 口	〃	〃	皆 谷	山 口	0.2
33	光 官 寺	〃	〃	〃	新 田	0.6
34	観 音 山	〃	〃	〃	皆 谷	0.4
35	皆 谷	〃	〃	〃	〃	0.2
36	新 井	〃	〃	坂 本	新 井	0.2
37	か じ や	〃	〃	〃	か じ や	0.2
38	矢 元	〃	〃	〃	矢 元	0.3
39	下 矢 元	〃	〃	御 堂	高 取 峯	0.2
40	向 堀	〃	〃	〃	海 老 入	0.5

整理 番号	箇 所 名	位 置				面積 (ha)
		都 市	町 村	大 字	小 字	
41	大 滝	〃	〃	〃	大 滝	0.8
42	梨 木	〃	〃	〃	〃	0.5
43	萩 平	〃	〃	〃	萩 平	0.2
44	山 神	〃	〃	〃	山 神	2.7
45	新 谷 沢	〃	〃	〃	〃	0.5
46	山 支 平	〃	〃	〃	山 支 平	0.4
47	あ く と 沢	〃	〃	〃	鈴 木 山	0.7
48	帯 沢	〃	〃	安 戸	帯 沢	0.5
49	松 葉	〃	〃	〃	松 葉	0.7
50	長 坂	〃	〃	〃	長 坂	0.2
51	上 松 木	〃	〃	〃	松 木 平	0.3
52	松 木 平	〃	〃	〃	〃	0.5
53	浄 蓮 寺	〃	〃	御 堂	御 堂	0.9
54	栗 和 田	〃	〃	坂 本	粥 仁 田	0.3
55	御 堂	〃	〃	御 堂	槻 川 東 谷	0.6
56	砂 場	〃	〃	大 内 沢	砂 場	0.2

4－3 土石流危険溪流箇所

溪流番号	溪流名	溪 流 所 在 地		
		都市名	町村名	字 名
369－Ⅰ－001	浄蓮寺沢	秩父郡	東秩父村	御堂
369－Ⅰ－002	菖蒲沢	〃	〃	御堂
369－Ⅰ－003	向堀沢	〃	〃	御堂
369－Ⅰ－004	あたご沢	〃	〃	御堂
369－Ⅰ－005	沢向沢	〃	〃	坂本
369－Ⅰ－006	観音山沢	〃	〃	皆谷
369－Ⅰ－007	観音山沢(支)	〃	〃	皆谷
369－Ⅰ－008	竹ノ平沢	〃	〃	皆谷
369－Ⅰ－009	上ノ土沢	〃	〃	白石
369－Ⅰ－010	中沢	〃	〃	白石
369－Ⅰ－011	琴平沢	〃	〃	白石
369－Ⅰ－012	中ノ反り沢	〃	〃	坂本
369－Ⅰ－013	八幡沢	〃	〃	坂本
369－Ⅰ－014	堂平沢	〃	〃	大内沢
369－Ⅰ－015	大宝沢	〃	〃	大内沢
369－Ⅰ－016	深沢寺沢	〃	〃	奥沢
369－Ⅰ－017	阿夫利沢	〃	〃	奥沢
369－Ⅰ－018	奥沢下沢	〃	〃	奥沢
369－Ⅰ－019	摩利支天沢	〃	〃	奥沢
369－Ⅰ－020	半場沢	〃	〃	奥沢
369－Ⅰ－021	小幡沢(支)	〃	〃	御堂
369－Ⅰ－022	小幡沢	〃	〃	御堂
369－Ⅰ－023	八幡山沢(支)	〃	〃	御堂
369－Ⅰ－024	八幡山沢	〃	〃	御堂
369－Ⅰ－025	都沢	〃	〃	安戸
369－Ⅰ－026	在家沢	〃	〃	安戸
369－Ⅰ－027	宮ノ入沢	〃	〃	安戸
369－Ⅰ－028	宿沢	〃	〃	安戸
369－Ⅱ－001	下河原沢	〃	〃	安戸
369－Ⅱ－002	茗荷沢	〃	〃	安戸
369－Ⅱ－003	大崖沢	〃	〃	安戸
369－Ⅱ－004	小妻沢	〃	〃	安戸
369－Ⅱ－005	萩平川(支)	〃	〃	御堂
369－Ⅱ－006	萩平川	〃	〃	御堂
369－Ⅱ－007	矢元沢	〃	〃	坂本
369－Ⅱ－008	橋場沢	〃	〃	坂本
369－Ⅱ－009	茗ヶ沢	〃	〃	白石
369－Ⅱ－010	笠山沢	〃	〃	白石
369－Ⅱ－011	奈田良沢	〃	〃	白石
369－Ⅱ－012	せきり沢	〃	〃	白石

溪流番号	溪流名	溪 流 所 在 地		
		都市名	町村名	字 名
369－Ⅱ－013	梅ノ窪沢	〃	〃	皆谷
369－Ⅱ－014	柴沢	〃	〃	坂本
369－Ⅱ－015	天王山沢	〃	〃	坂本
369－Ⅱ－016	坂本中沢	〃	〃	坂本
369－Ⅱ－017	上田中沢	〃	〃	坂本
369－Ⅱ－018	下田中沢	〃	〃	坂本
369－Ⅱ－019	坂本沢	〃	〃	坂本
369－Ⅱ－020	田中沢	〃	〃	坂本
369－Ⅱ－021	長谷田沢	〃	〃	坂本
369－Ⅱ－022	落合沢	〃	〃	坂本
369－Ⅱ－023	白石沢	〃	〃	大内沢
369－Ⅱ－024	新畑沢	〃	〃	坂本
369－Ⅱ－025	奥沢上ノ沢	〃	〃	奥沢
369－Ⅱ－026	奥沢上沢	〃	〃	奥沢
369－Ⅱ－027	青木下沢	〃	〃	奥沢
369－Ⅱ－028	半場上沢	〃	〃	奥沢
369－Ⅱ－029	半場入沢	〃	〃	奥沢
369－Ⅱ－030	春藤沢	〃	〃	安戸
369－Ⅱ－031	かべや沢	〃	〃	安戸

4－4 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所名	所在地			自然／人工
		市町村名	大字	小字	
11105－Ⅰ－1603	大宝	東秩父村	坂本	大宝	自然
11105－Ⅰ－1604	井卓	〃	大内沢		自然
11105－Ⅰ－1608	井戸－1	〃	大内沢	井戸	自然
11105－Ⅰ－1614	落合	〃	坂本	落合	自然
11105－Ⅰ－1615	内糸	〃	坂本		自然
11105－Ⅰ－1616	坂本下	〃	坂本	内手	自然
11105－Ⅰ－1618	かじや	〃	坂本	坂本中	自然
11105－Ⅰ－1619	坂本中－2	〃	坂本	坂本中	自然
11105－Ⅰ－1622	新井東	〃	坂本	新井	自然
11105－Ⅰ－1625	皆谷	〃	皆谷	皆谷	自然
11105－Ⅰ－1631	皆谷下－2	〃	皆谷		自然
11105－Ⅰ－1636	皆谷下－4	〃	皆谷	皆谷下	自然
11105－Ⅰ－1651	向堀－2	〃	御堂	向堀	自然
11105－Ⅰ－1653	坂本下	〃	坂本	坂本下	自然
11105－Ⅰ－1655	奥沢上	〃	奥沢	奥沢上	自然
11105－Ⅰ－1657	青木下	〃	奥沢	青木下	自然
11105－Ⅰ－1658	奥沢下	〃	奥沢	奥沢下	自然
11105－Ⅰ－1660	半場上	〃	奥沢	奥沢下	自然
11105－Ⅰ－1661	半場上－2	〃	奥沢	奥沢下	自然
11105－Ⅰ－1663	半場下	〃	奥沢	奥沢下	自然
11105－Ⅰ－1664	川上－1	〃	御堂	川上	自然
11105－Ⅰ－1665	川下	〃	御堂	川下	自然
11105－Ⅰ－1667	帯沢－1	〃	安戸	帯沢	自然
11105－Ⅰ－1672	宿－1	〃	安戸	宿	自然
11105－Ⅰ－1673	宿－2	〃	安戸	宿	自然
11105－Ⅱ－1601	大宝－1	〃	大内沢	大宝	自然
11105－Ⅱ－1602	大宝－2	〃	大内沢	大宝	自然
11105－Ⅱ－1605	大内沢上	〃	大内沢	大内沢上	自然
11105－Ⅱ－1606	井戸－2	〃	大内沢	井戸	自然
11105－Ⅱ－1607	井戸	〃	大内沢	井戸	自然
11105－Ⅱ－1609	白石－1	〃	大内沢	白石	自然
11105－Ⅱ－1610	大内沢下	〃	大内沢	大内沢下	自然
11105－Ⅱ－1611	大内沢下－2	〃	大内沢	大内沢下	自然
11105－Ⅱ－1613	和知場	〃	坂本	和知場	自然
11105－Ⅱ－1617	坂本中－1	〃	坂本	坂本中	自然
11105－Ⅱ－1620	新井	〃	坂本	新井	自然
11105－Ⅱ－1621	新井－3	〃	坂本	新井	自然
11105－Ⅱ－1623	新井東－2	〃	坂本	新井	自然
11105－Ⅱ－1624	新井－2	〃	坂本	新井	自然
11105－Ⅱ－1626	新井－1	〃	坂本	新井	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然／人工
		市町村名	大字	小字	
11105－Ⅱ－1627	大内沢上	〃	大内沢	大内沢上	自然
11105－Ⅱ－1628	皆谷下	〃	皆谷	皆谷下	自然
11105－Ⅱ－1632	淵ノ上	〃	白石		自然
11105－Ⅱ－1634	新田－2	〃	皆谷		自然
11105－Ⅱ－1635	皆谷下－3	〃	皆谷	皆谷下	自然
11105－Ⅱ－1637	新田－1	〃	皆谷	新田	自然
11105－Ⅱ－1638	皆谷下	〃	皆谷	皆谷下	自然
11105－Ⅱ－1639	白石－2	〃	白石	白石	自然
11105－Ⅱ－1640	白石	〃	白石	竹の花	自然
11105－Ⅱ－1641	白石下	〃	白石		自然
11105－Ⅱ－1642	白石－2	〃	白石		自然
11105－Ⅱ－1643	白石－3	〃	白石		自然
11105－Ⅱ－1644	白石－4	〃	白石		自然
11105－Ⅱ－1645	白石－5	〃	白石	白石	自然
11105－Ⅱ－1647	萩平－2	〃	御堂	萩平	自然
11105－Ⅱ－1648	川上	〃	御堂	川上	自然
11105－Ⅱ－1650	向堀	〃	御堂	向堀	自然
11105－Ⅱ－1652	向堀－3	〃	御堂	向堀	自然
11105－Ⅱ－1654	坂本下－2	〃	坂本	坂本下	自然
11105－Ⅱ－1656	奥沢上－2	〃	奥沢	奥沢上	自然
11105－Ⅱ－1659	奥沢下－2	〃	奥沢	奥沢下	自然
11105－Ⅱ－1662	半場上－3	〃	奥沢	奥沢下	自然
11105－Ⅱ－1668	帯沢－2	〃	安戸	帯沢	自然
11105－Ⅱ－1669	帯沢－3	〃	安戸	帯沢	自然
11105－Ⅱ－1670	帯沢－4	〃	安戸	帯沢	自然
11105－Ⅱ－1671	在家二	〃	安戸	在家二	自然
11105－Ⅲ－1612	和知場－1	〃	大内沢	和知場	自然
11105－Ⅲ－1629	小安戸－2	〃	皆谷	小安戸	自然
11105－Ⅲ－1630	小安戸－1	〃	皆谷	小安戸	自然
11105－Ⅲ－1633	新田	〃	皆谷	新田	自然
11105－Ⅲ－1646	萩平	〃	御堂	萩平	自然
11105－Ⅲ－1649	向堀－2	〃	御堂	向堀	自然
11105－Ⅲ－1666	川上－2	〃	御堂	川上	自然
11105－Ⅲ－1674	宿－3	〃	安戸	宿	自然

4-5 地すべり危険箇所（国土交通省所管）

○は地すべり防止区域指定済箇所

（ ）内は 〃 面積

整理 番号	区 域 名	所 在 地 面積 (ha)	人 家 (戸)	公共的建物 施設の種類	防 止 施 設		指 定 年 月 日	備 考
					工 種	内 容		
18	居 用 い よ う	秩父郡東秩父村大内沢 16.3	20	村道1,200m 集会所1				○
19	上 の 山 う え の や ま	秩父郡東秩父村坂本 41.6 (15.5)	29	村道1,600m 集会場1	排水工	横ボーリング工	38. 8. 26	○
20	萩 平 はぎたいら	秩父郡東秩父村松木平 13.8 (7.6)	18	村道700m	床固工	蛇籠	36. 8. 26	○
38	柳 沢 やなぎさわ	秩父郡東秩父村栗和田 35.6 (23.4)	20	村道1,400m 集会場1	排水工		50. 5. 28	
41	和 知 場 わ ち ば	秩父郡東秩父村大内沢 12.5	11	村道1,100m				
42	大 宝 たいほう	秩父郡東秩父村大内沢 14.0	15	村道1,500m				
43	白 石 しらいし	秩父郡東秩父村大内沢 15.3	5	村道650m				
45	綿 野 わたの	秩父郡東秩父村大内沢 6.2	—	—				
50	坂 本 さかもと	秩父郡東秩父村坂本 27.2	35	村道1,700m				
51	牧 場 ぼくじょう	秩父郡東秩父村皆谷 10.9	8	村道500m				
52	牧 場 ぼくじょう	秩父郡東秩父村皆谷 12.8	3	村道200m				
53	牧 場 ぼくじょう	秩父郡東秩父村皆谷 20.6	20	村道1,500m				
54	御 堂 み どう	秩父郡東秩父村御堂松木平 20.3	11	村道1,200m				
55	御 堂 み どう	秩父郡東秩父村御堂松木平 42.5	9	村道900m 村道700m				

4－6 地すべり危険地区

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡市	町村	大字	小字	
113	居用	秩父郡	東秩父村	大内沢	居用	5.0
114	大宝	〃	〃	大内沢	大宝	3.0
115	上ノ貝戸	〃	〃	大内沢	上ノ貝戸	53.0
116	堂平	〃	〃	大内沢	堂平	5.0
117	和知場	〃	〃	大内沢	和知場	5.0
118	栗和田	〃	〃	坂本	栗和田	4.0
119	躑躅山	〃	〃	皆谷	躑躅山	5.0
120	中の田	〃	〃	皆谷	中の田	14.0
121	朝日根	〃	〃	皆谷	朝日根	34.0
122	八重蔵	〃	〃	皆谷	順礼堂	12.0
123	北畠	〃	〃	白石	北畠	7.0
124	奈田良	〃	〃	白石	奈田良	20.0
125	細山	〃	〃	白石	細山	4.0
126	槻川平	〃	〃	白石	槻川平	6.0
127	萩殿	〃	〃	白石	萩殿	5.0
128	八重蔵向	〃	〃	皆谷	八重蔵向	3.0
129	新田	〃	〃	皆谷	新田	6.0
130	柴	〃	〃	坂本	柴	37.0
131	猪鼻山	〃	〃	白石	猪鼻	7.0
132	安戸山	〃	〃	安戸	安戸山	3.0
133	茗荷沢	〃	〃	白石	茗荷沢	1.1

4-7 地すべり防止区域（国土交通省所管）

防 止 区域名	所 在 地	面 積 (ha)	人家 (戸)	指 定 年月日	防 止 施 設			備 考
					名 称	構 造	施工年度	
上の山	秩父郡東秩父村	15.48	19	36. 8. 26	排水工	ボーリング工	昭和46～51	概 成
萩 平	〃	7.61	6	36. 8. 26	床固工	蛇籠	昭和36～38	〃
柳 沢	〃	23.40	23	50. 5. 28	排水工		昭和52～62	〃

4-8 地すべり防止区域（農林水産省所管）

防 止 区域名	所 在 地	面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物 施設の種類	防止施設		指定年月日	備 考
					工種	内容		
八重蔵	秩父郡東秩父村 大字皆谷	9.71	11	農道 610m	谷止工 床固工 排水工	水路 暗渠	昭和35. 9. 27	概 成
中の田	〃	9.71	25	農道 1,100m	谷止工 排水工	水路 暗渠	昭和37. 10. 11	〃
奈田良	秩父郡東秩父村 大字白石	15.70	4	道路 270m	床固工 排水工	水路	昭和35. 9. 27	〃
上の貝 戸	秩父郡東秩父村 大字大内沢	53.30	65	林道 1,950m 神社 1	排水工	水路 暗渠	昭和52. 6. 6	〃
朝日根	秩父郡東秩父村 大字皆谷	62.79	27	農道 420m 林道 480m 神社 1	谷止工 排水工 杭打工	水路 暗渠	昭和54. 4. 25 平成9. 2. 21	〃

4-9 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

主要地方道

道路 種別	路 線 名	担当事務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路
			自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)				
	三沢坂本線	秩父	皆野町三沢 東秩父村境	7.9	586	パトロール等 により危険が 予想される時	落 石 土砂崩落	(主)熊谷小 川秩父線

4-10 砂防指定地

(令和3年12月末現在)

対 図 番 号	幹 川 名	小 支 川 名	溪 流 名	所 在 地	摘 要
1	槻 川		槻 川	東 秩 父 村	S16.11.6 592号
2	〃		阿 久 津 沢	〃	S36.8.2 1580号
3	〃		奈 田 良 沢	〃	S38.11.11 2803号
4	〃		北 畠 川	〃	S39.9.17 2631号
5	〃		五 間 沢	〃	S40.11.19 3291号
6	〃		管 の 平 沢	〃	S41.3.22 796号
7	〃		新 屋 敷 沢	〃	〃
8	〃		杉 奈 窪 沢	〃	S43.12.12 3553号
9	〃		湊 の 上 沢	〃	S48.12.14 2513号
10	〃		栗 和 田 川	〃	S24.4.11 268号
11	〃		億 万 沢	〃	S42.12.28 4613号
12	〃		八 幡 沢	〃	S56.7.8 1257号
13	〃		上 の 山 沢	〃	S37.10.15 2655号
14	〃	大 内 沢	綿 野 沢	〃	S45.8.10 1218号
15	〃	〃	和 知 場 沢	〃	S39.9.17 2691号
16	〃	〃	堂 平 沢	〃	S61.3.17 668号
17	〃	〃	上 所 沢	〃	S43.12.12 3553号
18	〃	〃	大 内 沢	〃	S38.11.11 2803号
19	〃	〃	白 石 沢	〃	S51.3.5 247号
20	〃	〃	萩 平 沢	〃	S30.1.18 28号
21	〃		八 幡 山 沢	〃	S52.1.13 9号
22	〃		帯 沢 川	〃	S39.9.17 2691号
23	〃		小 幡 沢	〃	S50.1.21 45号
24	〃		都 沢	〃	〃
25	〃		入 山 川	〃	S40.11.19 3291号
26	〃		大 久 保 沢	〃	S47.9.5 1544号

4-11 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

整理 番号	区域の名称	特別警戒区域 の有無	住 所	自然現象の種類	指定年月日
1	中沢	○	東秩父村白石	土石流	H18. 3. 22
2	笠山沢	○		土石流	
3	中ノ反り沢	—	東秩父村坂本	土石流	H22. 3. 30
4	中ノ反り沢右 1	○		土石流	
5	八幡沢	○		土石流	
6	八幡沢右 1	○		土石流	
7	せきり沢	○	東秩父村白石	土石流	H23. 3. 18
8	上田中沢	○	東秩父村坂本	土石流	
9	下田中沢	○		土石流	
10	坂本沢	○		土石流	
11	田中沢	○		土石流	
12	長谷田沢	○		土石流	
13	落合沢	○	東秩父村御堂	土石流	H23. 9. 20
14	向堀－ 2	○		急傾斜地の崩壊	
15	向堀－ 5	○		急傾斜地の崩壊	
16	向堀－ 6	○		急傾斜地の崩壊	
17	向堀－ 7	○	東秩父村奥沢	急傾斜地の崩壊	
18	奥沢上	○		急傾斜地の崩壊	
19	青木下	○		急傾斜地の崩壊	
20	青木下－ 2	○	東秩父村御堂	急傾斜地の崩壊	
21	向堀	○		急傾斜地の崩壊	
22	向堀－ 4	○		急傾斜地の崩壊	
23	向堀－ 3	○	東秩父村奥沢	急傾斜地の崩壊	
24	奥沢上－ 2	○		急傾斜地の崩壊	
25	向堀－ 1	○	東秩父村御堂	急傾斜地の崩壊	
26	菖蒲沢	○		土石流	
27	向堀沢－ 1	○		土石流	
28	向堀沢－ 2	○		土石流	
29	あたご沢	○	東秩父村奥沢	土石流	
30	深沢寺沢	○		土石流	
31	奥沢上ノ沢	○		土石流	
32	奥沢上沢	○		土石流	
33	青木下沢	○		土石流	
34	落合－ 2	○	東秩父村坂本	急傾斜地の崩壊	H25. 1. 22
35	中ノ沢－ 1	○		急傾斜地の崩壊	
36	中ノ沢－ 2	○		急傾斜地の崩壊	
37	かじや－ 1	○		急傾斜地の崩壊	
38	かじや－ 2	○		急傾斜地の崩壊	
39	坂本中－ 2	○		急傾斜地の崩壊	
40	坂本下－ 1	○		急傾斜地の崩壊	
41	坂本下－ 3	○		急傾斜地の崩壊	
42	坂本下－ 4	○		急傾斜地の崩壊	
43	新井	○		急傾斜地の崩壊	
44	坂本下－ 2	○		急傾斜地の崩壊	
45	沢向沢	○		土石流	
46	矢元沢	○		土石流	
47	柴沢	○		土石流	
48	天王山沢	○		土石流	
49	坂本中沢	○		土石流	
50	長ヶ谷沢	○		土石流	
51	新畑沢	○		土石流	
52	新井－ 3－ 1	○		急傾斜地の崩壊	
53	新井－ 3－ 2	○		急傾斜地の崩壊	
54	新井東－ 1－ 1	○		急傾斜地の崩壊	

整理 番号	区域の名称	特別警戒区域 の有無	住 所	自然現象の種類	指定年月日
55	新井東－１－２	○	東秩父村坂本	急傾斜地の崩壊	H25. 1. 22
56	新井東－２	○		急傾斜地の崩壊	
57	新井－１－１	○		急傾斜地の崩壊	
58	新井－１－２	○		急傾斜地の崩壊	
59	栗和田－１	○		急傾斜地の崩壊	
60	栗和田－２	○		急傾斜地の崩壊	
61	栗和田－３	○		急傾斜地の崩壊	
62	皆谷下	○	東秩父村皆谷	急傾斜地の崩壊	
63	淵ノ上－１	○		急傾斜地の崩壊	
64	皆谷下－２－１	○		急傾斜地の崩壊	
65	皆谷下－２－２	○		急傾斜地の崩壊	
66	淵ノ上－１－１	○		急傾斜地の崩壊	
67	淵ノ上－１－２	○		急傾斜地の崩壊	
68	淵ノ上－１－３	○		急傾斜地の崩壊	
69	新田	○		急傾斜地の崩壊	
70	新田－２－２	○		急傾斜地の崩壊	
71	新田－２－３	○		急傾斜地の崩壊	
72	皆谷下－３	○		急傾斜地の崩壊	
73	皆谷下－４	○		急傾斜地の崩壊	
74	新田－１－１	○		急傾斜地の崩壊	
75	新田－１－２	○		急傾斜地の崩壊	
76	観音山沢	○		土石流	
77	観音山沢（支）	○		土石流	
78	竹ノ平沢	○		土石流	
79	橋場沢	○	東秩父村坂本	土石流	
80	杉奈窪沢	－	東秩父村皆谷	土石流	
81	梅ノ窪沢	－		土石流	
82	栗和田沢	－		土石流	
83	川上－１	○	東秩父村御堂	急傾斜地の崩壊	H26. 3. 24
84	帯沢－１	○	東秩父村安戸	急傾斜地の崩壊	
85	宿－１	○		急傾斜地の崩壊	
86	宿－２	○		急傾斜地の崩壊	
87	帯沢－５	○		急傾斜地の崩壊	
88	宿－４	○		急傾斜地の崩壊	
89	川上	○	東秩父村御堂	急傾斜地の崩壊	
90	帯沢－２	○	東秩父村安戸	急傾斜地の崩壊	
91	帯沢－６	○		急傾斜地の崩壊	
92	帯沢－７	○		急傾斜地の崩壊	
93	川上－２	○	東秩父村御堂	急傾斜地の崩壊	
94	宿－３	○	東秩父村安戸	急傾斜地の崩壊	
95	浄蓮寺沢－１	○	東秩父村御堂	土石流	
96	浄蓮寺沢－２	○		土石流	
97	在家沢	○	東秩父村安戸	土石流	
98	宮ノ入沢	－		土石流	
99	宿沢	○		土石流	
100	松木平沢	－		土石流	
101	宮ノ下沢	－		土石流	
102	下河原沢	○		土石流	
103	茗荷沢	－		土石流	
104	大崖沢	○		土石流	
105	小妻沢－１	○		土石流	
106	小妻沢－２	○		土石流	
107	春藤沢	○		土石流	
108	かやべ沢	○		土石流	
109	槻川東－５－１	○	東秩父村御堂	急傾斜地の崩壊	
110	槻川東－５－２	○		急傾斜地の崩壊	
111	槻川東－６	○		急傾斜地の崩壊	

整理 番号	区域の名称	特別警戒区域 の有無	住 所	自然現象の種類	指定年月日
112	寺岡	○	東秩父村安戸	急傾斜地の崩壊	H26. 3. 24
113	帯沢－ 4	○		急傾斜地の崩壊	
114	在家二	○		急傾斜地の崩壊	
115	槻川東－ 3	○	東秩父村御堂	急傾斜地の崩壊	
116	槻川東－ 4	○		急傾斜地の崩壊	
117	大都	○	東秩父村安戸	急傾斜地の崩壊	
118	阿夫利沢	○	東秩父村奥沢	土石流	
119	奥沢下沢	－		土石流	
120	摩利支天沢	○		土石流	
121	半場沢	○		土石流	
122	小幡沢（支）	－	東秩父村御堂	土石流	
123	小幡沢	○		土石流	
124	小幡山沢（支）－ 1	○		土石流	
125	小幡山沢（支）－ 2	○		土石流	
126	八幡山沢－ 1	○		土石流	
127	八幡山沢－ 2	○		土石流	
128	都沢－ 1	○	東秩父村安戸	土石流	
129	都沢－ 2	○		土石流	
130	半場上沢	○	東秩父村奥沢	土石流	
131	半場入沢	○		土石流	
132	大宝－ 1	○	東秩父村大内沢	急傾斜地の崩壊	
133	大宝－ 2	○		急傾斜地の崩壊	
134	井卓	○		急傾斜地の崩壊	
135	井戸－ 1	○		急傾斜地の崩壊	
136	奥沢下	○	東秩父村奥沢	急傾斜地の崩壊	
137	菖蒲沢－ 3	○	東秩父村御堂	急傾斜地の崩壊	
138	大宝－ 3	○	東秩父村大内沢	急傾斜地の崩壊	
139	大内沢上	○		急傾斜地の崩壊	
140	井戸－ 2	○		急傾斜地の崩壊	
141	岩神	○		急傾斜地の崩壊	
142	大内沢下	○		急傾斜地の崩壊	
143	大内沢下－ 2	○		急傾斜地の崩壊	
144	和知場－ 1	○	東秩父村坂本	急傾斜地の崩壊	
145	和知場－ 2	○		急傾斜地の崩壊	
146	萩平－ 2	○	東秩父村御堂	急傾斜地の崩壊	
147	奥沢下－ 2	○	東秩父村奥沢	急傾斜地の崩壊	
148	和知場－ 3	○	東秩父村坂本	急傾斜地の崩壊	
149	打腰－ 2	○	東秩父村大内沢	急傾斜地の崩壊	
150	菖蒲沢－ 1	○	東秩父村御堂	急傾斜地の崩壊	
151	菖蒲沢－ 2	○		急傾斜地の崩壊	
152	打腰－ 1	○	東秩父村大内沢	急傾斜地の崩壊	
153	萩平	○	東秩父村御堂	急傾斜地の崩壊	
154	堂平沢－ 1	○	東秩父村大内沢	土石流	
155	堂平沢－ 2	○		土石流	
156	堂平沢－ 3	○		土石流	
157	大宝沢	○		土石流	
158	萩平川（支）	－	東秩父村御堂	土石流	
159	萩平川	○		土石流	
160	白石沢	○	東秩父村大内沢	土石流	
161	落合－ 1	○	東秩父村坂本	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 24
162	内手	○	東秩父村坂本	急傾斜地の崩壊	
163	かじや－ 3	○	東秩父村坂本	急傾斜地の崩壊	
164	皆谷	○	東秩父村皆谷	急傾斜地の崩壊	
165	半場上	○	東秩父村奥沢	急傾斜地の崩壊	
166	半場上－ 2	○	東秩父村奥沢	急傾斜地の崩壊	
167	半場下	○	東秩父村奥沢	急傾斜地の崩壊	
168	川下	○	東秩父村御堂	急傾斜地の崩壊	

整理 番号	区域の名称	特別警戒区域 の有無	住 所	自然現象の種類	指定年月日
169	井戸－ 3	○	東秩父村大内沢	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 24
170	井戸－ 4	○	東秩父村大内沢	急傾斜地の崩壊	
171	坂本中－ 1	○	東秩父村坂本	急傾斜地の崩壊	
172	新井－ 2	○	東秩父村坂本	急傾斜地の崩壊	
173	新田－ 2－ 1	○	東秩父村皆谷	急傾斜地の崩壊	
174	半場上－ 3	○	東秩父村奥沢	急傾斜地の崩壊	
175	帯沢－ 3	○	東秩父村安戸	急傾斜地の崩壊	
176	槻川東－ 1	○	東秩父村御堂	急傾斜地の崩壊	
177	槻川東－ 2	○	東秩父村御堂	急傾斜地の崩壊	
178	八重蔵向－ 1	○	東秩父村皆谷	急傾斜地の崩壊	
179	八重蔵向－ 2	○	東秩父村皆谷	急傾斜地の崩壊	
180	唐澤	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
181	白石－ 1－ 1	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
182	白石－ 1－ 2	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
183	白石－ 1－ 3	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
184	白石下	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
185	白石－ 2	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
186	白石－ 3－ 1	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
187	白石－ 3－ 2	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
188	白石－ 4－ 1	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
189	白石－ 4－ 2	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
190	白石－ 5	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
191	白石－ 6	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
192	白石－ 7	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
193	白石－ 8－ 1	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
194	白石－ 8－ 2	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
195	白石－ 9	－	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
196	白石－ 1 0	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
197	白石－ 1 1	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
198	白石－ 1 2	○	東秩父村白石	急傾斜地の崩壊	
199	上ノ土沢	－	東秩父村白石	土石流	
200	琴平沢	○	東秩父村白石	土石流	
201	茗ヶ沢	○	東秩父村白石	土石流	
202	奈多良沢	○	東秩父村白石	土石流	
203	槻川支－ N－ 1	－	東秩父村白石	土石流	
204	槻川支－ N－ 2	○	東秩父村白石	土石流	
205	槻川支－ N－ 3	○	東秩父村白石	土石流	
206	大宝	－	東秩父村大内沢	地すべり	H28. 3. 29
207	白石	－	東秩父村大内沢	地すべり	
208	居用	－	東秩父村大内沢	地すべり	
209	和知場	－	東秩父村大内沢	地すべり	
210	小安戸	－	東秩父村皆谷	地すべり	
211	淵ノ上	－	東秩父村皆谷	地すべり	
212	皆谷下	－	東秩父村皆谷	地すべり	
213	朝日根	－	東秩父村皆谷	地すべり	
214	丸畑	－	東秩父村御堂	地すべり	
215	山ノ神	－	東秩父村御堂	地すべり	
216	上ノ山	－	東秩父村坂本	地すべり	
217	柴	－	東秩父村坂本	地すべり	
218	萩平	－	東秩父村御堂	地すべり	

5. 応援協定一覧

整理番号	協定等名称	団体名等	締結年月日	主な内容
1	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県	平成19年5月1日	県内市町村の応急対策・復旧対策支援
2	大規模災害時における相互応援に関する協定書	熊谷市・東松山市・坂戸市・滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町・川島町・吉見町・鳩山町・東秩父村	平成8年3月1日	被災者の救援支援
3	災害時における東秩父村と小川郵便局及び東秩父郵便局の協力に関する覚書	小川郵便局・東秩父郵便局	平成10年3月2日	郵便事業等に係る災害特別事務取扱及び援護対策
4	災害時における物資の輸送に関する協定書	社団法人埼玉県トラック協会小川・松山支部	平成24年2月23日	災害時における救援物資の輸送
5	災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	社団法人全国霊柩自動車協会	平成15年5月22日	霊柩車及び棺等葬祭用品の供給等の提供
6	災害時におけるLPGガスの優先供給に関する協定書	一般社団法人埼玉県LPGガス協会東松山支部	平成29年5月12日	LPGガスエネルギーの安定供給
7	関東町村会災害時における相互応援に関する協定	茨城県町村会・栃木県町村会・群馬県町村会・埼玉県町村会・千葉県町村会・東京都町村会・神奈川県町村会・山梨県町村会	平成29年10月16日	応急対策応援
8	災害時における電気整備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合	平成20年12月18日	電気設備等の復旧活動
9	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	平成27年10月2日	非常用電話の設置及び利用・管理
10	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成22年12月10日	情報連絡員の派遣
11	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	令和2年9月7日	広範囲停電時の応急活動

整理 番号	協定等名称	団体名等	締結年月日	主な内容
12	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合	令和2年5月29日	災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
13	災害時における一般廃棄物の収集運搬及び仮置き場の管理等に関する協定	小川地区清掃組合	令和2年11月2日	一般廃棄物の収集運搬及び仮置き場の管理
14	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等収集搬送等に関する協定	小川地区清掃組合	令和2年11月2日	し尿等の収集運搬
15	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	令和3年1月12日	被災者等からの相談の実施
16	東秩父村と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定	東秩父村内郵便局 小川郵便局	令和3年12月1日	避難先リスト等の情報の相互提供 避難場所への臨時郵便差出箱の設置
17	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成30年9月26日	地図製品の供給及びその利用等
18	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	比企郡市歯科医師会	令和4年3月30日	歯科医療救護活動の実施
19	災害時の医療救護に関する協定	比企医師会	令和3年3月18日	医療救護活動の実施
20	災害時の医療救護活動に関する協定	小川薬剤師会 東松山市薬剤師会	令和4年3月30日	医療救護活動の実施
21	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	平成30年9月19日	被災者等からの相談の実施

6. 条例等

6-1 東秩父村防災会議条例

昭和38年9月19日
条 例 第 20 号
平成25年9月13日施行

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、東秩父村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東秩父村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、東秩父村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 埼玉県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 東秩父村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数はそれぞれ、4人、7人、3人、8人、4人及び5人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、東秩父村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年9月20日から施行する。

附 則(平成6年4月25日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月14日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月13日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

6－2 東秩父村災害対策本部条例

昭和38年9月19日
条 例 第 21 号
平成25年9月13日施行

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、東秩父村災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年9月20日から施行する。

附 則(平成25年9月13日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

6-3 東秩父村農業災害対策条例

昭和53年5月8日
条 例 第 7 号

(目的)

第1条 この条例は、天災による災害によつて損失を受けた農業者に対し、被害農作物の回復等に要する補助措置及び農業経営に必要な資金（「農業災害資金」という。以下同じ。）の貸し付けを円滑にする措置を講ずることにより、農業経営の安定を図ることを目的とする。

(災害の指定)

第2条 村長は、次の各号の一に該当する災害を特別災害として指定するものとする。

- 一 農作物の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる損失を受けた場合の面積が、近接して10ヘクタール以上である災害
- 二 畜産物、繭等の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる損失を受けた農業者の戸数が10戸以上である災害
- 三 果樹、茶樹、桑樹の永年作物に被害時における価額の100分の30以上の損失を受けた農業者の戸数が10戸以上である災害
- 四 農業用生産施設の種類ごとに被害時における価額の100分の30以上の損失を受けた農業者の戸数が10戸以上である災害

(助成の種類)

第3条 村長は、前条の指定をしたときは、次の各号のうちから適用すべき助成措置を定めるものとする。

- 一 病虫害の防除用農薬購入費補助
- 二 樹勢又は草勢の回復用肥料購入費補助
- 三 代替作又は次期作用種苗及び肥料購入費補助
- 四 蚕種又は苗木についての購入費補助
- 五 樹勢の更新費補助
- 六 種苗、桑葉の輸送費補助
- 七 農業経営に必要な資金の貸付けを円滑にするための助成
- 八 第1号から第6号までに掲げるもののほか、特別災害による被害の状況を勘案して村長が特に必要と認める補助

(補助金の交付)

第4条 村長は、前条の規定により被害を受けた農業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 前項の補助金に係る補助対象経費、その他補助金の交付に関し必要な事項は村長が定める。
- 3 第1項の規定により補助する場合、農業者1人に対する補助金の額が1,000円未満のものについては、補助金の交付の対象としない。

(農業災害資金の借受資格)

第5条 この条例において農業災害資金を借り受けることができる「被害農業者」とは、特別災害により次の各号の一に該当する損失を受け、かつ、村長が認定したものをいう。

- 一 農作物、畜産物、繭等の減収量が平年における収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の100分の10以上であること。

二 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の損傷等による損失額が、被害時における価額の100分の30以上であること。

三 農業用生産施設の種類ごとの損壊等による損失額が被害時における価額の100分の30以上であること。

2 この条例において「特別被害農業者」とは、被害農業者であつて、特別災害により次の各号の一に該当する損失を受け、かつ、村長が認定したものをいう。

一 農作物、畜産物、繭等の減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の100分の50以上であること。

二 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の損傷等による損失額が被害時における価額の100分の50以上であること。

三 農業用生産施設の種類ごとの損壊等による損失額が被害時における価額の100分の50以上であること。

3 この条例において「農業災害資金」とは、農業協同組合が被害農業者に対し、種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、農業用生産施設の復旧に必要な資金、その他の農業経営に必要な資金として村長が定める期間内に貸し付ける資金で、次の各号に該当するものをいう。

一 村長が認定する損失額又は80万円（特別被害農業者に貸し付けられる場合は200万円）のどちらか低い額の範囲内のものであること。

二 償還期限が3年（特別被害農業者に貸し付けられる場合は6年）の範囲内において村長が定める期間以内のものであること。

三 利率が年3.5パーセント以内のものであること。

（利子補給及び損失補償費補助）

第6条 村は、東秩父村農業協同組合（以下「組合」という。）に対し、予算の範囲内で次の各号に掲げる経費について補助金を交付する。

一 村と組合の契約に基づき、組合が貸し付けた農業災害資金の利子補給に要する経費

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は村長が定める。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

6-4 東秩父村農業災害対策条例施行規則

（昭和53年5月8日）
規 則 第 3 号

（農業用生産施設）

第1条 東秩父村農業災害対策条例（昭和53年東秩父村条例第7号。以下「条例」という。）第2条第4号の農業用生産施設は、次に掲げるとおりとする。

- 一 ビニールハウスその他のプラスチックハウス（付帯施設を含む。）
- 二 ガラス室
- 三 果樹だな（防鳥網施設を含む。）
- 四 蚕室
- 五 畜舎
- 六 放牧施設
- 七 畜産物の調製施設

（補助対象経費）

第2条 条例第4条第2項の規定による補助対象経費は、別表第1のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

補助の種類	補助対象経費
病虫害の防除用 農薬購入費補助	条例第4条第1項に規定する農業者（以下「農業者」という。）が被害率（農作物の減収量が平年における収穫量に対して占める割合をいう。以下同じ。）100分の30以上のほ場を対象に行う病虫害の防除のための農薬の購入に要する経費又は村長が特別災害の都度定める単位当たりの価額に当該ほ場の面積を乗じて得た額のいずれか低い額
樹勢又は草勢の 回復用肥料購入 費補助	農業者が、被害率100分の30以上のほ場を対象に行う樹勢若しくは草勢の回復のための肥料の購入に要する経費又は村長が特別災害の都度定める単位当たりの価額に当該ほ場の面積を乗じて得た額のいずれか低い額
代替作又は次期 作用種苗及び肥 料購入費補助	農業者が、被害率100分の70以上のほ場を対象に行う代替作に係る種苗及び肥料若しくは次期作に係る種苗及び肥料の購入に要する経費又は村長が特別災害の都度定める単位当たりの価額に当該ほ場の面積を乗じて得た額のいずれか低い額
蚕種購入費補助	農業者が、被害率100分の50以上の桑樹のほ場の被害により蚕児を放棄した場合における次期増掃分の蚕種の購入に要する経費又は村長が特別災害の都度定める単位当たりの価額に当該ほ場の面積を乗じて得た額のいずれか低い額
苗木の購入費補 助	農業者が、被害率100分の90以上の果樹のほ場を対象に行う改植用の苗木及び肥料の購入に要する経費又は村長が特別災害の都度定める単位当たりの価額に当該ほ場の面積を乗じて得た額のいずれか低い額
樹勢の更新費補 助	農業者が、被害率100分の70以上の茶樹のほ場を対象に行う樹勢の更新のための中刈り若しくは台刈りに要する経費又は村長が特別災害の都度定める単位当たりの価額に当該ほ場の面積を乗じて得た額のいずれか低い額

種苗又は桑葉の 輸送費補助	農業者が、被害率100分の30以上の水稻若しくは桑樹のほ場の被害により水稻の種苗若しくは飼育用桑葉が不足した場合において、これを補てんするため、農業協同組合に委託して行う水稻の種苗若しくは桑葉の輸送に要する経費、又は村長が特別災害の都度定める単位当たりの価額に当該ほ場の面積を乗じて得た額のいずれか低い額
------------------	---

6-5 農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱

平成11年8月5日
要綱第3号

(趣旨)

第1条 東秩父村は、農業の振興を図るため、水利組合や耕作組合等の管理する農業用の用排水施設が、台風その他の天災により被災した場合、その施設を管理する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和41年東秩父村規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、台風その他の天災により施設が被災し、その復旧のための事業で、次に掲げる施設とする。

- 一 農業用の取水堰
- 二 農業用水路及び排水路
- 三 その他、特に村長が必要と認めた農業用施設

(補助金の額)

第3条 前条の経費に対する補助金の額は、事業費の3分の1以内とする。

(交付申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、村長の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で村長に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(実績報告書の提出時期)

第8条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了（補助事業等の廃止、事業年度完了の場合を含む。）後30日以内とする。

(書類の整備等)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年以上保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号

令和 年度農業用施設災害復旧事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

東秩父村長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

平成 年度において、下記により農業用施設災害復旧事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続き等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業主体名
- 3 事業の内容 別紙 1 のとおり
- 4 経費の配分 別紙 2 のとおり
- 5 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

別紙 1

事業の内容

施設名	
工種	
施工場所	東秩父村大字 地内
事業量	延長 幅
事業費	金 円（別添見積書等参照）
摘要	

別紙 2

経費の配分

1 収入

項目	予算額(円)	積算の基礎
村補助金		
自己資金		
計		

2 支出

項目	予算額(円)	積算の基礎
事業費		
計		

様式第2号

令和 年度農業用施設災害復旧事業補助金交付決定通知書

振 第 号
令和 年 月 日

様

東秩父村長

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度農業用施設災害復旧事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の支払い方法 | 概算払い | |
| 4 事業の内容 | この補助金の交付の対象となる事業の内容は、補助金交付申請書の記の内容に記載のとおりとする。 | |

様式第3号

令和 年度農業用施設災害復旧事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

東秩父村長 様

住 所

団 体 名

代表者名

令和 年 月 日付け振第 号で補助金の交付決定通知を受けた令和 年度農業用施設災害復旧事業が完了したので、補助金等の交付手続き等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|------------|-------------------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金精算額 | 金 | 円 |
| 3 事業完了年月日 | 令和 年 月 日 | |
| 4 事業の成果 | 別紙1のとおり | |
| 5 経費の配分 | 別紙2のとおり | |

別紙 1

事業の成果

施設名			
工種			
施工場所	東秩父村大字 地内		
事業量			
事業費	金 円	補助金額	金 円
摘要			

別紙 2

経費の配分

1 収入

項目	精算額(円)	摘要
村補助金		
自己資金		
計		

2 支出

項目	精算額(円)	摘要
事業費		
計		

7. 様式等

7-1 県報告関係様式

県要領様式第1号

発 生 速 報

支 部
市町村

日 時 分 受信		発信者		受信者	
1 被害発生	自	月	日	時	分
	至	月	日	時	分
2 被害場所					
3 被害程度					
4 災害に対する措置					
5 その他必要事項					

「注」 内容は簡単に要を得たものとする。

県要領様式第2号

経 過 速 報

支 部

市町村

				発 信 者				受 信 者				
災害の種別						発生地域						
被害報告		月 日 時 分 現在										
被害区分		発生 経過										
区 分			被 害		区 分			被 害				
人 的 被 害	死 者		人		田 畑 被 害	田 畑	流出・埋没	ha	流出		埋没	
	行方不明者		人				冠 水	ha				
	負 傷 者	重 傷	人				流出・埋没	ha	流出		埋没	
		軽 傷	人				冠 水	ha				
住 家 被 害	全 壊 (焼) (流出)	棟		道 路 被 害	決 壊	箇所						
		世帯			冠 水	箇所						
		人			文 教 施 設	箇所						
	半 壊 (焼)	棟			病 院	箇所						
		世帯			橋 り ょ う	箇所						
		人			河 川	箇所						
	一部破損	棟			そ の 他 被 害	砂 防	箇所					
		世帯				清 掃 施 設	箇所					
		人				崖 く ず れ	箇所					
	床上浸水	棟				鉄 道 不 通	箇所					
		世帯				被 害 船 舶	隻					
		人				水 道	戸					
	床下浸水	棟				電 話	回線					
		世帯				電 気	戸					
		人				ガ ス	戸					
	非 住 家 被 害	公共 建物	全壊(焼)			棟		り 災 世 帯 数	世帯			
半壊(焼)			棟			り 災 者 数	人					
そ の 他		全壊(焼)	棟			火 災 発 生	建 物	件				
		半壊(焼)	棟				危 険 物	件				
						そ の 他	件					

災害に対してとられた措置

- 1 災害対策本部設置の状況 日 時 分 設置
- 2 市（町村）のとした主な応急措置の状況
- 3 応援要請又は職員処遇の状況
- 4 災害救助法適用の状況
- 5 避難命令・勧告の状況

市町村数
人 員

地区数
人

6 消防機関の活動状況

- ア 出動人員 消防隊員 名
消防団員 名
計 名

イ 主な活動内容（使用した機材を含む。）

県要領様式第3号

被 害 状 況 調

支 部

市町村

災害の種別		発生地域	
被 害 日 時	自 月 日 至 月 日		
報 告 区 分	確 定		

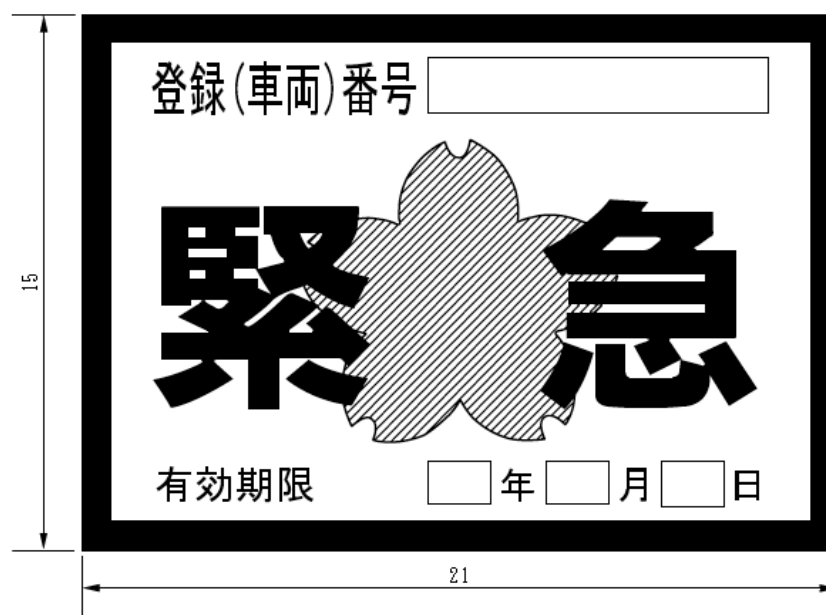
区 分				被 害		区 分				被 害			
人 的 被 害	死 者		人			田 畑 被 害	田	流出・埋没	ha	流出		埋没	
	行方不明者		人					畑	冠 水	ha			
	負 傷 者	重 傷	人				冠 水		ha	流出		埋没	
		軽 傷	人										
住 家 被 害	全 壊 (焼) (流出)		棟			道路 被害	決 壊		箇所				
			世帯				冠 水		箇所				
			人			そ の 他 被 害	文 教 施 設		箇所				
	半 壊 (焼)		棟				病 院		箇所				
			世帯				橋 り よ う		箇所				
			人				河 川		箇所				
	一部破損		棟				砂 防		箇所				
			世帯				清 掃 施 設		箇所				
			人				崖 く ず れ		箇所				
	床上浸水		棟				鉄 道 不 通		箇所				
			世帯				被 害 船 舶		隻				
			人				水 道		戸				
	床下浸水		棟				電 話		回線				
			世帯				電 気		戸				
			人				ガ ス		戸				
			棟				ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所				
世帯													
人													
非 住 家 被 害	公 共 建 物	全壊(焼)	棟		り 災 世 帯 数		世帯						
		半壊(焼)	棟		り 災 者 数		人						
	そ の 他	全壊(焼)	棟		火 災 発 生	建 物	件						
		半壊(焼)	棟			危 険 物	件						
					そ の 他	件							

区 分		被 害	市 被 害 対 策 本 村 部	名称			
公 立 文 教 施 設	千円			設置	月 日 時		
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
その他の公共施設	千円				解散	月 日 時	
小 計	千円						
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団体		災 設 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名			
そ の 他	農 産 被 害	千円					
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円		計	団体		
	商 工 被 害	千円		災 適 害 用 市 救 町 助 村 法 名			
			計		団体		
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数 人			
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数 人			
備 考	1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 消防機関の活動状況 5 その他（避難の勧告・指示の状況）						

7-2 緊急通行車両等確認申請書

埼玉県公安委員会 殿		年 月 日	
		緊急通行車両等確認申請書	
		申請者	住所 氏名
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所		
	氏名		
運行日時			
運行経路	出発地	目的地	
備考			

7-3 標 章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

7－4 緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書 埼玉県公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

7－5 緊急通行車両等事前届出書

災害応急対策用		緊急通行車両等事前届出書		年 月 日	
埼玉県公安委員会 殿		申請者 機関等の所在地（住所） ふりがな 機関等の名称 ふりがな 氏 名 電 話 () 【担当係 氏名 】			
番号標に表示されている番号					
輸送人員（定員）又は品名					
車 両 の 所 有 者	住 所				
	氏 名				
業 務 の 内 容	1 救助救護 2 応急避難 3 捜 索	4 災害予知 5 災害復旧 6 施設点検	7 人員輸送 8 避難生活 9 調査研究	10 飲食料 11 医療医薬 12 混乱防止	13 広報啓発 14 その他 ()
出 発 地					
（注） この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、使用車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。					

7-6 緊急通行車両等事前届出済証

災害応急対策用	第	号
緊急通行車両等事前届出済証		
左のとおり事前届出を受けたことを証する。		
		年 月 日
埼玉県公安委員会		印
(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察署、災害のために設置された検問所等に提出して、緊急通行車両等の確認の所要の手続きを受けて下さい。 2 本届出済証を亡失し、滅却し、汚損し、破損した場合は、警察署に届出て再交付を受けて下さい。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等として要件がなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他、緊急通行車両等として使用する必要がなくなったとき。		

7-7 防災航空隊出場要請（受信）書

埼玉県防災航空センター所長 様

防災航空隊緊急電話番号 049-297-7905

一般加入電話 049-297-7810、7811

ファクシミリ 049-297-7906

1 要請団体名	発信者：
2 要請日時	令和 年 月 日（ 曜日） 時 分
3 要請種別	(1) 火災 (2) 救助 (3) 救急 (4) 調査 (5) 救援
4 発生場所 現場目標	(市・町・村) 番地 目標物：
5 発生日時	令和 年 月 日（ 曜日） 時 分頃
6 災害の概要 及び要請任務	
7 必要資機材	
8 気象条件	天候： 風向： 風速： m/s 気温： ℃ 視界： m 雲高： m 警報及び注意報：
9 出場先場外 離着陸場等	場所： (市・町・村) 番地 名称及び目標物：
10 搬送先場外 離着陸場等	場所： (市・町・村) 番地 名称及び目標物：
11 傷病者	住所： 傷病者の人数： 人 氏名： (歳) (男・女) 傷病名： 程度：(重・中・軽)
12 調査出場内容	写真撮影・VTR撮影・ヘリテレ撮影・その他：
13 救援出場内容	搬送物件・人員：
14 現地搭乗者	(有・無) 職名： 氏名： ほか 名
15 地上指揮者 コールサイン	指揮者名： 無線種別：(全国波・県波)、コールサイン：
16 他の航空機の出動要請	(有・無) 機関名： 機数： 機
* 以下の項目については、航空隊で出動決定後連絡します。	
1 航空隊指揮者	指揮者： 受信者： 無線種別：(全国波・県波)、コールサイン：
2 出場機	出場機：(1号機・2号機) コールサイン：1号機＝”さいたまこうくうヘリ1”、2号機＝”さいたまこうくうヘリ2”
3 到着予定時刻	令和 年 月 日（ 曜日） 時 分
4 活動予定時間	時間 分
5 航空燃料の確保	(可・否) 時間 分
特記事項	

注：「ヘリテレ」とは、ヘリコプターテレビ映像伝送システムを指す。

7－8 応急仮設住宅設置要領

様式 1

	第 号 年 月 日
埼 玉 県 知 事 様	
	市町村長名
請 書	
年 月 日第 号をもって委任の通知を受けた災害救助法による応急仮設住宅設置事業を次の条件により承諾します。	
記	
1 設置戸数	戸
2 規模構造	1 戸当り 26.4㎡ 円以内
3 着工期日	年 月 日まで
4 事業内容	上記の金額の範囲内で「災害救助法による応急仮設住宅設置要領」に基づき応急仮設住宅の設置事業を行なう。

様式 2

応急仮設住宅に収容を要する者の名簿						
選考月日	(市町村名)					

選 考 順 位	住 所	氏 名	家 族 数	職 業	月 収	世 帯 の 状 況

(注) 世帯の状況は、生活保護世帯、老人世帯、身体障害者世帯等の別を記入すること。

様式 3

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名

災害救助法による応急仮設住宅の着工について

月 日第 号により委任された標記住宅については、下記のとおり着工したのでお届け
します。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工予定 月 日
- 4 添付書類 請負業者の着工届の写 別紙のとおり

注 請負業者別に着工、竣工予定の違う場合には、その区分明細によりわけて記入すること。

様式 4

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名

災害救助法による応急仮設住宅の竣工について

月 日第 号により委任された標記住宅については、下記のとおり竣工したのでお届け
します。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工月日 月 日
- 4 市町村の竣工検査日 月 日
- 5 添付書類 請負業者の竣工届の写 別紙のとおり

様式 5

請 求（概 算・精 算）書

一金 円也

ただし による災害救助法による応急仮設住宅設置費 戸分

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名

添付書類 支出調書及び領収書の写

7－9 救助の特例等申請様式

- (1) 申請は、当該救助種類の期間の満了する日の前日までに取りあえず電話又はFAX等で行い事後すみやかに書面申請すること。
- (2) 申請書の日付は、電話又はFAX等で申請した日とし、申請書及び承認書並びに聴取書等の関係書類は整理保管しておくこと。
- (3) 救助の種類毎の特例申請は、次のとおりでその内容については、「災害救助の実務」（通称赤本）を参照すること。
- (4) 前項の特例は、厚生労働大臣の承認を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合のみ申請すること。

様式 1

第 号
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名

避難所開設期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害はその被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である 日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する避難所ごとの収容人員
- 4 その他

様式 2

第 号
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名

応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等が極めて悪く、基準の設置戸数のみでは、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり設置戸数の限度を引上げられたく、事情御賢察の上御承認下さるよう申請します。

記

- 1 設置戸数の引上げ数 ((1) - (2)) 戸
 - (1) 設置戸数の総数 戸
 - (2) 設置基準戸数 戸 (全壊 (焼)、流失世帯 戸 × 30%)
- 2 設置戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 全壊 (焼)、流失世帯に対する住宅復旧計画
- 4 応急仮設住宅に収容を要する者の名簿
- 5 その他

様式 3

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名

応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であつて、応急仮設住宅の着工期間である20日間では、着工が困難な実情にありますので、次のとおり着工期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数
- 4 その他

様式 4

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名

炊出し期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であつて、り災者の被害は深刻を極め炊出し期間である 日間では炊出しを打切り自宅炊事に切換えることが極めて困難でありますので、次のとおり炊出し期間の延長を御承認下さるよう申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する炊出所ごとの給与人員
- 4 その他

様式 5

第 号
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名

飲料水供給期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である 日間では供給を打切ることが極めて困難でありますので、次のとおり期間延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの供給人員
- 4 その他

様式 6

第 号
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が甚大であって、り災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり冬季基準に変更願いたく御承認下さるよう申請します。

記

- 1 冬季基準を適用すべき数

被 害 別	被 害 数		季別の変更を要する数		備 考
	世 帯 数	人 員	世 帯 数	人 員	
全 壊（焼）流 失					
半 壊（焼）床上浸水					
計					

- 2 季別の変更を要する具体的理由
- 3 変更額と夏季基準額との差額概算
- 4 義援金品等の状況

様式 7

第 号
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて大きく、り災者の被害状況は極めて深刻でありまして、基準額ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり限度額を上げられたく事情御賢察のうえ御承認下さるよう申請します。

記

- 1 変更を要する限度額
- 2 変更を要する具体的理由
- 3 変更を要する地区ごとの世帯数
- 4 変更額と基準額との差額概算
- 5 その他

様式 8

第 号
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名

被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が甚大であって、給与期間である 日間では給与することが困難でありますので次のとおり給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式9

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名

医療期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、
り災者の被害は深刻を極め医療期間である 日間では医療を打切ることが困難な実情にあります
ので次のとおり医療期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は医療機関ごとの患者数
- 4 その他

様式10

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名

助産期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、
り災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から 日間では、助産を打切ることが困難
な実情にありますので、次のとおり助産期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は助産機関ごとの助産を要する人員

様式11

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名

災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて激甚であり、救出期間である 日間では救出が困難な状態にありますので、次のとおり救出期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況
- 4 その他

様式12

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の修理戸数のみでは、人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 修理戸数の引上げ数 ((1)－(2)) 戸
 - (1) 修理戸数の総数 戸
 - (2) 修理基準戸数 戸 (半壊 (焼) 世帯 戸×30%)
- 2 修理戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 半壊 (焼) 世帯に対する応急修理計画
- 4 応急修理対象者名簿
- 5 その他

様式13

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であつて、応急修理期間である1ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので次のとおり修理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数
- 4 その他

様式14

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、かつ、り災者の経済能力も悪く基準の貸与世帯数では人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸与世帯数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 引上げを要する貸与世帯数 ((1) - (2)) 世帯
 - (1) 貸与世帯数の総数 世帯
 - (2) 貸与基準世帯数 世帯 (全壊 (焼)、流失世帯 戸 × 25%)
- 2 貸与世帯の引上げを要する具体的理由
- 3 他の貸付金制度による貸付との関連
- 4 その他

様式15

第 号
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名

生業資金貸与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって生業資金の貸与期間である1ヶ月間（先般承認を得た日の延長期間）ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式16

第 号
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名

学用品給与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教科書（文房具及び通学用品）の給与期間 間では、給与が終了いたしかねますので、次のとおり、給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数
- 4 その他

様式17

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名

埋葬期間の延長承認請求書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、埋葬期間である 日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数
- 4 その他

様式18

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名

死体の搜索期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、搜索期間である 日間では搜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり搜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間を延長することによって搜索されるべき死体数
- 4 その他

様式19

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名

死体処理期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、死体処理期間である 日間では、死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり処理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する処理すべき死体の数
- 4 その他

様式20

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名

障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 障害物除去戸数の引上げ数 ((1) - (2)) 戸
 - (1) 除去戸数の総数 戸
 - (2) 除去基準戸数 戸 (半壊、床上浸水世帯 戸 × 15%)
- 2 除去戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 障害物の除去対象者名簿
- 4 その他

様式21

第 号
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名

障害物の除去期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく
除去期間である 日間では、除去が困難な実情にありますので、次のとおり除去期間の延長を御
承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの除去戸数
- 4 その他

様式22

第 号
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名

輸送の特例承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要があ
りますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容
- 2 輸送区間又は距離
- 3 輸送を要する物資等の数量又は積載台数
- 4 輸送を実施しようとする期間
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 輸送を要する具体的理由
- 7 その他

様式23

第 号
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名

輸送期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 輸送の目的又は輸送物資等の品名
- 3 輸送区間又は距離
- 4 輸送物資（人員）の数量又は積載台数
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 期間の延長を要する具体的理由
- 7 その他

様式24

第 号
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名

人夫の雇上げの特例承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく次のとおり人夫の雇上げをする必要があるので御承認下されたく申請します。

記

- 1 人夫の雇い上げを要する目的又は救助の種類
- 2 人夫の所要人員
- 3 雇い上げを要する期間
- 4 人夫の雇い上げに要する経費
- 5 人夫の雇い上げを要する具体的理由
- 6 その他

様式25

第 号
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名

人夫雇上げ期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく、次のとおり人夫の雇上げ期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 人夫の雇い上げの目的又は救助の種類
- 3 雇い上げの人員
- 4 使用場所
- 5 期間の延長を要する具体的理由
- 6 その他

様式26の1

第 号					罹 災 証 明 書				
世 帯 主 氏 名			年 令		年 月 日 生		職業 ()		
住 所			番 地						
罹 災 の 原 因									
罹 災 年 月 日			年 月 日 時 分						
罹 災 場 所									
罹災状況（該当するものに○をつけること）			死亡・行方不明・重傷・軽傷 住家・自家・借家・全壊（焼）・大規模半壊・中規模半壊・半壊（焼）・ 準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）・流失・床上浸水・床下浸水						
世 帯 構 成	氏 名	続 柄	年 令	備 考 ()					
証 明 書	上記のとおり、罹災したことを証明する。 年 月 日 市町村長 印								

様式26の2

医 療 班 出 動 報 告 書					〇〇医療班
班 長		班 員		編 成 出 動 状 況	
資 格	氏 名	資 格	氏 名		
上記の通り 月 日出動したので報告します。 年 月 日 (本隊、支、分隊、関係機関の別) 責任者 本 隊 衛 生 部 長 殿					

様式26の3

取 扱 患 者 台 帳								〇〇医療班
年 月 日	住 所	氏 名	職 業	年 令	性 別	病 名	死 体 検 案 数	措置概要摘要

様式26の4

救 助 実 施 状 況 年 月 日 ○○医療班									
使 用 医 療 用 品 内 訳					救 助 実 施 状 況				
品 名	数 量	単 価	金 額	調達先その他	患 者 数	内 訳			備 考
						外 科	内 科	眼 科	
計									

様式26の5

(第					
----	--	--	--	--	--

様式26の6

車 両 使 用 書					
使用部、係名					
使用責任者職氏名					
1 使用車両					
車両の所属					
車両番号					
運転者氏名					
2 使用目的					
3 使用区間及び場所					
4 使用月日					
自 月 日 午 時					
至 月 日 午 時					
5 その他					
上記のとおり車両を使用しました。					
年 月 日					

様式26の7

輸 送 費 内 訳 書					
従事会社名			会社所在地		
車両番号	第 号		運転者氏名		
出庫時間	帰庫時間	出動時間	走行キロ数	請求額	備考
内 訳					
発 地	着 地	作業内容	キ ロ 数 (日 数)	金 額	摘 要
上記のとおり従事したことを証明する。					
年 月 日					
様			使用部係名 使用責任者 職氏名		印

様式26の8

合番号	処理番号	第 号	取扱日時 取 扱 者	令和 年 月 日 午 時 分 取扱者
災 害 死 体 処 理 票	被 保 管 者		処 理 顚 末	
	住 所 氏 名 性別年令	番地 (男)(女) 推定 歳	送付月日	令和 年 月 日
	死亡日時	令和 年 月 日	埋 火 葬 月 日	令和 年 月 日
	死亡場所		埋葬位置	区 側 番
	発見場所		遺 留 品	令和 年 月 日
	保管日時	令和 年 月 日	送付月日	保管所へ送付
	遺 留 品	(有) (無)	遺 骨	令和 年 月 日
	容 姿	身長 尺 寸 客観	送付月日	保管所へ送付
	そ の 他		引渡月日	令和 年 月 日
	着 衣		受 取 者	区 町 丁目 番地
摘 要		摘 要		

様式26の9

処理番号	第 号	取扱日時 取 扱 者	令和 年 月 日 午 時 分 取扱者
災 害 死 体 遺 留 品 処 理 票	被 保 管 者		遺 留 品
	住 所 氏 名	番地	立 会 者 氏 名
	整理月日	令和 年 月 日 保管所へ送付	品 名 数 量 品 名 数 量
	引渡月日	令和 年 月 日	
	受 取 人	番地	
	保 管 替 処 分 月 日	令和 年 月 日 保管所へ 令和 年 月 日	
	摘 要		摘 要

様式26の10

災 害 送 付 票	
令和 年 月 日 御 中 取扱者	
処 理 番 号	氏 名
第 号	
第 号	
~~~~~	
第              号	
第              号	
計	名 霊
上 記 送 付 に 付 受 納 令和      年      月      日 殿 墓 地 火葬場 管理者 保管所	

様式26の11

災 害 死 体 遺 留 品 送 付 票	
令和      年      月      日 保管者 御 中 取扱者	
処 理 番 号	氏 名
第              号	
第              号	
~~~~~	
第 号	
第 号	
計	名 分
上 記 送 付 に 付 受 納 令和 年 月 日 御中 遺留品保管所 管 理 者	

様式26の12

合番号 処理番号			焼 骨 保管者名	保 管 所	
焼 骨 処 理 票	死 亡 者			保 管 事 項	
	住 所 氏 名 性別年令	番地 (男) (女) 歳		保管受付	令和 年 月 日
	死亡日時	令和 年 月 日		保管位置	
	死亡場所	区 町 丁目 番地		保 管 替 月 日	
	火葬日時	令和 年 月 日		引渡月日	平成 年 月 日 番地
	火 葬 場	火葬場		受 取 人	
	摘 要			埋葬先及 日 時	墓 地 令和 年 月 日 埋葬
			摘 要		

8. その他

8-1 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

(令和4年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季：別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり5,714,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。
		区 分		6人以上 1人増すごとに加算
		全壊 全流失		夏 18,800 24,200 35,800 42,800 54,200 7,900 冬 31,200 40,400 56,200 65,700 82,700 11,400
		半壊 半焼 床上浸水		夏 6,100 8,300 12,400 15,100 19,000 2,600 冬 10,000 13,000 18,400 21,900 27,600 3,600
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日（72時間）以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅 の応急修理	1 住 家 が 半 壊 (焼) し、自らの 資力により応急修 理をすることがで きない者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部 分 1 世帯当たり595,000円以 内	災害発生の日 から1か月以 内	
	2 大規模な補修を 行わなければ居住 することが困難で ある程度に住家が 半壊(焼)した者			
	住家が半壊に準じる 程度の損傷を受け、 自らの資力では応急 修理をすることがで きない者	居室、炊事場、便所等日常 生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり300,000円以 内	災害発生の日 から1か月以 内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、 流失、半壊(焼)又 は床上浸水により学 用品を喪失又は毀損 し、就学上支障のあ る小学校児童、中学 校生徒及び高等学校 等生徒	1 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて 使用している教材、又は 正規の授業で使用してい る教材実費 2 文房具及び通学用品 は、1人当たり次の金額 以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日 から (教科書) 1か月以内 (文房具及び 通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて 支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に 埋葬を実施する者に 支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日 から10日以内	災害発生の日以前に死 亡した者であっても対 象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事 情によりすでに死亡 していると推定され る者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日 から10日以内	1 輸送費、人件費 は、別途計上 2 災害発生後3日を 経過したものは一応 死亡した者と推定し ている。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1 体当たり3,500円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務の従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

8-2 指定文化財一覧

No.	名 称	員 数	種 別	所在地	所有者（管理者）
1	細川紙		国・重無・工	東秩父村・小川町	細川紙技術者協会
2	東秩父及び周辺地域の手漉和紙の製作用具及び製品	585点	国・重無民	御堂1461－9	東秩父村
3	木造釈迦誕生仏立像	1 躰	県・有・彫	御堂362	浄蓮寺
4	銅鐘	1 口	県・有・工	御堂362	浄蓮寺
5	板石塔婆（七連碑）	1 基	県・有・考	御堂362	浄蓮寺
6	浄蓮寺過去帳	3 冊	県・有・古	御堂362	浄蓮寺
7	細川紙紙すき家屋	1 棟	県・民・有民	御堂364－1	東秩父村
8	竹縄製作用具と製品及び工程図会	123点	県・民・有民	御堂441	東秩父村
9	柴の猪垣	172㎡	県・民・有民	坂本1900	田中幸夫
10	上田朝直墓	3 基	県・記・史	御堂360	浄蓮寺
11	ヒカゲツツジ		県・記・天	御堂1009－1 他	東秩父村
12	皆谷のサカキ	1 本	県・記・天	皆谷76－1	関口真琴
13	ツゲ	1 本	県・記・天	白石917	渡邊史子
14	祖師堂	1 棟	村・有・建	御堂362	浄蓮寺
15	絹本着色鬼形鬼子母神画像	1 幅	村・有・絵	御堂362	浄蓮寺
16	木造大河原神治太郎光興坐像	1 躰	村・有・彫	御堂362	浄蓮寺
17	木造日蓮上人坐像	1 躰	村・有・彫	御堂362	浄蓮寺
18	大内神社本殿の彫刻	本殿 1 棟	村・有・彫	大内沢681	大内沢区
19	皆谷地藏堂木造地藏菩薩立像	1 躰	村・有・彫	皆谷 1－3	東秩父村
20	木造不動明王立像	1 躰	村・有・彫	坂本1541	八幡大神社
21	木造聖観音立像	1 躰	村・有・彫	大内沢34	居用観音堂（高円寺）
22	朝日根八幡神社本殿の彫刻	本殿棟	村・有・彫	皆谷1311	八幡神社（磯田博安）
23	懸仏十一面観音坐像	1 躰	村・有・工	坂本1541	八幡大神社
24	鰐口	1 口	村・有・工	御堂362	浄蓮寺
25	文章の額	1 点	村・有・書	御堂364-1	槻川小学校
26	山門の額	1 点	村・有・書	安戸634	聖岩寺
27	上田宗調書状 関口帯刀助宛て	1 点	村・有・古	皆谷20	関口真琴
28	浄蓮寺文書	5 点	県・有・古	御堂362	浄蓮寺（平成17年3月22日県指定）
29	安戸村古文書	772点	村・有・古	御堂634	東秩父村
30	蔵骨器	1 口	村・有・考	皆谷90	光官寺（梅沢義夫）
31	足立家の鋳物師関係品	12点	村・有・考	奥沢206他	足立眞平・光蔵寺・浄蓮寺
32	文永4年の板石塔婆	1 基	村・有・考	安戸72	宮崎俊夫
33	建治2年の板石塔婆	1 基	村・有・考	御堂101	福島仁
34	二連板石塔婆	1 基	村・有・考	坂本1533－3	高橋叔朗

No.	名 称	員 数	種 別	所在地	所有者（管理者）
35	為淨覺菩提板石塔婆	1 基	村・有・考	御堂362	淨蓮寺
36	文禄4年の板石塔婆	1 基	村・有・考	御堂362	淨蓮寺
37	下野士の板石塔婆群	16基	村・有・考	白石833	渡辺計
38	千部供養板碑群	5 基	村・有・考	御堂17	淨蓮寺
39	神子柴型石斧	1 点	村・有・考	御堂441	東秩父村教育委員会
40	山田氏五輪塔群	15基	村・有・考	安戸1127	平野良度
41	木造如来形立像	1 軀	村・有・歴	坂本1171	永泉寺
42	身形神社妙見神立像一軀 付 厨子・寛政六年棟札・明治 三十一年銘札	1 軀（付 3 点）	村・有・歴	安戸872	身形神社
43	青い目の人形（付 パスポート 他）	5 点	村・有・歴	御堂634	東秩父村教育委員会
44	竹縄製作技術		村・無・無民	御堂萩平区	東秩父村竹縄技術 保存会
45	絵馬入馬頭観世音	1 基	村・民・有民	大内沢1317－ 1	大宝区
46	一字一石経（付甕）	310個	村・民・有民	御堂634	東秩父村
47	萩平の獅子舞		村・民・無民	御堂1270－ 1	八幡山神社獅子舞 保存会
48	浅間神社の獅子舞		村・民・無民	大内沢1192－ 2	浅間神社獅子舞保 存会
49	朝日根の獅子舞		村・民・無民	皆谷1311	朝日根八幡神社獅 子舞保存会
50	神代里神楽		村・民・無民	坂本1541	八幡大神社氏子中
51	白石の神送り		村・民・無民	白石地内	白石地区
52	安戸城跡		村・記・史	御堂1529－ 7	八幡山神社他
53	天神社大杉	1 本	村・記・天	安戸53	天神社
54	沢向の大ケヤキ	1 本	村・記・天	坂本1349－ 3	田中
55	ヤマザクラ	1 本	村・記・天	坂本1400	福島栄一郎
56	エノキ	1 本	村・記・天	坂本1208－ 4	鈴木郭雄
57	タマグス	1 本	村・記・天	坂本1541	八幡大神社
58	ビャクダン	1 本	村・記・天	大内沢34	居用観音堂
59	コウヤマキ	1 本	村・記・天	皆谷20	関口真琴
60	槻の木	1 本	村・記・天	白石556	東秩父村
61	淨蓮寺境内林		村・記・天	御堂362他	淨蓮寺
62	上田日圓墓	1 基	村・有・考	御堂362	淨蓮寺
63	皆谷若宮八幡神社の扁額「光 峯山」	1 点	村・有・書	皆谷176	稲葉久敬
64	日軌上人と感應寺関係文書	27点	村・有・古	御堂362	淨蓮寺
65	関口家古文書	4309点	村・有・古	皆谷20	関口真琴
66	大内沢区有文書	396点	村・有・古	大内沢	大内沢区
67	皆谷薬師堂の扁額「碧欄堂」	1 点	村・有・書	皆谷741	圓城寺
68	長慶寺木造釈迦如来坐像 1 軀 附象内納入仏	1 軀	村・有・彫	白石30	長慶寺

8-3 埋蔵文化財包蔵地一覧

(平成27年4月1日現在)

遺跡番号	遺跡名	時代・時期	主な出土品等	所在地
52-001	大都遺跡	縄文 平安	縄文式土器深鉢、縄文式土器片、須恵器坏、土師器坏	大字安戸97他
52-002	清正公山山頂遺跡	縄文・早中期	茅山上層式土器片、加曾利E式土器片、石皿	大字御堂
52-003	水穴遺跡	縄文・中期	石皿、石鏃、打製石斧、縄文中期土器片	大字大内沢字谷地の久保
52-004	薬師堂山岩陰遺跡	縄文・中期	縄文中期土器片と考えられるものの2片	大字皆谷字新田
52-005	経塚	不明	経文8万部出土し、うち4万部を高篠の四万部寺に納め、残りをまた埋めた(伝説)	大字白石225
52-006	ひょうたん塚	不明		〃 〃 字丸塚
52-007	シャクデン寺跡	不明	二段に構築された石垣が一部残存	〃 〃
52-008	堂平遺跡	縄文・中期	加曾利E式土器片	〃 〃 字細山
52-009	大河原氏館跡	平安～鎌倉	秩父丹党一族の大河原弥四郎時秀が大河原に移住	大字御堂362
52-010	山田館跡	室町戦国	土塁・空堀の一部残存	大字安戸93
52-011	上田朝直墓	室町戦国		大字御堂360
52-015	鍛冶屋遺跡	室町戦国	鉄滓、羽口	大字坂本1288他
52-016	春藤遺跡	縄文・中期	加曾利E式土器片、黒耀石原石	大字安戸281-3他
52-017	堂庭遺跡	江戸	新編式蔵風土記稿挿図にある石段部出土	大字坂本2750-1他
52-018	天神山遺跡	縄文・前期	諸磯b式土器片、焼礫	大字安戸1126-1他
52-019	大久保遺跡	縄文前、平安	諸磯b式土器片、石器、須恵器、土師器、鉄滓	大字安戸1198-1他
52-020	関場遺跡	縄文晩、江戸	安行式土器片、石剣、石棒 鋳物師屋敷跡	大字奥沢206-1他

8-4 被害報告判定基準

区 分	判 定 基 準
人的被害	1 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体確認することができないが、死亡したことが確実なもの。 2 行方不明者とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。 3 負傷とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち「重傷」とは1月以上の治療を要する見込みのもの、「軽傷」とは1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	1 住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 全壊、全焼又は流出とは、住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した床面積その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。 5 半壊又は半焼とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。 6 一部破損とは、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。 7 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には、該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。 8 床下浸水とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	1 非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住宅とする。 2 公共建物とは、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。
田畑被害	1 流失とは、その田・畑の耕土の厚さ1割以上が流出した状態をいい、埋没とは、土砂等のたい積のため、耕作が不能となったもの。 2 冠水とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害を受けたもの。
道路被害	1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。

区 分	判 定 基 準
その他の被害	1 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・特別支援学校および幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 2 橋りょう被害とは、道路を連結する河川等の上に架設した橋が一部または全部流出し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの。 3 河川被害とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川若しくは、その他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは、沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害を受けたもの。 4 砂防被害とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって準用され天然河岸とし、これらが決壊又は埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの。 5 清掃施設被害とは、ごみ処理及びし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの。 6 崖くずれとは、崖くずれによって人・住家等に被害が生じたもの又は復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの。 8 被害船舶とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。 9 水道被害とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 電話被害とは、災害により電話不能となった電話の回線数とする。 11 電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 ガス被害とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災者	1 り災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者についての当該施設は、宿泊するすべての者の集まりを1世帯として取扱う。また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として取扱う。 2 り災者とは、り災世帯の構成員とする。

区 分	判 定 基 準
被害金額	1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。 6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。 9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部等	1 市町村対策本部欄は、村において本部設置するにあたり、とった配備体制の名称を記入する。 2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、記入しない。
備考	1 災害の発生場所とは、被害を生じた村名又は地域名とする。 2 災害の発生日時とは、被害を生じた日時又は期間とする。 3 災害の種類、概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、被害の経過、今後の見通し等とする。 4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。 5 その他とは、その他特記事項。なお、村長が避難の勧告・指示を行った場合には、その概況とする。

（注） この報告の調査項目にないものは「その他被害」欄に具体的に記載すること。

8－5 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

第1節 計画の位置づけ

大規模地震対策特別措置法は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）の167市町村が強化地域に指定された。なお、平成24年4月1日現在では、市町村合併等により8都県157市町村が指定されている。

埼玉県の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度と予想されることから、強化地域には指定されていない。しかし、人口が集中している県南部では、相当程度の被害が発生することが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱が発生することも懸念される。

このため、村防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめることを目的として「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を策定する。

1. 基本的な考え方

対応に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- ② 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、住民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- ③ 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。

2. 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。

（1）警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻の想定は、県地域防災計画を参考に、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（おおむね午前10時～午後2時）とする。

ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

（2）予想震度

県地域防災計画では、東海地震が発生した場合の県内の震度は、地質地盤によって異なるが震度5弱～5強程度とされている。

3. 東海地震に関する情報

気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、次のとおり発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合

もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

■東海地震に関連する情報

情報名		発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、東海地震に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

注) 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

1. 東海地震注意情報の伝達

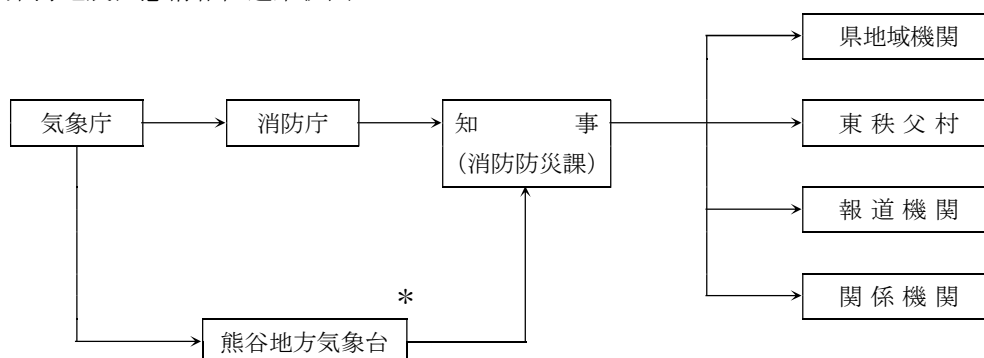
(1) 伝達体制

県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、出先機関に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

(2) 伝達事項

- ① 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の県からの連絡内容
- ② 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- ③ 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- ④ その他必要と認める事項

■東海地震注意情報伝達系統図



※知事への伝達は消防庁ルート为主として、熊谷地方気象台ルートを副とする。

2. 活動体制の準備等

東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の準備等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備えるものとする。

- (1) 災害対策本部の設置準備に入る。
- (2) 配備体制は、緊急体制とする。
- (3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務

災害対策本部が設置されるまでの間、総務課は、関係機関の協力を得ながら、次の事項を行う。

- ① 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
 - ② 県との緊密な連絡及び地域機関、防災対策上重要な機関等との連絡調整
 - ③ 社会的混乱防止のため必要な措置

第3節 警戒宣言発令に伴う措置

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これを受けて、警戒宣言等の対応がとられる。

本節では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

第1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

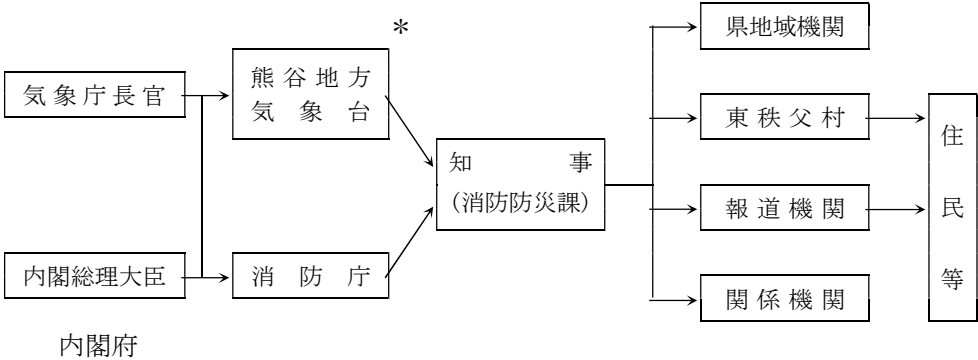
1. 伝達体制

県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、出先機関に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

また、住民に対して、防災情報通信システムや広報車により伝達する。

2. 伝達事項

- (1) 警戒宣言通知文
- (2) 東海地震予知情報に関する情報文
- (3) 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- (4) 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- (5) その他必要と認める事項



※知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルート为主とし、熊谷地方気象台ルートを副とする。警戒宣言については、消防庁ルートのみとする。

第2 活動体制

1. 東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。
2. 配備体制は、非常体制とする。
3. 村本部は、消防、警察等防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合、速やかに本編第3章「震災応急対策計画」に沿って応急対策ができるように準備する。

第3 広報

警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生の防止と、地震による被害とその拡大を防止し、住民、事業所等のとるべき措置を周知させるため広報活動を積極的に行う。

広報を行うに当たっては、自治組織に対しても協力を要請し、住民への周知徹底を図る。

1. 警戒宣言に関する内容説明
2. 家庭における防災措置の実施
 - (1) 火気の取扱い、水のくみ置き等
 - (2) 避難の準備（非常持出品の確認）
 - (3) 家具等の転倒防止
3. 混乱防止の呼びかけ（ラジオ・テレビ等からの正確な情報の入手）
4. 児童・生徒の引き取り
5. 高齢者・障害者等避難行動要支援者の事前避難
6. 自動車運行の自粛と運転手のとるべき措置
7. 緊急以外の電話の自粛
8. 過度な生活必需品の買い占めの自粛

第4 交通対策

1. 自動車運転者への措置

警戒宣言が発せられた場合における自動車運転者のとるべき措置を次のとおり定め、住民等に広く周知徹底を図る。

自動車運転者への周知事項

○走行中の車両

- ① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行（おおむね高速道路では時速40キロメートル、一般道路では時速20キロメートルの速度に減速）すること。
- ② カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じた行動をとること。
- ③ 現場の警察官等の指示に従うこと。

○駐車中の車両

- ① 路外に駐車中の車両は、警戒宣言発令後はできる限り使用しないこと。
- ② 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地等に移動すること。
- ③ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車させ、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。

○車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。

2. 緊急通行車両の確認

警戒宣言が発せられた場合における県公安委員会の行う緊急輸送車両の確認は、第2編第2章第3節第5「交通対策」に定めるところにより実施する。

3. 道路管理者のとりべき措置

警戒宣言が発せられた場合、道路管理者は直ちに次の措置を講ずる。

(1) 緊急点検

地震発生時に交通に支障が生じるおそれのある道路・橋梁を重点的に、道路パトロール等により緊急点検を行う。

(2) 道路工事中の安全対策

工事中の箇所については、原則として工事を中止し、必要な補強その他の保全措置を行う。

第5 教育・病院・福祉施設対策

1. 教育施設

小学校及び中学校は、警戒宣言が発令されたときは、次のような措置を講じて児童・生徒の生命の安全確保について万全を期する。

なお、村が管理、運営する社会教育施設等も警戒宣言が発令されたときは、開館を自粛するなどこれらに準じて利用者の生命の安全確保について万全を期する。

(1) 情報の収集伝達等

ア 警戒宣言が発令されたときは、校長は直に対策本部（自衛防災組織本部）等を設置し、村本部や関係機関と連携を図り、情報を収集し、職員に周知させる。

イ 職員は、児童・生徒に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、児童・生徒に不安や動揺を与えないよう配慮する。

(2) 授業の中止等

ア 警戒宣言が発令されたときは、すべての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。

イ 学校は、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業する。

(3) 児童・生徒の保護

職員は、児童・生徒の所在を確認の上、次のように措置する。

ア 名簿により児童・生徒の人員・氏名を確認の上、通学班・下校班等あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により帰宅させる。

イ 心身に障害のある児童・生徒については、校内で保護し、保護者に緊急連絡網等により連絡し、名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。

(4) 校内防災対策

校内防災計画に基づき、特に下記事項に留意して学校の安全に万全を期する。

ア 出火防止措置

地震災害での二次災害を防止するため、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。

なお、電気及びガスの設備についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。

イ 消火設備の点検と作動確認

消火用水、消火器等について点検する。

ウ 非常持出品の確認と準備

重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。

エ 化学薬品の管理

火災・有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認する。

(5) 事前の指導連絡事項

ア 学校と児童・生徒の保護者間の緊急連絡網を整備しておく。

イ 警戒宣言が発令されたときは、前記(3)の区分により、児童・生徒を直ちに帰宅させるか、保護者に直接引き渡すかをあらかじめ保護者に知らせておく。

ウ 登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないようあらかじめ保護者及び児童・生徒に知らせておく。

エ 保護者が引き取りに來ない場合は、職員が送りどける等の方策を講ずる。

2. 病院施設

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とする。また、民間医療機関、比企医師会を通じて、協力を要請する。

(1) 患者に対する措置

警戒宣言発令の情報を把握したら、ただちに村内医療機関に対し、埼玉県地域防災計画（震災対策編）に基づく体制にいつでも移行できるよう整える。

ア 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。

イ 手術及び検査は、可能な限り延期する。

ウ 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

エ 入院患者の安全確保に万全を期す。

オ 建設及び設備の安全点検を行う。

カ 毒劇物等の薬品管理及び放射線物質等の危険物管理についても万全を期す。

(2) 防災措置等

村は、判定会招集等の情報を把握しだい、比企医師会にこの旨を連絡し、埼玉県地域防災計画（震災対策編）に定められている活動体制にいつでも移行できるよう、協力依頼するものとする。

村内医療機関は、それぞれの地震対策についての計画に従った活動体制に速やかに移行するための準備体制に入るものとする。

3. 福祉施設対策

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合、社会福祉施設にあっては、正確な情報の収集に当たるとともに、防災組織及び対応策の確認、設備・機材の点検を行っていくことが必要である。

また、周囲の状況から避難すべきであると判断された場合は、村が指定した避難所へ避難を開始する。

(1) 情報活動

ア 情報の収集・伝達

村、防災関係機関、またラジオ・テレビ放送から正確な情報を入手し、入所者等に対して迅速かつ適切に伝達するよう努める。

情報伝達時の留意事項

- ① 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう定期的に伝達するなど配慮すること。
- ② 地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。
- ③ 保護者からの照会に対し、正確な情報を提供できるよう努めること。
- ④ 警戒宣言発令時の措置内容について、入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。
- ⑤ 放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定めておくこと。

イ 報告

警戒宣言に対応してとった措置について、村等に連絡する。

ウ 情報責任者の選定

情報の収集、伝達、報告については、責任者を定めて村等との連絡に当たる。

(2) 防災組織の確認

警戒宣言が発せられたとき、あらかじめ作成されている計画に基づき、必要な要員を確保し、迅速・的確に防災措置を行うための組織編成及び活動について、あらかじめ作成されている計画に基づき、その対応策の再確認を行うことが必要である。

計画が作成されていない施設にあつては、次のような体制で役割分担を決めること。

ア 情報班

- (ア)市町村等からの情報収集
- (イ)テレビ、ラジオによる情報収集
- (ウ)入所者に対する情報伝達
- (エ)市町村等への報告

イ 消火班

- (ア)火気使用器具類の安全点検
- (イ)油類等の保管状況点検
- (ウ)ガスボンベの転倒防止
- (エ)消火器具類及び消防設備の点検
- (オ)危険物、火気設備等に対する応急措置

ウ 避難誘導班

- (ア)避難経路、避難所の確認
- (イ)避難器具の準備

エ 非常持出班

- (ア)非常持出品の持出し準備

オ 救護班

- (ア)救急医薬品の準備

(3) 対応策の確認

各施設においては、入所者等の安全を確保するため、次の事項等について確認や準備を行っておく。

ア 非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認しておく。

イ 保護者との連携を図り、入所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行

うか明確にする。

ウ 地震の発生時における職員の指示の方法や入所者の行動の仕方を明確にする。

エ 非常用の器具（携帯ラジオ、懐中電灯、ロープなど）や医薬品の準備をしておく。また、食料、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持ち出せるよう配慮する。

（４）施設の設備の整備及び点検

整備点検を行う重要なものは、次のとおりであるが、施設の実態に応じて必要なものを追加する。

ア 火気使用設備器具

イ 発火流出等のおそれのある危険物

ウ 消火用設備

エ 落下、倒壊危険のあるもの。特に屋内にある転倒危険家具等について必要な措置を行う。

オ 工事中の建築物等の保安措置

（５）避難

地震情報及び火災等の危険性により、施設から避難所へ避難すべきであると判断される場合、又は村長等から避難、指示があった場合は、避難所への避難行動を指示する。

目的地に到達した場合は、人員を確認し、避難状況について村長に報告する。

（６）保育園等の園児の扱い

警戒宣言の発令中は、保護者において保護することを原則とする。

ア 保育中の園児は、利用者名簿を確認のうえ保護者に引き渡す。

イ 警戒解除宣言が発令されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。

ウ 引き取りのない園児は、園において保護する。

エ 園児の引き取りについて、事前に十分な打ち合わせをすること。

第６ ライフライン対策

１．電話（東日本電信電話(株)埼玉支店）

（１）警戒宣言発令下における応急対策業務の基本的な考え方（株式会社NTTドコモ埼玉支店含む）

ア 警戒関係機関等の重要通話を確保し、また一般市民の情報にも大きな支障をきたさないことを基本として必要な地震防災応急対策を実施する。

イ 平常業務については、緊急あるいは重要度の高いものを重点に実施する。

（２）埼玉支店における業務

ア ダイヤル通話

（ア）ダイヤル通話の確保

警戒宣言等が発令されると強化地域を中心に防災関係機関等からの情報連絡、対策指示等の通話および一般市民による家族間の連絡等の通話が集中的に発生し、輻輳することが予想される。

このような場合に次の対策を実施する。

- ・ 防災関係機関、報道関係機関等の災害時優先電話の通話を確保する。

（イ）発信通話の制限

災害時優先電話等の通話を確保するため、一般の通話を制限する。

（ウ）対地別の通話の制限

強化地域および周辺地域に対し、輻輳状況により通話の制限をする。

イ トーキー案内

警戒宣言発令時および災害発生時に伴う輻輳により、接続不能となった場合、トーキー案内を行う。

ウ 手動通話

(ア)非常、緊急通話を確保する。

(イ)“104”の番号案内業務は1(1)イ項に準じて取扱うこととする。

エ 電報

強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものにかぎり受付ける。

オ 営業窓口

通常の営業時間中、営業窓口を可能な限り開いておくこととする。

なお、警戒宣言が発令された旨を窓口、局前掲示板等により利用者に周知する。

カ サービスオーダー工事

可能な限り行う。

キ ” 113” 試験台業務

可能な限り業務を取扱う。

ク 工事の中断等

警戒宣言発令により工事の責任者の判断に基づき工事中の措置を行う場合には、必要な保安措置及び安全措置を行う。

2. 電力（東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社）

電力は、地震災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基盤となるものであるため、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給を継続する。

（1）要員

非常災害対策本（支）部構成員は、東海地震注意情報が発せられた場合、あるいは警戒宣言発令の情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

（2）資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、舟艇、発電車、仮送電力用の資機材等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

（3）電力施設の予防措置

東海地震注意情報に基づき、電力施設については次に掲げる各号の予防措置を講ずる。この場合において地震発生の危険性にかんがみ、作業上の安全に十分配置した判断を行うものとする。

ア 特別巡視、特別点検及び機器調整等の実施

イ 通信網の確保

ウ 仕掛け工事・作業中の各電力施設等について、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急安全措置の実施

3. 上水道（建設課）

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおり供給を継続する。また、住民及び事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、水道施設の安全点検、応急資機材等の点検整備を実施するほか、緊急給水活動が迅速に遂行し得る体制を確立する。

第7 生活物資輸送対策

1. 食料、生活必需品等

地震発生後に避難住民等に対して必要な食料、生活必需品等を供与できるよう、食料、生活必需品等の調達予定先に対して、保有物資についての在庫状況の確認、搬送体制の確立を行う。

2. 輸送車両等の確保

警戒宣言発令時において、輸送に必要な車両等は、総務部が集中管理、配車等を行う。不足する場合、次により必要な車両を調達する。

- (1) 民間輸送機関への協力要請
- (2) 県への要請

3. 買占め、売惜しみ防止の呼びかけ

- (1) 住民生活上必要な物資を確保するため、県と連携してスーパーマーケット等小売店に対して、警戒宣言が発令された場合においても、極力営業するよう要請する。
- (2) 生活必需品等に係る事業者に対して、警戒宣言発令後も買占め、売惜しみをしないよう呼びかける。また、住民に対しても unnecessary 買占めを行わないよう、呼びかける。

8－6 災害時職員初動マニュアル

災害時職員初動マニュアル

令和5年3月



はじめに

本マニュアルは、台風や局地的豪雨などの風水害及び大規模な地震により、災害対策本部が確立され応急対策活動が軌道に乗るまでの、初動期の応急活動を対象としています。

平素から各職員が、本マニュアルを十分確認しておくことにより、実際の災害時には、東秩父村地域防災計画による対応が適切に推進され、混乱のない、迅速な応急対策が実施できることを目的としています。

目 次

職員初動の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
災害発生時の行動・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1. 勤務時間外の場合・・・・・・・・	2
2. 勤務時間内の場合・・・・・・・・	3
職員の参集・・・・・・・・	4
1. 参集準備・・・・・・・・	4
2. 参集行動・・・・・・・・	4
3. 参集後の行動・・・・・・・・	5
各警戒レベルでの対応・・・・・・・・	6
警戒レベル1・・・・・・・・	6
警戒レベル2（第1配備）・・・・・・・・	7
警戒レベル2（第2配備）・・・・・・・・	8
警戒レベル3・・・・・・・・	11
警戒レベル4・・・・・・・・	15
警戒レベル5・・・・・・・・	19
警戒レベル5（発災から数時間）・・・・・・・・	23
警戒レベル5（発災から半日）・・・・・・・・	26
警戒レベル5（発災から1～2日）・・・・・・・・	29

※ 初動体制早見表（別紙）

職員初動の基本方針

災害による被害を最小限に抑えるためにまず必要なことは、職員自身の生命身体の安全を確保しつつ、各職員が速やかに定められた持ち場につき、応急対策の体制を確立することです。そして、情報共有の徹底、指揮命令系統の明確化、災害情報の発信などの課題を解消し、災害に対して万全の体制を築くことが大切です。

いざというときに村役場が組織として即座に対応できるように各所属、職員が準備をしておくことが重要であり、そのためには平常時から各所属において、災害時の行動を十分にシミュレートしておくことが必要になります。

初動期における基本方針は次の5点です。

（１）人命の優先

村民の生命を災害から守るという重要な責務が課せられている自覚を持ち、人命救助を優先し災害活動に従事すること。

（２）判断力の養成

災害時は所属長（各班長）の不在等により、自らが緊急に判断しなくてはならない状況が発生するため、日頃から災害対策に関する知識の習熟に努めること。

（３）連絡体制の明確化

災害時は連絡手段が途絶する場合があるため、日頃から災害時の様々な状況を想定し、各班及び関係団体の非常時における連絡先、連絡手段を明確にしておくこと。

（４）情報の収集と連絡

災害時の実施すべき対応は、時間の経過、応急対策の実施状況等により変化するため、常に新しい情報の収集に努めるとともに、各自が収集した災害情報、被害状況等の報告を行うこと。

（５）被災者への適切な対応

災害による家族の死亡や財産損壊による精神的苦痛を最大限考慮し、被災者への軽率な言動は慎むとともに、温かい配慮で誠心誠意接すること。

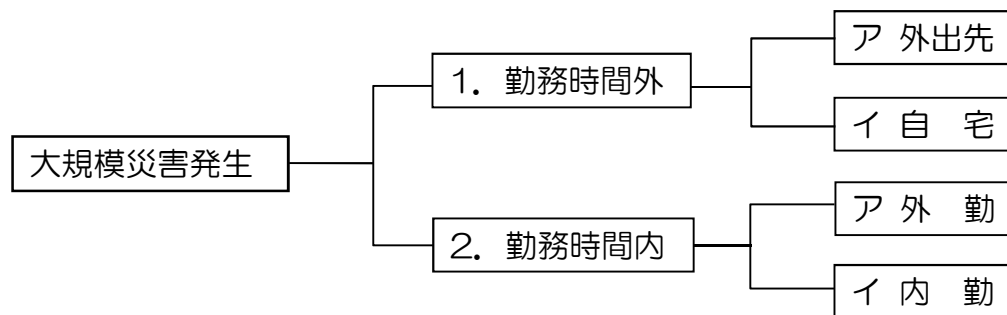
災害発生時の行動

災害は、何の前触れも無く突然発生する災害（地震等）と、災害に関する警報等の発表により、発生の危険性をあらかじめ予測できる災害（風水害等）に区別できます。

ここでは、地震や事故等の予測できない災害が発生した場合に、どのような対応をとればよいのか、ケースを分けながら説明します。

○ 災害発生時の対応

災害発生時の状況を「勤務時間内」と「勤務時間外」に分け、次の分類によるそれぞれの場所でどのように対応するかを示します。



1. 勤務時間外の場合

ア 外出しているとき

行動のポイントは以下のとおりです。

- ①第一に身の安全を確保する。
- ②周囲が混乱していれば、「慌てないように」と声をかけ、落ち着かせる。
- ③情報を得ることができる手段・場所などを探し、地震情報や被害情報を取得した後、参集するための状況判断をして行動する。

イ 自宅にいるとき

行動のポイントは以下のとおりです。

- ①第一に身の安全を確保する。
- ②家族や自宅の安全を確認する。
- ③テレビ、ラジオ等で情報を入手し、参集するための状況判断をして行動する。

※ 交通機関や道路状況により、参集することが困難であると判断される場合には、参集準備を整えた上で、参集可能となるまで独自に地域の情報を収集し、災害対策本部へ被害情報を連絡してください。

【自身または家族が被災した場合の対応】

ケース	対応
自身が被災した場合	➤ 軽傷等で参集可能と判断できる場合は、応急処置をした後、速やかに参集します。 ➤ 重傷等で参集できない場合は、可能な限り所属長に連絡して指示を受けるものとします。
家族が被災した場合	➤ 負傷者の応急処置をするとともに、必要に応じて病院または居住地の避難所へ搬送する等、家族の安全を確保した後、速やかに参集します。 ➤ 安全を確保できない場合等は、所属長に連絡して指示を受けるものとします。

原則として所属長への連絡により指示を受けることとしますが、参集不可能と判断される場合には自宅待機となります。この場合の自宅待機の要件は以下を基本とします。

- ①職員の家族等が死亡したとき。
- ②職員または家族等が負傷し、治療または入院の必要があるとき。
- ③子の保育、親の介護などにより在宅の必要があるとき。
- ④同居する家族の安否確認が取れないとき。

2. 勤務時間内の場合

ア 村役場から外出（出張等）しているとき

至急参集が必要と判断される場合は、遂行中の職務を中断し、基本的には村役場に直行してください（その方法・手段は各自で選択する）。

イ 村役場にいるとき

震度に応じて災害対策本部が設置されます。各配備体制に基づき指示に従ってください。まずは落ち着いて冷静になり、以下の点を確認します。

① 人命の保護

自身の安全を確保してください。安全を確保した後、来庁者を保護します。負傷者がいる場合は応急手当をし、負傷の程度によっては病院へ搬送します。

② 施設の安全確認

火災が発生している場合は初期消火を行います。棚が倒れたり扉が開かない部屋がある場合は、負傷者や閉じ込められている人の有無を確認してください。

③ 被害状況の把握

どの程度の被害が発生しているのか。今なにを対応しなければならないのかを明確にします。

④ 今後の予想

被害の拡大はどうか。（職員体制の振り分け、長期に及ぶかどうか、判断する基礎となります）。

職員の参集

勤務時間中に災害対応に必要な活動体制が敷かれた場合は、活動体制に応じて職員の動員を行いますが、勤務時間外の場合は動員対象職員の参集により活動を開始することになります。

勤務時間外に大きな揺れを感じたときには、テレビ、ラジオ、携帯メール等により情報を収集します。震度に応じて参集してください。

1. 参集準備

各自の参集基準、場所、連絡網は事前に確認しておきましょう。

- 服 装 : 安全を確保できる服装
長袖・長ズボン、ヘルメット
- 持ち物 : 最小限にして身軽であることが基本条件
身分証明書、運転免許証、筆記用具、軍手、現金、懐中電灯、携帯用ラジオ、腕時計、下着など
- 交通手段 : 災害の規模により状況も異なりますが、基本は徒歩、自転車、バイクなどが有効

2. 参集行動

ア 情報収集について

○情報収集の仕方

- ・ 5W1Hを明確に記録します。
いつ(When) どこで(Where) だれが(Who) なにを(What)
なぜ(Why) どのように(How)

○情報収集のポイント

- ・ 道路状況 車が通れるか、路上車両の状況を
- ・ ライフライン状況 . . . 停電、断水、ガスの臭い、電話状況などを
- ・ 家屋等の被災状況 . . . 家屋やブロック、電柱等の倒壊状況などを
- ・ 火災の発生状況 . . . 延焼及び煙のなびいている方向などを
- ・ 住民の状況 混乱、冷静かなどを
- ・ 避難状況 どこで何人程度

イ 参集途上で火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合は

消防機関等へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、人命の救出を優先し、救出後には、できる限り迅速に参集します

3. 参集後の行動

- ①登庁後は、原則として自分の属する部等の事務分担に従い、業務をすすめることになります。各部(課)の事務分担を確認しましょう。
- ②平常時とは異なった体制で業務を進めていくことになりますので、「報告（ホウ）・連絡（レン）・相談（ソウ）」をキーワードに、チームワークで業務に当たってください。

ア 最初に本部に参集した職員または参集職員が少ないときは

災害発生初期段階では、参集人員が不足する状況が考えられます。十分な数の職員が揃わなければ分担された災害対策活動は不可能ですので、初期参集した職員は、当面次の対応をしてください。

○初期に参集した職員の対応

- ①村役場での情報収集に努めてください（住民からの通報等）。
- ②関係機関からの連絡の対応を行ってください。
- ③所掌する関係機関、団体への応援連絡を行ってください。
- ④ライフラインが絶たれた状況では、非常用発電機や無線機、携帯電話等により被害状況の収集に努めてください。
- ⑤参集状況に応じた命令系統の指示に従ってください。

イ 所定の場所に参集できたら

- ①参集したことを所属長に告げ、参集途上での情報収集結果を報告する。
- ②自分の分担、役割を地域防災計画の事務分掌に基づき、所属長の指示を受け災害対応にあたる。

各警戒レベルでの対応

風水害等の気象情報は、警報等の発表により、災害発生の危険性を予測できます。初動体制は、警戒レベルで変化し対応していく事になります。各課の業務内容や役割について事前に設定し、訓練しておくことでスムーズな災害対応ができます。

以下には、警戒レベル毎の対応を記載しています。

警戒レベル 1

災害への心構えを高める必要がある警戒レベルです。災害への心構えを高め、最新の防災情報の収集を行います。

1. 村の対応

情報収集を行います。

2. 職員体制

通常勤務：総務課（防災担当）

3. 対象となる気象情報

◆大雨

早期注意情報（警報級の可能性）

気象庁では、警報級の可能性が5日先までに予想されているときは、その可能性を[高]、[中]の2段階で発表しています。この情報が発表された時には、上記体制で情報収集を行います。

4. 活動内容

時間	担当	内容	チェック欄
発 災 前	総務課	1.気象情報の把握	
		気象庁ホームページ	
		気象情報・注意報、キキクル（危険度分布）、気象情報、今後の雨、地域時系列予報などで情報収集	☐
		埼玉県土砂災害警戒情報システム	
		土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、気象情報・注意報、土壌雨量指数などで情報収集	☐
		2.職員体制の周知	
		熊谷地方気象台が開催する説明会に出席（Web）	
		資料をまとめ、総務課長、村長、副村長と今後の体制について協議	☐
		職員に活動体制について周知（掲示板、ロゴチャット）	☐

警戒レベル2（第1配備）

気象情報の各種注意報が発表されるレベルです。活動体制を配備して情報収集等を行います。

1. 村の対応

情報収集を行います。

2. 職員体制

◆風水害

警戒体制（第1配備）：総務課2名、建設課2名

3. 対象となる気象情報

◆風水害

- ・土砂災害情報（雨）：大雨注意報、洪水注意報
- ・洪水の情報（河川）：はん濫注意報

4. 活動内容

時間	担当	内容	チェック欄
発 災 前	総務課	1.気象情報の把握	
		熊谷地方気象台からの災害メール、気象庁HP、県土砂災害警戒情報システム、川の防災情報で情報収集	☐
		2.職員体制の周知	
		活動体制に変更があった場合、周知を行う（掲示板、ロゴチャット）	☐
		3.住民周知	
		タブレット、HPで今後の気象情報を発信して注意喚起を行う	☐
		4.情報報告・記録	
	建設課	災害オペレーションシステムを立ち上げて、本部設置報告（その他）を行う	☐
		災害記録台帳の記入を行う （住民からの情報提供、関係機関からの連絡、庁内体制内容など）	☐
		5.関係機関との調整	
		消防団長、分署、小川警察署と体制について共有する	☐
		1.気象情報の把握	
		気象庁HPで情報収集	☐
		河川の水位、雨量の情報収集（目視、雨量計、川の防災情報）	☐
		2.関係機関との調整	
		民間事業者と連絡調整を行う	☐
		3.資器材の確認	
		災害対策資器材の準備や無線機などの導通確認を行う	☐
		4.監視、警戒	
		必要に応じて、路線のパトロールを行う	☐
		水道施設の稼働状況などの確認を行う	☐

警戒レベル2（第2配備）

気象情報の各種注意報が発表され、警報級の気象情報の発表が予想される場合やキキクル（危険度分布）において「注意（黄）」が発表された場合の体制です。

災害発生に備えて、情報収集や自主避難所の開設を行います。

1. 村の対応

◆情報収集

◆自主避難所の開設（高齢者生きがいセンター、ふれあいセンター槻川）

◆本部員のスタンバイ

所属長は災害対策本部設置に備えて、参集できるよう準備を整える

2. 職員体制

◆風水害

・警戒体制（第2配備）

総務課5名、企画財政課1名、住民福祉課2名、保健衛生課2名、保健センター2名
産業観光課2名、建設課4名、教育委員会1名

◆地震（震度5弱で自動配備）

・初動体制

総務課2名、建設課2名

3. 対象となる気象情報

◆風水害

- ・土砂災害情報（雨）：大雨注意報、洪水注意報
- ・洪水の情報（河川）：はん濫注意報
- ・キキクル（危険度分布）：注意（黄）

◆地震

- ・緊急地震速報：震度5弱
- ・気象庁HP「震度分布」：東秩父村（震度5弱）

4. 活動内容

時間	担当	内容	チェック欄
発 災 前	総務課	1.職員体制の周知	
		活動体制に変更があった場合、周知を行う（掲示板、ロゴチャット）	☐
		2.課内体制の配備	
		「情報収集係」（2名）	
		ホワイトボード、住宅地図、管内図を準備し、以下の係を配備する	☐
		熊谷地方気象台からの災害メール、気象庁HP、県土砂災害警戒情報システム、川の防災情報で情報収集	☐
		「避難所係」（2名）	
		自主避難所を開設するため、開設キット、避難所・防災倉庫カギを準備する	☐
		自主避難所開設情報を、ホワイトボード、災害記録台帳に記入する	☐
		タブレットシステムで自主避難所開設の確認を行う	☐
		防災システム係（1名）	
		埼玉県災害オペレーションシステム（Lアラート）を立ち上げ、本部設置状況、避難所設置状況等を入力する	☐
		被害状況受付係（1名）	
		ホワイトボードに白図を用意して、連絡のあった被害箇所を付箋で記入	☐
		災害記録台帳に被害状況の記入する	☐
		3.住民周知	
		タブレット、HPで今後の気象情報を配信して注意喚起を行う	☐
		自主避難所の開設状況を配信する	☐
		4.自主避難所開設検討	
		高齢者生きがいセンター、ふれあいセンター槻川を自主避難所として開設するかの検討を行う	☐
		5.関係機関との調整	
		消防団長、分署、小川警察署と体制について共有する	☐
	企画財政課	1.公共交通機関との調整	
		イーグルバスと調整して、運行対応について、タブレット・HPで配信する	☐
		2.避難所運営	
		総務課からの要請に応じて、避難所開設の協力を行う	☐
	税務会計	1.避難所運営	
		総務課からの要請に応じて、避難所開設の協力を行う	☐
	住民福祉課	1.自主避難所の開設準備（高齢者生きがいセンター）	
		避難所開設キット、避難所カギ、防災倉庫カギの確認を行う	☐
		避難所運営職員（2名）の選出	☐
		2.避難行動要支援者への対応	
		住民に関するリストの準備（行政区長名簿、住民台帳など）	☐
		避難行動要支援者名簿を確認し、支援者（民生委員、行政区長等）への連絡体制を整える	☐
		3.保育所に関すること	
		保育園・学童と調整し臨時休園等の対応を検討する	☐

時間	担当	内容	チェック欄
発 災 前	城山保育園	1.保育所に関すること	
		臨時休園措置等の対応について検討する	☐
		園児の帰宅措置の対応を行う	☐
		2.避難所運営	
		総務課からの要請に応じて、避難所開設の協力を行う	☐
	保健衛生課	1.自主避難所の開設準備（ふれあいセンター槻川）	
		避難所開設キット、避難所カギ、防災倉庫カギの確認を行う	☐
		避難所運営職員（2名）の選出	☐
		2.ごみの処理に関すること	
		ごみの収集時間の変更や休止などの検討を行う	☐
	保健センター	1.福祉避難所の開設準備	
		避難所開設キット、物品の確認を行う	☐
		避難所運営職員の調整	☐
	産業観光課	1.気象情報の把握	
		気象庁HPで情報収集	☐
		2.農林・商工・観光対策の実施	
		農地の災害対策を災害対策方法をタブレット・HPで周知する	☐
		商工・観光施設の対応について調整する	☐
		3.監視、予防措置の準備	
		必要に応じて、危険箇所の巡視を行う。また、予防措置の準備を行う	☐
	建設課	1.気象情報の把握	
		気象庁HPで情報収集	☐
		河川の水位、雨量の情報収集（目視、雨量計、川の防災情報）	☐
		2.関係機関との調整	
		民間事業者と連絡調整を行う	☐
		3.資器材の確認	
		災害対策資器材の準備や無線機などの導通確認を行う	☐
		4.監視、警戒	
	教育委員会	必要に応じて、路線のパトロールを行う	☐
		水道施設の稼働状況などの確認を行う	☐
		1.学校に関すること	
		学校の休校等の対応について調整を行う	☐
		児童生徒の避難・保護・帰宅等の措置を行う	☐
		学校関係機関やその他団体との連絡調整を行う	☐
		2.社会教育施設に関すること	
		利用制限や休止等の対応について調整を行う	☐
		3.避難所運営	
		総務課からの要請に応じて、避難所開設の協力を行う	☐

警戒レベル3

気象情報の各種警報が発表されており、災害のおそれがある場合の体制です。
災害対策本部を設置し、避難所の開設、避難情報「高齢者等避難」の発令などを行います。

1. 村の対応

- ◆災害対策本部の設置
- ◆避難情報「高齢者等避難」発令

大雨警報が発表され、かつ、キキクル（危険度分布）が「警戒」（赤）となった場合

※「等」には、障害のある方や子どもなど避難に時間を要する人、避難に支援が必要な方が含まれます。

- ◆避難所の開設（和紙の里研修会館）

2. 職員体制

- ◆風水害
 - ・非常体制（第1 配備）
全職員（会計年度任用職員は含まない）
- ◆地震（自動配備：震度5強、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒））
 - ・緊急体制
全職員（会計年度任用職員は含まない）

3. 対象となる気象情報

- ◆風水害
 - ・土砂災害情報（雨）：大雨警報、洪水警報
 - ・洪水の情報（河川）：はん濫警戒報、洪水警報
 - ・キキクル（危険度分布）：警戒（赤）
- ◆地震
 - ・緊急地震速報：震度5強
 - ・気象庁 HP「震度分布」：東秩父村（震度5強）

4. 活動内容

時間	担当	内容	チェック欄
発 災 前	総務課 (総務部)	1.災害対策本部の設置	
		熊谷地方気象台にホットラインで今後の予報を確認する	☐
		災害対策本部の設置について協議を行う（村長、副村長、総務課長）	☐
		本部員・構成員の招集をロゴチャットで行う	☐
		本部員・構成員の参集状況を確認する	☐
		避難情報（高齢者等避難）の発令について協議する（本部長、副本部長）	☐
		2.課内体制の運用	
		「情報収集係」（2名）	
		熊谷地方気象台からの災害メール、気象庁HP、県土砂災害警戒情報システム、川の防災情報、POTekaで情報収集	☐
		ホワイトボード及び災害記録台帳に庁内対応、関係者連絡事項、住民通報の内容を記入する	☐
		「避難所係」（2名）	
		避難所を開設するための、開設キット、避難所カギ、防災倉庫カギを準備する	☐
		自主避難所開設情報を、ホワイトボード、災害記録台帳に記入する	☐
		タブレットシステムで避難所開設の確認を行う	☐
		1時間毎に避難所との定時連絡を行う(避難世帯、避難者、不足物資等)	☐
		避難所の開設状況をタブレットで配信する	☐
		「防災システム係」（1名）	
		タブレット、HPを緊急モードへ移行する	☐
		埼玉県災害オペレーションシステム（Lアラート）に避難所設置状況、被害状況等を入力する	☐
		高齢者避難等の発令に併せて、Lアラートで各キャリア（docomo、au、Softbank、楽天モバイル）のエリアメールを配信する	☐
		被害状況受付係（1名）	
		ホワイトボードに白図を用意して、連絡のあった被害箇所を付箋で記入	☐
		災害記録台帳に被害状況の記入する	☐
		3.避難情報の発令	
		タブレットで高齢者等避難の配信を行う	☐
		4.避難所の開設検討（和紙の里研修会館）	
		和紙の里研修会館の開設について支配人と調整する	☐
		5.関係機関との調整	
		消防団長、分署、小川警察署と体制について共有する	☐
		被害箇所の対応・避難所運営員について消防団と調整する	☐
	企画財政課 (総務部)	1.公共交通機関との調整	
		イーグルバスと調整して、運行対応について、タブレット・HPで配信する	☐
		2.避難所の開設準備（和紙の里研修会館）	
		避難所開設キット、避難所カギ、防災倉庫カギの確認を行う	☐
		避難所運営職員（2名）の選出	☐
		3.物資・資器材運搬協力	
		避難所からの要請に応じて、必要な物資・資器材の運搬を行う	☐
		4.危険箇所の予防措置等協力	
		土のう作成や危険箇所の予防措置対応の協力を行う	☐

時間	担当	内容	チェック欄
発 災 前	税務会計課 (総務部)	1.避難所運営 総務課からの要請に応じて、避難所開設の協力を行う	☐
		2.物資・資器材運搬協力 避難所からの要請に応じて、必要な物資・資器材の運搬を行う	☐
		3.危険箇所の予防措置等協力 土のう作成や危険箇所の予防措置対応の協力を行う	☐
	住民福祉課 (救助部)	1.避難所の運営（高齢者生きがいセンター） 1 時間毎に本部へ避難所状況の報告を行う（世帯数、避難者数、連絡事項） ライフビジョン ⇒ メニュー 関係者情報 ⇒ 被災状況報告	☐
		2.避難行動要支援者への対応 避難行動要支援者の安否確認を支援者(民生委員、行政区長等)に要請する	☐
		3.孤立世帯の把握 孤立のおそれがある世帯を抽出し、関係課と共有する	☐
	城山保育園	1.保育所に関すること 園児の帰宅措置の対応を行う	☐
		2.避難所運営 総務課からの要請に応じて、避難所開設の協力を行う	☐
		3.物資・資器材運搬協力 避難所からの要請に応じて、必要な物資・資器材の運搬を行う	☐
		4.危険箇所の予防措置等協力 土のう作成や危険箇所の予防措置対応の協力を行う	☐
	保健衛生課 (防疫部)	1.避難所の運営（高齢者生きがいセンター） 1 時間毎に本部へ避難所状況の報告を行う（世帯数、避難者数、連絡事項） ライフビジョン ⇒ メニュー 関係者情報 ⇒ 被災状況報告	☐
		2.ごみの処理に関すること 災害ごみの搬入先を検討する	☐
		関係機関とごみの搬入ルート状況の調整する	☐
		3.孤立世帯の把握 孤立のおそれがある世帯を抽出し、関係課と共有する	☐
	保健センター	1.福祉避難所の運営 1 時間毎に本部へ避難所状況の報告を行う（世帯数、避難者数、連絡事項） ライフビジョン ⇒ メニュー 関係者情報 ⇒ 被災状況報告	☐
	産業観光課 (農政部)	1.農林・商工・観光の対策の実施 商工・観光施設の対応について要請する	☐
		2.監視、予防措置の実施 必要に応じて、危険箇所の巡視・予防措置を行う	☐
		3.建設課（土木部）に協力 要請に応じて、土木部が実施する対策の協力を行う	☐
		4.避難所運営 総務課からの要請に応じて、避難所開設の協力を行う	☐

時間	担当	内容	チェック欄
発 災 前	建設課 (土木部)	1.気象情報の把握	
		気象庁HPで情報収集	☐
		河川の水位、雨量の情報収集（目視、雨量計、川の防災情報）	☐
		2.関係機関との調整	
		民間事業者と連絡調整を行う	☐
		河川の水位、雨量の情報収集（目視、雨量計、川の防災情報）	☐
		3.被害箇所調査	
		通報のあった被害箇所の確認を行う	☐
		障害物の除去等の対応を行う	☐
		4.監視、予防措置の実施	
		危険箇所のパトロールを行い、予防措置を実施する	☐
		5.水道施設対応	
		水道施設の被害箇所の確認及び施設巡視を行う	☐
	教育委員会 (教育部)	1.学校に関すること	
		学校の休校等の対応を行う	☐
		児童生徒の避難・保護・帰宅等の措置を行う	☐
		学校関係機関やその他団体との連絡調整を行う	☐
		2.避難所運営	
		総務課からの要請に応じて、避難所開設の協力を行う	☐
		3.物資・資器材運搬協力	
		避難所からの要請に応じて、必要な物資・資器材の運搬を行う	☐
	議会事務局 (協力部)	4.危険箇所の予防措置等協力	
		土のう作成や危険箇所の予防措置対応の協力を行う	☐
		1.議会議員災害対策本部の設置調整	
		村の対応を議長に報告し、議会議員災害対策本部の設置の検討を行う	☐

警戒レベル 4

気象情報の警戒情報が発表されており、災害のおそれが高い場合の体制です。
災害対策本部体制で、避難所の追加開設、避難情報「避難指示」の発令などを行います。

1. 村の対応

- ◆災害対策本部の運営
- ◆避難情報「避難指示」発令
 - ・土砂災害警戒情報が発表された場合
 - ・キキクル（危険度分布）が危険（紫）になった場合
 - ・土砂災害前兆現象（山鳴り、湧き水、濁流の水量の変化等）が発見された場合
- ◆避難所の開設（中学校体育館、槻川小学校体育館）

2. 職員体制

- ◆風水害
 - ・非常体制（第1 配備）
全職員（会計年度任用職員は含まない）
- ◆地震（自動配備：震度6弱以上）
 - ・非常体制
全職員（会計年度任用職員は含まない）

3. 対応となる気象情報

- ◆風水害
 - ・土砂災害情報（雨）：土砂災害警戒情報
 - ・洪水の情報（河川）：はん濫危険情報
 - ・キキクル（危険度分布）：危険（紫）
- ◆地震
 - ・緊急地震速報：震度6弱
 - ・気象庁 HP「震度分布」：東秩父村（震度6弱）

4. 活動内容

時間	担当	内容	チェック欄
発 災 前	総務課 (総務部)	1.災害対策本部の運営	
		熊谷地方気象台にホットラインで今後の予報を確認する	☐
		本部員・構成員の参集状況を確認する	☐
		本部員・構成員の招集をロゴチャットで行う	☐
		本部員・構成員の参集状況を確認する	☐
		避難情報（避難指示）の発令について協議する（本部長、副本部長）	☐
		2.課内体制の運用	
		「情報収集係」（2名）	
		熊谷地方気象台からの災害メール、気象庁HP、県土砂災害警戒情報システム、川の防災情報、POTekaで情報収集	☐
		ホワイトボード及び災害記録台帳に庁内対応、関係者連絡事項、住民通報の内容を記入する	☐
		「避難所係」（2名）	
		避難所を開設するための、開設キット、避難所カギ、防災倉庫カギを準備する	☐
		自主避難所開設情報を、ホワイトボード、災害記録台帳に記入する	☐
		タブレットシステムで避難所開設の確認を行う	☐
		1時間毎に避難所との定時連絡を行う(避難世帯、避難者、不足物資等)	☐
		避難所の開設状況をタブレットで配信する	☐
		「防災システム係」（1名）	
		埼玉県災害オペレーションシステム（Lアラート）に避難所設置状況、被害状況等を入力する	☐
		避難指示の発令に併せて、Lアラートで各キャリア（docomo、au、Softbank、楽天モバイル）のエリアメールを配信する	☐
		被害状況受付係（1名）	
		ホワイトボードに白図を用意して、連絡のあった被害箇所を付箋で記入	☐
		災害記録台帳に被害状況の記入する	☐
		3.避難情報の発令	
		タブレットで避難指示の配信を行う	☐
		4.避難所の開設検討（中学校体育館、槻川小学校体育館）	
		避難状況や今後の気象予報を参考に避難所の追加開設について検討する	☐
		避難所の収容人員が多い場合は、校舎の開設について小中学校と協議する	☐
		5.関係機関との調整	
		消防団長、分署、小川警察署と体制について共有する	☐
		被害箇所の対応・避難所運営員について消防団に依頼する	☐

時間	担当	内容	チェック欄
発 災 前	企画財政課 (総務部)	1.公共交通機関との調整 イーグルバスと調整して、運行対応について、タブレット・H Pで配信する	☐
		2.避難所の運営（和紙の里研修会館） 1 時間毎に本部へ避難所状況の報告を行う（世帯数、避難者数、連絡事項） ライブビジョン⇒メニュー 関係者情報⇒被災状況報告	☐
		3.物資・資器材運搬協力 避難所からの要請に応じて、必要な物資・資器材の運搬を行う	☐
		4.危険箇所の予防措置等協力 土のう作成や危険箇所の予防措置対応の協力を行う	☐
	税務会計課 (総務部)	1.避難所の開設準備（中学校体育館） 避難所開設キット、避難所カギ、防災倉庫カギの確認を行う	☐
		避難所運営職員（2名）の選出	☐
	住民福祉課 (救助部)	1.避難所の運営（高齢者生きがいセンター） 1 時間毎に本部へ避難所状況の報告を行う（世帯数、避難者数、連絡事項） ライブビジョン⇒メニュー 関係者情報⇒被災状況報告	☐
		2.避難行動要支援者への対応 避難行動要支援者の避難状況を支援者(民生委員、行政区長等)に確認する	☐
	城山保育園	1.保育所に関すること 園児の帰宅措置・避難について対応を行う	☐
		2.避難所運営 総務課からの要請に応じて、避難所開設の協力を行う	☐
		3.物資・資器材運搬協力 避難所からの要請に応じて、必要な物資・資器材の運搬を行う	☐
		4.危険箇所の予防措置等協力 土のう作成や危険箇所の予防措置対応の協力を行う	☐
	保健衛生課 (防疫部)	1.避難所の運営（高齢者生きがいセンター） 1 時間毎に本部へ避難所状況の報告を行う（世帯数、避難者数、連絡事項） ライブビジョン⇒メニュー 関係者情報⇒被災状況報告	☐
		2.ごみの処理に関すること 一時集積所の確保、準備を行う	☐
		3.仮設トイレに関すること 仮設トイレの調達・設置について調整する	☐
		4.医療機関との連絡調整 医療救護所設置に向けた検討を行う	☐
	保健センター	1.福祉避難所の運営 1 時間毎に本部へ避難所状況の報告を行う（世帯数、避難者数、連絡事項） ライブビジョン⇒メニュー 関係者情報⇒被災状況報告	☐
		2.医療機関との連絡調整 医療救護所設置に向けた検討を行う	☐

時間	担当	内容	チェック欄
発 災 前	産業観光課 (農政部)	1.農林・商工・観光の被害調査	
		被害箇所の確認・対応を行う	☐
		2.監視、予防措置の実施	
		必要に応じて、危険箇所の巡視・予防措置を行う	☐
		3.建設課（土木部）に協力	
		要請に応じて、土木部が実施する対策の協力を行う	☐
	建設課 (土木部)	4.避難所運営	
		総務課からの要請に応じて、避難所開設の協力を行う	☐
		1.気象情報の把握	
		気象庁HPで情報収集	☐
		河川の水位、雨量の情報収集（目視、雨量計、川の防災情報）	☐
		2.関係機関との調整	
		民間事業者と連絡調整を行う	☐
		河川の水位、雨量の情報収集（目視、雨量計、川の防災情報）	☐
		3.被害箇所調査	
		通報のあった被害箇所の確認を行う	☐
		障害物の除去等の対応を行う	☐
		4.監視、予防措置の実施	
		危険箇所のパトロールを行い、予防措置を実施する	☐
	教育委員会 (教育部)	5.水道施設対応	
		水道施設の被害箇所の確認及び施設巡視を行う	☐
		1.避難所の開設準備（槻川小学校体育館）	
		避難所開設キット、避難所カギ、防災倉庫カギの確認を行う	☐
		避難所運営職員（2名）の選出	☐
		2.学校に関すること	
		児童生徒の避難・保護・帰宅等の措置を行う	☐
		学校関係機関やその他団体との連絡調整を行う	☐
		3.物資・資器材運搬協力	
		避難所からの要請に応じて、必要な物資・資器材の運搬を行う	☐
	議会事務局 (協力部)	4.危険箇所の予防措置等協力	
		土のう作成や危険箇所の予防措置対応の協力を行う	☐
	議会事務局 (協力部)	1.議会議員災害対策本部の設置・運営	
		議会議員災害対策本部を設置し、村本部との連絡調整を行う	☐

警戒レベル5

気象情報の特別警報が発表されており、災害発生又は切迫した場合の体制です。

災害対策本部体制で、避難所の追加開設、避難情報「緊急安全確保」の発令などを行います。

1. 村の対応

◆災害対策本部の運営

◆避難情報「緊急安全確保」発令

- ・土砂災害特別警報が発表された場合
- ・キキクル（危険度分布）が、災害切迫（黒）になった場合
- ・土砂災害の発生が確認された場合

※ 災害が発生又は切迫している状況で、それを村が必ず把握することができるとは限らないため、必ず発令される情報ではありません。

◆避難所の開設（ふるさと文化伝習館分館、ふるさと館、坂本体育館）

2. 職員体制

◆風水害

- ・非常体制（第2配備）
全職員（会計年度任用職員は含まない）

◆地震（自動配備：震度6弱以上）

- ・非常体制
全職員（会計年度任用職員は含まない）

3. 対象となる気象情報

◆風水害

- ・土砂災害情報（雨）：大雨特別警報（土砂災害）
- ・洪水の情報（河川）：はん濫発生情報
- ・キキクル（危険度分布）：危険（黒）

◆地震

- ・緊急地震速報：震度6弱
- ・気象庁 HP「震度分布」：東秩父村（震度6弱）

4. 活動内容

時間	担当	内容	チェック欄
発 災 前	総務課 (総務部)	1.災害対策本部の設置	
		熊谷地方気象台にホットラインで今後の予報を確認する	☐
		避難情報（緊急安全確保）の発令について協議する（本部長、副本部長）	☐
		2.課内体制の運用	
		「情報収集係」（2名）	
		熊谷地方気象台からの災害メール、気象庁HP、県土砂災害警戒情報システム、川の防災情報、POTekaで情報収集	☐
		ホワイトボード及び災害記録台帳に庁内対応、関係者連絡事項、住民通報の内容を記入する	☐
		「避難所係」（2名）	
		避難所を開設するための、開設キット、避難所カギ、防災倉庫カギを準備する	☐
		自主避難所開設情報を、ホワイトボード、災害記録台帳に記入する	☐
		タブレットシステムで避難所開設の確認を行う	☐
		1時間毎に避難所との定時連絡を行う(避難世帯、避難者、不足物資等)	☐
		避難所の開設状況をタブレットで配信する	☐
		「防災システム係」（1名）	
		埼玉県災害オペレーションシステム（Lアラート）に避難所設置状況、被害状況等を入力する	☐
		避難指示の発令に併せて、Lアラートで各キャリア（docomo、au、Softbank、楽天モバイル）のエリアメールを配信する	☐
		被害状況受付係（1名）	
		ホワイトボードに白図を用意して、連絡のあった被害箇所を付箋で記入	☐
		災害記録台帳に被害状況の記入する	☐
		3.避難情報の発令	
		タブレットで緊急安全確保の配信を行う	☐
		4.避難所の開設検討（ふるさと館、坂本体育館、ふるさと文化伝習館分館）	
		避難状況や今後の気象予報を参考に避難所の追加開設について検討する	☐
		5.関係機関との調整	
		消防団長、分署、小川警察署と体制について共有する	☐
		被害箇所の対応・避難所運営員について消防団に依頼する	☐

時間	担当	内容	チェック欄
発 災 前	企画財政課 (総務部)	1.公共交通機関との調整	
		イーグルバスと調整して、運行対応について、タブレット・H Pで配信する	☐
		2.避難所の開設準備（ふるさと文化伝習館分館）	
		避難所開設キット、避難所カギ、防災倉庫カギの確認を行う	☐
		避難所運営職員（2名）の選出	☐
		3.避難所の運営（和紙の里研修会館）	
		1 時間毎に本部へ避難所状況の報告を行う（世帯数、避難者数、連絡事項） ライブビジョン ⇒ メニュー 関係者情報 ⇒ 被災状況報告	☐
	税務会計課 (総務部)	4.物資・資器材運搬協力	
		避難所からの要請に応じて、必要な物資・資器材の運搬を行う	☐
	住民福祉課 (救助部)	5.危険箇所の予防措置等協力	
		土のう作成や危険箇所の予防措置対応の協力を行う	☐
		1.避難所の運営（中学校体育館）	
		1 時間毎に本部へ避難所状況の報告を行う（世帯数、避難者数、連絡事項） ライブビジョン ⇒ メニュー 関係者情報 ⇒ 被災状況報告	☐
		2.避難所の開設準備（ふるさと館）	
	城山保育園	避難所開設キット、避難所カギ、防災倉庫カギの確認を行う	☐
		避難所運営職員（2名）の選出	☐
		2.避難所の運営（高齢者生きがいセンター）	
		1 時間毎に本部へ避難所状況の報告を行う（世帯数、避難者数、連絡事項） ライブビジョン ⇒ メニュー 関係者情報 ⇒ 被災状況報告	☐
		3.避難行動要支援者への対応	
	保健衛生課 (防疫部)	避難行動要支援者の避難状況を支援者（民生委員、行政区長等）に確認する	☐
		1.保育所に関すること	
		園児の帰宅措置・避難について対応を行う	☐
		2.避難所運営	
		総務課からの要請に応じて、避難所開設の協力を行う	☐
	保健衛生課 (防疫部)	3.物資・資器材運搬協力	
		避難所からの要請に応じて、必要な物資・資器材の運搬を行う	☐
		4.危険箇所の予防措置等協力	
		土のう作成や危険箇所の予防措置対応の協力を行う	☐
		1.避難所の開設準備（坂本体育館）	
	保健衛生課 (防疫部)	避難所開設キット、避難所カギ、防災倉庫カギの確認を行う	☐
		避難所運営職員（2名）の選出	☐
		2.避難所の運営（高齢者生きがいセンター）	
		1 時間毎に本部へ避難所状況の報告を行う（世帯数、避難者数、連絡事項） ライブビジョン ⇒ メニュー 関係者情報 ⇒ 被災状況報告	☐
		3.ごみの処理に関すること	
		一時集積所の確保、準備を行う	☐
		4.仮設トイレに関すること	
		仮設トイレの調達・設置について調整する	☐
	保健衛生課 (防疫部)	5.医療機関との連絡調整	
		医療救護所設置に向けた検討を行う	☐

時間	担当	内容	チェック欄
発 災 前	保健センター	1.福祉避難所の運営	
		1 時間毎に本部へ避難所状況の報告を行う（世帯数、避難者数、連絡事項） ライブビジョン ⇒ メニュー 関係者情報 ⇒ 被災状況報告	☐
		2.医療機関との連絡調整	
		医療救護所設置に向けた検討を行う	☐
	産業観光課 （農政部）	1.農林・商工・観光の被害調査	
		被害箇所の確認・対応を行う	☐
		2.監視、予防措置の実施	
		必要に応じて、危険箇所の巡視・予防措置を行う	☐
		3.建設課（土木部）に協力	
		要請に応じて、土木部が実施する対策の協力を行う	☐
	建設課 （土木部）	4.避難所運営	
		総務課からの要請に応じて、避難所開設の協力を行う	☐
		1.気象情報の把握	
		気象庁HPで情報収集	☐
		河川の水位、雨量の情報収集（目視、雨量計、川の防災情報）	☐
		2.関係機関との調整	
		民間事業者と連絡調整を行う	☐
		河川の水位、雨量の情報収集（目視、雨量計、川の防災情報）	☐
		3.被害箇所調査	
		通報のあった被害箇所の確認を行う	☐
		障害物の除去等の対応を行う	☐
		4.監視、予防措置の実施	
		危険箇所のパトロールを行い、予防措置を実施する	☐
		5.水道施設対応	
		水道施設の被害箇所の確認及び施設巡視を行う	☐
	教育委員会 （教育部）	1.避難所の開設運営（槻川小学校体育館）	
		1 時間毎に本部へ避難所状況の報告を行う（世帯数、避難者数、連絡事項） ライブビジョン ⇒ メニュー 関係者情報 ⇒ 被災状況報告	☐
		2.学校に関すること	
		児童生徒の避難・保護・帰宅等の措置を行う	☐
		学校関係機関やその他団体との連絡調整を行う	☐
		3.物資・資器材運搬協力	
		避難所からの要請に応じて、必要な物資・資器材の運搬を行う	☐
	議会事務局 （協力部）	4.危険箇所の予防措置等協力	
		土のう作成や危険箇所の予防措置対応の協力を行う	☐
		1.議会議員災害対策本部の運営	
		議会議員災害対策本部を設置し、村本部との連絡調整を行う	☐

警戒レベル5（**発災**から数時間）

時間	担当	内容	チェック欄
発災から数時間	総務課 (総務部)	1.災害対策本部の設置	
		【風水害】災害が発生、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合	☐
		【風水害】特別警報が発表された場合	☐
		【地震】震度6弱以上の地震が発生した場合	☐
		2.設置場所	
		役場庁舎 1階執務室	☐
		3.本部設置準備	
		①大会議室の確保（本部会議のため）	☐
		②通信設備（災害時用携帯）、テレビ、パソコン等の機材の準備	☐
		③住宅地図、管内図、ホワイトボードの準備	☐
		④被害状況報告書などの書類の準備	☐
		⑤職員名簿の準備	☐
		⑥公用車の確保	☐
		⑦「災害対策本部」の標識設置	☐
		4.災害対策本部設置の通知	
		埼玉県、関係機関（消防署、警察署、消防団）に設置の旨を通知する	☐
		5.情報収集	
		各部からの災害情報、被害状況報告、初動対応状況について把握する	☐
		6.職員（家族）の安否確認	
		職員にロゴチャットで安否確認を行い、職員名簿でチェックする	☐
		7.職員の参集状況確認	
		職員名簿で参集した職員状況を所属長に確認する	☐
	企画財政課 (総務部)	8.備蓄食料・資器材の確認	
		備蓄食料・資器材の状況を確認する	☐
		9.庁舎・設備の確認	
		本庁舎の建物・設備などの被害調査	☐
		電気、電話、ガス、水道、空調、自動ドア、ボイラー設備等の作動状況を確認する	☐
		10.広報関係	
		タブレット及び広報車等による住民への災害情報及び災害対策本部設置の広報	☐
		1.情報セキュリティの確認	
		庁内のLGWAN回線、基幹系回線の作動状況の確認する	☐
		2.公共交通機関の被害状況確認	
		関係業者に連絡して路線の被害状況を確認する	☐
		3.緊急支払いの準備	
		必要な書類等を点検確認して緊急支払いに備える	☐

時間	担当	内容	チェック欄
発災から数時間	税務会計課 (総務部)	1.指定金融機関等の被害調査 出納室金庫及び有価証券等預かり金品を確認する	☐
	住民福祉課 (救助部)	1.住民対応関係 住民個人情報のデータ管理状況の確認をする	☐
		被災者名簿の作成の準備を行う	☐
		2.避難行動要支援者関係 要支援者の安否確認を行政区長、民生員と協力して実施する	☐
		重度障がい者などの安否確認を行う	☐
		3.救援への準備 ボランティアとの打合せ（村社協と連携）	☐
		炊出し用資機材の点検・準備	☐
	城山保育園	1.避難措置の実施 園児の避難に対する行動を行う	☐
		2.園児の安否確認・保護者との連絡調整 園児の安否を確認して、保護者に連絡をする	☐
		3.保育施設の被害調査 施設の被害調査を実施して本部に報告する	☐
		建物、電気、電話、ガス、水道、空調等の作動状況を確認する	☐
	保健衛生課 (防疫部)	1.ごみ処理、浄化槽等の被害調査 ごみ処理業者、衛生施設等との連絡確認を行う。	☐
		ごみ・し尿収集処理の判断	☐
		廃棄物発生の状況把握	☐
		生活ごみ・避難所ごみの収集運搬体制の確保	☐
	保健センター	1.保健医療施設の被害調査 施設の被害調査を実施して本部に報告する	☐
		建物、電気、電話、ガス、水道、空調等の作動状況を確認する	☐
	産業観光課 (農政部)	1.農林業関係の被害調査 農協・森林組合等の団体を通じた農林畜産物の被害を調査する	☐
		①農家の農畜産施設及び農畜産物の被害調査と緊急対応	☐
		②農業用施設の被害調査と緊急対応	☐
		③村有林、林道の被害調査と緊急対応	☐
		2.商工業関係の被害調査 商工業団体等、関係団体を通じた被害状況の調査・把握	☐
		3.観光業関係の被害調査 施設管理者、観光協会、関係団体を通じた施設の被害を調査する	☐

時間	担当	内容	チェック欄
発災から数時間	建設課 (土木部)	1.道路等の緊急点検	
		重要路線を主体に道路パトロールにより被災状況を把握する	☐
		2.緊急措置実施箇所の決定	
		緊急復旧作業が必要な箇所を決定し、復旧のための作業量や対応方法を検討	☐
		3.公営住宅の被害調査	
		施設の被害調査及び入居者の状況を確認する	☐
		建物、電気、電話、ガス、水道等の作動状況を確認する	☐
	教育委員会 (教育部)	4.簡易水道施設の被害調査	
		稼働状況及び被害の状況確認を行う	☐
		1.各学校の避難措置	
		各学校の避難計画等の運用に基づき児童・生徒の避難を行う	☐
		2.在校の児童・生徒の安否確認・保護者との連絡調整	
		学校長を通じて実施する	☐
		3.施設の被害調査	
		学校長と協力し、施設の被害調査及び児童・生徒の状況を確認して本部に報告	☐
		電気、電話、ガス、水道等の被害状況を確認する	☐
	議会事務局 (協力部)	4.社会体育施設の被害調査	
		電気、電話、ガス、水道等の被害状況を確認する	☐
		1.議会議員災害対策本部の運営	
		議会議員災害対策本部を設置し、村本部との連絡調整を行う	☐

警戒レベル5（発災から半日）

時間	担当	内容	チェック欄
発災から半日	総務課 (総務部)	1. 参集職員の確認	
		参集した職員数を集約して本部長に報告する	☐
		2. 対策本部会議の開催	
		① 職員の体制に関する事	☐
		② 被害調査・情報収集に関する事	☐
		③ ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の被害状況に関する事	☐
		④ 医療機関の被害状況に関する事	☐
		⑤ 公共交通機関の被害状況に関する事	☐
		⑥ 道路・橋梁の損害状況に関する事	☐
		⑦ 家屋の被害状況に関する事	☐
		⑧ 避難情報の発令及び避難誘導に関する事	☐
		⑨ 避難所の開設に関する事	☐
		⑩ 避難場所（駐車場）の利用状況に関する事	☐
		⑪ 行方不明者・負傷者の救助対策に関する事	☐
		3. 自衛隊の派遣要請検討	
		必要な情報を収集・整理して、派遣要請の判断を行う	☐
		4. 災害救助法の適用検討・応急要請に必要な情報の収集・整理	
		① 食料、飲料水、生活必需品等物資について	☐
		② 医療、救出、施設等の応急復旧等に係る資器材の需要、供給を整理	☐
		③ 応急復旧に必要な人員の整理	☐
		5. 被害情報を集約・報告	
		集約した被害情報を共有する	☐
		6. 職員対応関係	
		派遣された自衛隊、関係機関の職員の受入れ対応	☐
		職員の給食の手配、配食	☐
		7. 物品等の備蓄・調達関係	
		備蓄食料数を確認の上、新たな調達の必要性、数量を把握する	☐
		生活必需品（寝具、衣料品、日用雑貨、燃料）の新たな調達の必要性、数量を把握する	☐
		9. 庁舎・設備の保全措置	
		保全措置、復旧活動の実施及び連絡確認	☐
		電気、電話等庁内設備は、保守管理業者へ連絡する	☐
		10. 広報関係	
		タブレット及び広報車等による災害情報の広報	☐
		① 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）	☐
		② 救助対策	☐
		③ 応急対策活動、ライフライン情報	☐
		④ 交通規制情報	☐
		⑤ 避難所情報	☐

時間	担当	内容	チェック欄
発災から半日	企画財政課 (総務部)	1.総務班の応援 部内の総務班の応援を行う	☐
	税務会計課 (総務部)	1.指定金融機関等の被害調査 被害状況、営業の可否を確認する	☐
		2.災害対策本部の一般経理に関する準備 経理に関する書類、現金等の準備をする	☐
	住民福祉課 (救助部)	1.住民対応関係 被災者名簿の作成	☐
		被災者の安否問合せ準備	☐
		被災者の安否問い合わせ窓口の設置	☐
		2.避難行動要支援者被害調査 安否情報と併せて、移住する建物、設備の被害状況を把握する	☐
		行政区長、民生委員、近隣住民等の協力により避難誘導を実施する	☐
		3.社会福祉施設の被害調査 建物、電気、電話、ガス、水道等の被害状況を確認する	☐
	城山保育園	福祉施設の被害状況により、施設の長と休業措置を協議する	☐
		1.施設の各種設備の被害調査 建物、電気、電話、ガス、水道等の作動状況を確認する	☐
		2.通園路等の安全確認 通園路の破損状況を確認し、状況により安全な通園路を協議する	☐
		3.休業措置の検討 施設の被害状況により、住民福祉課長と休業措置を協議する	☐
	保健衛生課 (防疫部)	1.ごみ処理、浄化槽、し尿処理関係 ごみ・し尿収集運搬体制の確保	☐
		避難所ごみの収集運搬体制の確保	☐
		避難所ごみの発生量、し尿収集必要量の推計	☐
		仮置き場の確保	☐
		災害廃棄物の回収方法の検討	☐
		避難所ごみの発生量、し尿収集必要量の推計	☐
		2.応急救護の需要把握と医療救護班の派遣要請 ①避難所の負傷者数の把握	☐
		②医療機関との連絡調整	☐
	保健センター	③医療救護班の派遣要請（県へ要請⇒現状に併せて調整）	☐
		1.医療救護班の受入れと活動支援（救護拠点：保健センター） 負傷者に対するトリアージの実施、応急処置及び必要な医療の実施、転送の要否及び順位の決定、死亡の確認等の医療救護活動の実施支援体制をとる	☐
		2.備蓄医薬品の確認 備蓄している医薬品の在庫確認を行う	☐

時間	担当	内容	チェック欄
発災から半日	産業観光課 (農政部)	1.農林業関係の被害調査	
		農林畜産物施設及び農林畜産物の被害調査	☐
		被害調査のとりまとめ（総務部へ報告）	☐
		2.商工業関係の被害調査	
		商工業の被害調査	☐
		被害調査のとりまとめ（総務部へ報告）	☐
		3.観光業関係の被害調査	
		観光施設の被害調査	☐
		被害調査のとりまとめ（総務部へ報告）	☐
	建設課 (土木部)	1.道路等の緊急点検	
		①引き続き各路線を点検調査	☐
		②住民等からの被害通報箇所については、現地確認を行う	☐
		③路上の軽微な障害物等の除去を行う	☐
		2.危険箇所への応急措置	
		電柱等道路占用施設の被害や路面の損傷等により通行に危険がある箇所について、直ちにバリケード等による現地確認を行う	☐
		3.二次災害予想箇所の把握	
		二次災害の発生が予想される箇所について現地確認を行う	☐
		4.簡易水道施設の被害調査	
		送・配・導水管路等の被害状況の把握	☐
		断水地域、断水戸数の把握	☐
		簡易水道施設の被害状況、復旧見込みをとりまとめ、報告する（総務部）	☐
	教育委員会 (教育部)	1.各学校の休校措置の検討	
		学校施設の被害状況により、学校長と休校措置を協議する	☐
		2.学校教育施設の各種設備の被害調査	
		施設内の設備の被害調査を行う	☐
		3.通学路の安全確認	
		学校長を通じ、教職員に対して、通学路の安全確認の指示を行う	☐
		通学路の破損状況を本部へ連絡し、安全な通学路を協議する	☐
	議会事務局 (協力部)	4.各施設の運営方針の検討	
		施設の被害状況により、利用の休止等の運営方針を検討する	☐
		1.議会議員災害対策本部の運営	
		議会議員災害対策本部を設置し、村本部との連絡調整を行う	☐

警戒レベル5（発災から1～2日）

時間	担当	内容	チェック欄
1 から 2 日	総務課 (総務部)	1.対策本部会議の開催	
		①必要物資の調達要請に関する事	☐
		②各班の緊急対策と進捗状況の確認	☐
		③関係機関への応援要請に関する事	☐
		④災害救助法が適用される場合の対応に関する事	☐
		⑤ごみの収集体制に関する事	☐
		⑥職員の支援に関する事	☐
		⑦義援金等の募集・配分に関する事	☐
		2.応援要請の判断	
		職員の応援派遣要請について手続きを進める事	☐
		3.被害情報を集約・報告	
		集約した被害情報を共有する	☐
		4.物品等の備蓄・調達関係	
		関係機関、小売販売業者を通じて、貯蔵米穀、パン等を調達する	☐
		避難所の必要物資を確認・集約して、物資の輸送手配を行う	☐
		5.広報関係	
		タブレット及び広報車等による災害情報の広報	☐
		①応急対策活動、ライフライン情報	☐
		②応急給水に関する情報	☐
		6.報道対応	
		報道機関への被害情報の提供	☐
		7.関係機関との連絡調整	
		被害状況によって、関係機関と連絡調整を行う	☐
		警察署：被害箇所の通行止め解除の協議	☐
		警察署：連絡員としての警察署職員の受入れ	☐
	企画財政課 (総務部)	1.総務班の応援	
		部内の総務班の応援を行う	☐
	税務会計課 (総務部)	1.一般経理の実施	☐
		2.災害時の税制に関する事	
		税制に対する対応について検討する	☐
		3.被災納税者の調査に関する事	
		調査の準備を行う	☐
		4.固定資産の被災調査に関する事	
		調査の準備を行う	☐
		5.被災納税者の減免、徴収猶予に関する事	
		被災納税者の減免、徴収猶予に関する検討を行う	☐
		6.罹災証明に関する事	
		罹災証明書発行手続きの準備を行う	☐

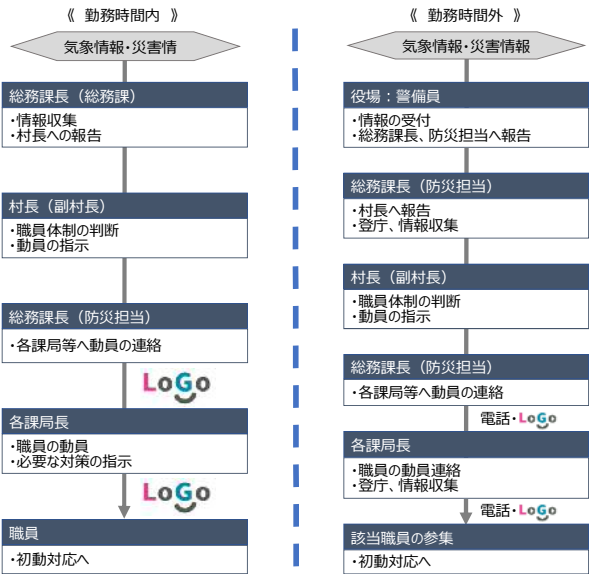
時間	担当	内容	チェック欄
1 から 2 日	住民福祉課 (救助部)	1.住民対応関係	
		安否問合せ窓口の設置	☐
		住民個人情報のデータ維持管理	☐
		2.避難行動要支援者関係	
		要支援者被害調査の整理（総務班に報告）	☐
		要支援者への緊急支援の実施検討	☐
		3.社会福祉施設の運営方針の検討	
		被災状況等により、当面の施設運営方針を検討する。	☐
	城山保育園	1.施設の被害調査	
		施設の被害状況の取りまとめ整理する	☐
		2.応急保育の実施準備	
		応急保育への対策方針を検討する	☐
		施設の被害箇所、危険箇所の応急修理を実施する	☐
	保健衛生課 (防疫部)	1.ごみ処理、浄化槽、し尿処理関係	
		仮置き場の開設・管理・運営	☐
		被害状況の把握	☐
		災害用トイレの維持点検を行う	☐
		2.保健医療関係	
		①医療救護班の受入れ、活動支援の継続	☐
	保健センター	1.避難所の巡回診療	
		避難所の巡回診療を行う	☐
		2.備蓄医薬品の提供	
		必要に応じて、備蓄している医薬品の提供を行う	☐
	産業観光課 (農政部)	1.農林業関係の被害調査のとりまとめ	
		農業・村有林被害の応急措置、復旧への対策方針について検討する	☐
		関連施設の被害状況により、応急措置、当面の運営方針を検討する	☐
		2.商工業関係の被害調査のとりまとめ	
		商工被害の応急措置、復旧への対策方針について検討する	☐
		関連施設の被害状況により、応急措置、当面の運営方針を検討する	☐
		3.観光業関係の被害調査のとりまとめ	
		関連施設の被害状況により、応急措置、当面の運営方針を検討する	☐

時間	担当	内容	チェック欄
1 から 2 日	建設課 (土木部)	1.道路等の応急復旧	
		①危険な橋梁は、通行止め等の措置を行う	☐
		②交通確保について、村内建設業者に指示し、順次復旧措置を行う	☐
		2.二次災害予想箇所の応急措置の実施	
		二次災害防止のための応急措置の実施を行う	☐
		3.公営住宅関係	
		被害状況を取りまとめて、応急修理の実施の準備を行う	☐
		4.応急給水の実施	
		給水方針を決定する	☐
		避難所等必要な地域から、給水車等による応急給水を実施する	☐
		応急給水の情報をタブレットで配信する（場所、時間など）	☐
		4.応急復旧への準備	
		応急復旧に必要な資機材や人員体制を確保する	☐
		不足する資器材及び人員は、総務班に報告して調整を図る	☐
	教育委員会 (教育部)	1.学校教育施設の被害調査のとりまとめ	
		被害状況のとりまとめを行い総務班に報告する	☐
		2.応急教育実施の準備	
		学校長と協議して、応急教育への対応方針を検討する	☐
		施設の被害箇所、危険箇所の応急修理を実施する	☐
		学用品の支給対象児童・生徒等を学校長の報告により把握する	☐
		学用品及び教科書の調達、配分を準備する	☐
		3.社会教育施設関係等	
		各施設の被害状況のとりまとめを行う	☐
		文化財施設の被害調査を行う	☐
	議会事務局 (協力部)	1.議会議員災害対策本部の運営	
		議会議員災害対策本部を設置し、村本部との連絡調整を行う	☐

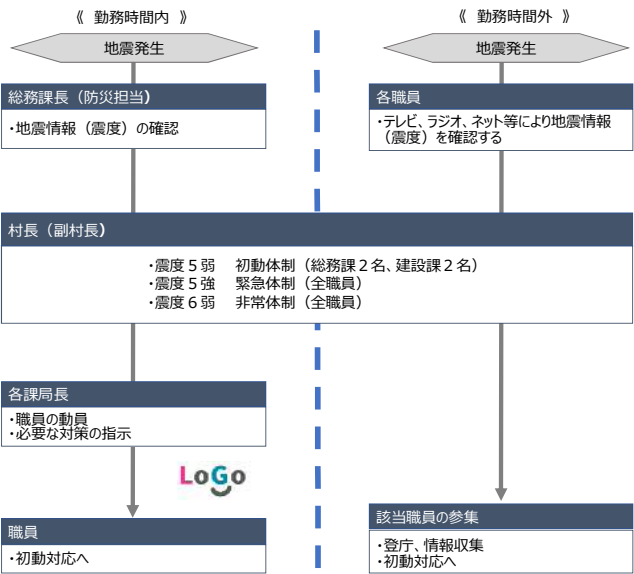
初動体制早見表

判断基準		地震	避難情報等	気象情報	体制		村の対応	風水害	地震	災害対策本部														
風水害	警戒レベル				風水害	地震				総務部		救助部		防疫部		保健センター (包括支援センター・子育て支援センター含む)	農政部	土木部	教育部	協力部				
風水害	警戒レベル	風水害	避難情報等	気象情報	風水害	地震	村の対応	風水害	地震	総務課	企画財政課	税務会計課	住民福祉課	城山保育園	保健衛生課	保健センター (包括支援センター・子育て支援センター含む)	産業観光課	建設課	教育委員会	議会事務局				
5	5	6弱	緊急安全確保	大雨特別警報 (土砂災害) はん濫発生情報 キキル 災害切迫(黒)	非常体制 (第2配備)	非常体制	・災害対策本部体制 ・緊急安全確保発令 ・避難所開設 (ふるさと館) (坂本体育館) (ふるさと文化伝習館分館)	設置	設置	課内体制運用 避難所開設検討 避難情報発令	避難所開設 (ふるさと文化伝習館分館)	避難所運営	避難所開設 (ふるさと館)	保育所対応 災害対策協力	避難所開設 (坂本体育館)	福祉避難所運営	現場対応 災害対策協力	現場対応	避難所運営	議会災害対策本部 運営				
4	4		避難指示	土砂災害警戒情報 はん濫危険情報 キキル 危険(紫)	非常体制 (第1配備)					・災害対策本部体制 ・避難指示発令 ・避難所開設 (中学校体育館) (槻川小学校体育館)	全職員（会計年度任用職員は含まない）													
3	3		高齢者等避難	大雨警報 洪水警報 はん濫警戒情報 キキル 警戒(赤)							・災害対策本部設置 ・高齢者等避難発令 ・避難所の開設 (和紙の里研修会館)	課内体制運用 避難所開設検討 避難情報発令	避難所開設 (和紙の里研修会館)	災害対策協力	避難所運営 避難行動要支援者対応	保育所対応 災害対策協力	避難所運営	福祉避難所運営	現場対応 災害対策協力	現場対応	学校対応 災害対策協力	議会との連絡調整		
全職員（会計年度任用職員は含まない）																								
2	2	5強	-	大雨注意報 洪水注意報 はん濫注意情報 キキル 注意(黄)	警戒体制 (第2配備)	緊急体制	・情報収集(総務課・建設課) ・自主避難所の開設 (高齢者生きがいセンター) (ふれあいセンター槻川) ・本部員スタンバイ	-	-	情報収集 課内体制配備 非常体制移行準備	公共交通事業者と 連絡調整	-	自主避難所開設 (生きがいセンター)	-	自主避難所開設 (ふれあいセンター)	福祉避難所 開設準備	情報収集	情報収集 現場対応	学校調整	-				
										5名	1名	-	2名	-	2名	2名	4名	1名	-					
		5弱	大雨注意報 洪水注意報	警戒体制 (第1配備)	初動体制	・情報収集(総務課・建設課)	情報収集	-	-	-	-	-	-	-	-	情報収集	-	-						
2名	-						-	-	-	-	-	2名	-	-										
1	1	-	-	早期注意情報 (警報級の可能性)	通常	通常	・情報収集（総務課）	-	-	情報収集	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
										通常勤務	-	-	-	-	-	-	-	-	-					

風水害等参集フロー



地震災害参集フロー



指定避難所一覧（開設順位）

開設順位	名称	所在地	防災倉庫	収容人員	開設担当課
1	高齢者生きがいセンター	安戸432-1	○	64（32）	住民福祉課
2	ふれあいセンター槻川	坂本1561	-	57（30）	保健衛生課
3	和紙の里研修会館	御堂441	○	44（24）	企画財政課
4	東秩父中学校体育館	奥沢150	○	301（165）	税務会計課
5	槻川小学校体育館	御堂364	○	120（66）	教育委員会
6	ふるさと館	大内沢703	○	86（47）	住民福祉課
7	坂本体育館	坂本1308-1	○	127（70）	保健衛生課
8	ふるさと文化伝習館分館	白石936	-	29（16）	企画財政課
	合計			828（450）	

福祉避難所

	名称	所在地	防災倉庫	収容人員	開設担当課
	保健センター（福祉避難所）	坂本1284-1	-	179（98）	保健センター

避難場所

	名称	所在地	防災倉庫	車両収容台数	備考
	ふれあい広場グラウンド内	御堂549	-	600	
	道の駅和紙の里駐車場	御堂441	-	140	
	合計			740	

8－7 避難所運営マニュアル

東秩父村避難所開設・運営 マニュアル

令和5年3月
 **東秩父村**
Higashi Chichibu Village

目次

1	マニュアル作成の目的.....	1
2	避難所の開設・運営までの流れ	2
3	避難所の状況想定	3
4	避難所開設基準.....	4
5	平常時での備え.....	4
6	避難所運営の手順	5
7	避難所運営体制の整備.....	1 1
7-1	運営体制確立まで	1 1
7-2	避難所の運営（避難所運営委員会による運営）	1 1
7-3	運営の役割分担.....	1 2
7-4	長期化への対応.....	1 4
8	避難所の撤収（撤収期の業務）	1 5
9	資料集	1 6
9-1	避難所一覧表	1 6
9-2	避難所（学校施設：福祉避難所併設）のレイアウト【例】	1 7
9-3	避難所ルール（例文）	1 8

1 マニュアル作成の目的

避難所の運営を円滑に行うためには、村職員や施設管理者、避難された地域住民、ボランティアなどが協力し連携することが重要とされています。

こうしたことから、避難所の開設や運営を円滑に行うことを目的に、避難所に関する基本的な考え方や避難所運営組織の活動内容などを「避難所開設・運営マニュアル」としてまとめたものです。

用語の整理

このマニュアルで使用する用語を次のように定義します。

避難所

避難所とは、災害時に緊急的に住民等の安全を守り、又は災害により居住の場を失った住民等の生活の場を確保するための施設です。

また、避難者を一時的に受け入れる施設であり、避難者の必要最低限の生活を支援する施設になります。

指定避難所

災害の危険性があり避難者や住民等を災害の危険性がなくなるまでの間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等などの配慮が必要な方々。

2 避難所の開設・運営までの流れ

避難所は、在宅被災者の支援も含め、地域コミュニティの場となり、発災直後には、住民自治による迅速な取り組みが重要となることから、避難所は原則として、住民の自主運営とします。行政は、情報統括やニーズに対する支援（物資調達など）を行います。

【避難所開設の全体の流れ】

		避難所	災害対策本部・各対策部
		関係者参集	施設管理者 担当職員 避難所開設準備のための開錠 被災状況の把握 避難所開設状況の把握 食料、飲料水等の配分 福祉避難所の開設 死者・行方不明者への対応 関係機関との連絡調整 など
初動期【発災直後3日程度】	開設準備	受入準備（安全点検） レイアウトづくり 避難所の開設	
	避難所開設	避難者の誘導・受付開始 避難者名簿の作成 居住スペースへの誘導と割り振り	
	運営	運営体制づくり - 運営協議会の設置 - 会議の開催 避難所運営 - 連絡体制の確立 - 物資確保	運営協議会への参加 地域の担当者と連携・支援 ライフラインの確保・確立 り災証明・義援金等の受付
安定期【1週間以降】		避難所の安定化 - ルールの確立 - 生活支援 プライバシーの確保対策 - 管理（衛生・食事・健康）の徹底相談体制の確立 - こころのケア	家屋の応急危険度判定 施設再建へ向け準備 など

3 避難所の状況想定

大規模災害発生後の避難所は、時間の経過により大きく変化するため、時間の経過に対応した避難所の運営を行う必要があります。

時期	想定される避難所の状況
初動期 発災直後 から 3日程度	・村民の自主的な避難により、村の担当者が避難所に到着する前に、避難者が緊急的に避難所内に入ることも予想される。 ・避難者が集中的に参集するため、避難所内での混乱が予想される。 ・情報が錯綜し、避難所間での情報のやりとりが困難となり、避難所全体の把握が困難となる。 ・災害情報の不足あるいはデマなどで避難者の不安が拡大 ・余震や火災の延焼などにより、避難者の不安が発生 ・食料や物資の不足、配布調整の不備などでトラブルが発生 ・要配慮者の状況把握が困難 ・安否確認の問い合わせが殺到
展開期 3日 から 1週間程度	・食料や物資がほぼ行き渡るようになる。 ・支援物資が届くようになり、物資保管場所の確保・分配のルールが必要になる。 ・帰宅する者、新たに避難する者など、避難者数が流動的となる。 ・避難者が落ち着きを見せはじめる。 ・飲料水、生活必要物資の要求など、避難者の要求が多様化する。 ・ボランティアからの支援が目立ちはじめ、ボランティアの活動調整が必要となる。
安定期 1週間程度 から 3週間程度	・被災地外からの支援活動が本格化し、ボランティアによる支援が期待できる。 ・避難者の退所が増え、避難所の運営見直しが必要となる。 ・避難所の長期化に伴い、プライバシーの確保などが課題となる。 ・避難者の通勤・通学が始まる。避難所は生活の場として機能し始める。
撤収期 ライフライン 回復時	・避難所の状況は落ち着いた状態 ・避難者の退所が目立ってくる。 ・避難所の統廃合が進む。 ・村では仮設住宅の確保が課題となる。

4 避難所開設基準

災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならないものを一時的に収容し保護するために避難所を開設します。

また、災害発生の不安により、当該地域の住民から要請があった場合、避難所を開設します。

【避難所開設の基準】

地震災害の場合	・震度5弱以上の地震が発生したとき ・自主避難が開始されたとき
風水害等の場合	・警戒レベル2（第2配備）体制が配備されたとき ・自主避難が開始されたとき

5 平常時での備え

（１）避難所受け入れ収容箇所の確認

村は、各避難所での収容可能箇所について、事前に施設管理者の協力を得て収容箇所、収容上障害となる可能性のある事物の確認などを行う。

（２）避難所の周知

災害発生時に速やかに避難所に移動できるよう、村は、普段から避難所の位置等について周知に努める。

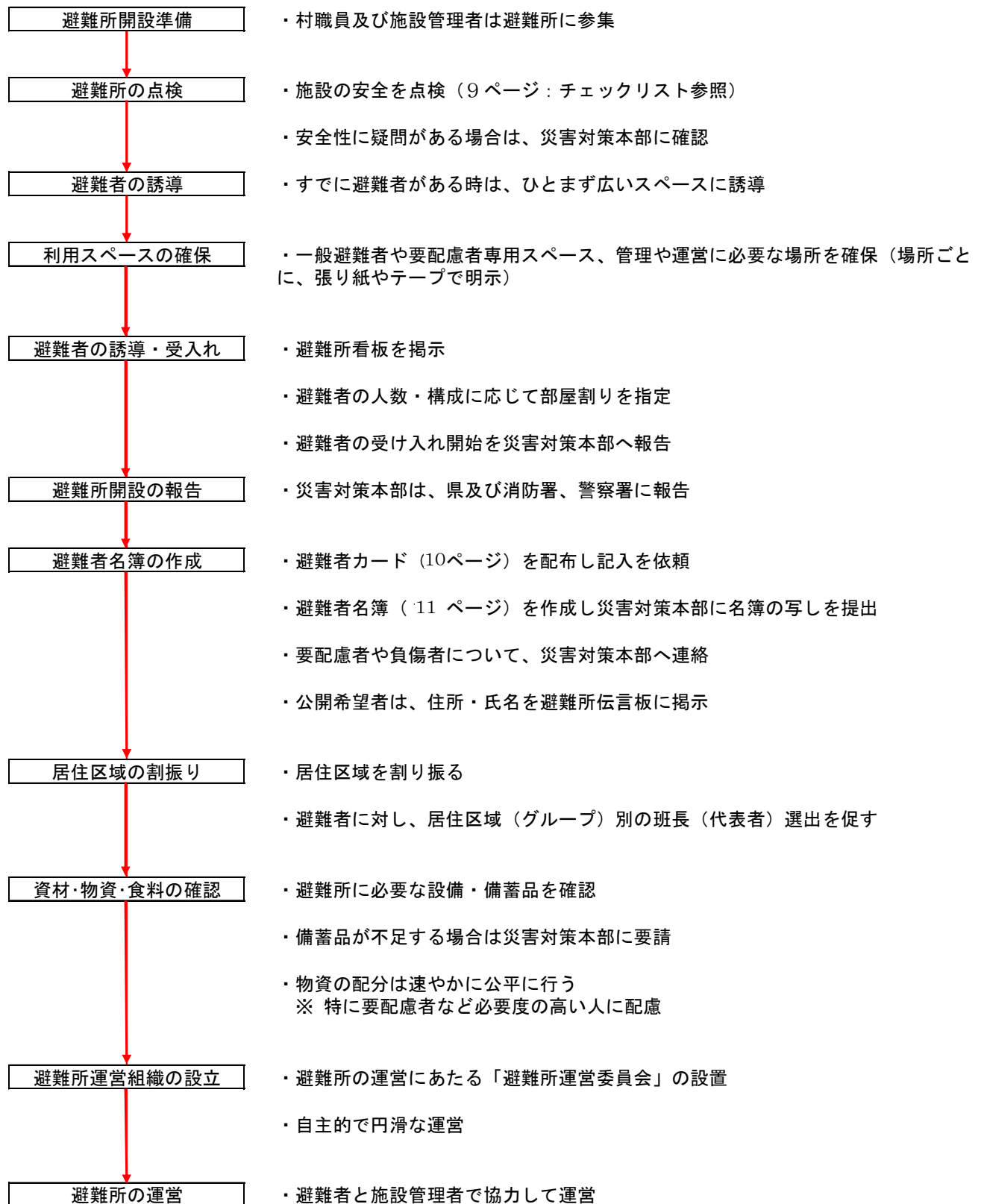
（３）避難所の鍵の保管

地震等の大規模災害時には、施設管理者が避難所へ到着する前に、村職員及び自治会代表者によって緊急に避難所を開設する必要がある場合が想定される。

このため、避難所については施設の鍵（スペアキー）を事前に村役場で保管することとし、避難所ごとに鍵の保管者リストを作成し、村担当職員、施設管理者等と鍵の保管情報を共有するとともに、定期的に見直し更新する。

6 避難所運営の手順

避難所の運営については、以下の手順で行います。



■ 各段階での具体的な活動内容は、以下のとおりとする。

- ・避難所を設置したときは、避難所開設担当者は、避難所開設の状況を総務部に連絡する。
- ・総務部は、各避難所の責任者からの連絡を取りまとめ、災害対策本部に報告する。

(1) 避難所の開設

- ・避難所設置の担当者が、各施設の管理者等に連絡し、解錠・開設する。
- ・住民などにより構成される自主防災組織の協力が得られる場合は、自主防災組織は職員と施設管理者の協力を得て避難所の開設を行う。
- ・避難所の開設に当たっては、避難所開設チェックリスト（9ページ）に基づき確認を行う。

(2) 避難所の点検

- ・安全点検リストに基づき、建物自体の安全性、使用する上での安全性を確認する。
- ・避難所を開設した場合には、職員の中から、連絡員を設け、速やかに災害対策本部に避難所を開設したことを報告する。

(3) 避難者の誘導

- ・避難所を開設し、すでに避難者がいる場合は、ひとまず校庭など広いスペースに誘導する。

(4) 利用スペースの確保

- ・避難所内において、一般避難者や要配慮者用のスペース、必要スペース、運営に必要な箇所等を割り振り、テープや張り紙で箇所を明示する。
- ・立ち入り禁止箇所、危険箇所を明示するとともに、避難者を誘導する場所に受付を設置する。

(5) 避難者の誘導・受け入れ

- ・避難所の看板を掲げ、避難者の人数に応じて部屋割りを指定する。

(6) 避難者の受入報告

- ・避難所の受け入れを開始したことを災害対策本部に報告する。災害対策本部は県及び警察署、消防署に報告する。

(7) 避難者の名簿作成

- ・受付で自治会単位での避難者の人数を確認し、避難者カード（10ページ）の記入を依頼し、避難者名簿（11ページ）を作成する。
※災害対策本部にロゴチャットで報告
- ・特に要配慮者・負傷者がいる場合は、これを災害対策本部に連絡する。
- ・安否情報の確認のため、情報公開希望者は氏名・住所を避難所伝言板に掲示する。

(8) 居住区域の割り振り

- ・避難者数、避難者の構成により、居住区の割り振りを行う。授乳室や男女別の

トイレ、更衣室、休養スペースを設ける。

- ・避難所の受け入れに当たっては、乳幼児連れ、単身女性や女性のためのエリアの設定など、プライバシー及び安心・安全の確保に配慮し対策を講じる。

(9) 物資・食料の確認

- ・避難所の運営に必要な設備を点検する。
(例) 放送室、放送設備、通信機器、事務機器 備蓄食料
- ・備蓄食料が不足する場合は、災害対策本部に連絡を行う。

(10) 避難所運営組織の設立

- ・応急的な対応が落ち着いた段階で、避難所の運営を行う「避難所運営委員会」を設置する。
- ・避難所での課題の対応や災害対策本部との連携など、自主的で円滑な運営を行う。

避難所開設チェックリスト

■ 確認日時： 年 月 日 () 時 分

■ 施 設 名： _____

■ 確認者名： _____

項 目		対応項目	確認
1	避難所に到着	建物内外にいる避難者をまとめ、建物の安全確認	☐
2	施設の安全確認 ※安全確認が終わるまで 避難者を入れない	建物周辺の地割れ、液状化	☐
		火災やガス漏れは起こっていないか	☐
		建物に大きなひび割れはないか	☐
		窓ガラス等危険な落下物はないか	☐
		自動車乗り入れの規制	☐
3	避難者受け入れスペース の確保・指定	安全な部屋の確保・誘導	☐
		室内散乱物の処理（避難者と協力）	☐
4	運営協議会の設置	施設管理者等と活動場所の安全確認	☐
5	ライフラインの確認	電気、放送設備が利用できるか	☐
		電話の使用、F A Xが利用できるか	☐
		トイレが利用できるか	☐
		避難者からの情報	☐
6	災害対策本部への報告	避難所の状況を報告	☐
7	避難者の受付・登録	避難者の世帯ごとの登録	☐
8	避難者への説明	「避難所ルール」の配布・掲示	☐
		トイレの使用場所、火気取り扱い	☐
		避難所未登録者の登録依頼	☐
9	備蓄品の確認	食料品、資器材の確認	☐
10	災害対策本部への要請項目	飲料水、食料、生活必需品等の要請	☐
		応援職員の派遣要請	☐
		その他	☐

避難者カード

受付No.

※世帯単位で記入してください。

入所日時	年 月 日 :
退所日時	年 月 日 :

住 所			行政区 区
緊急連絡先 ※必ず記入ください	(フリガナ) 氏 名		電話番号
	住 所		

家族構成	氏 名	続柄	性別	年令	介護の要否	摘要	避難場所
		世帯主	男・女		要・否		
			男・女		要・否		
			男・女		要・否		
			男・女		要・否		
			男・女		要・否		

避難者情報の揭示・公開

同意する ・ 同意しない

特別配慮事項	(1) 持病	(2) アレルギー	(3) 宗教	(4) その他

家屋等の被害	(1) 家屋の被害状況 居住の可否（可 ・ 否） 全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 ・ 被害なし (半壊・一部損壊の場合)：寝泊りできる・寝泊りできない・わからない (2) ライフラインの状況 断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通
--------	---

退所日時	年 月 日 :
------	---------

退所後住所			
連 絡 先 ※必ず記入ください	(フリガナ) 氏名		電話番号
	住所		
備 考			

避難者名簿

避難所の名称 : _____

番号	(フリガナ) 氏 名	性別	年齢	住所・電話番号 (同一世帯の場合は一括記入)	心身の状況 (障害・疾病等)	自宅の状況 (全壊、半壊、一部損壊、断水、停電、ガス停止、電話不通等)	入所日	退所日	その他 特記事項
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

7 避難所運営体制の整備

避難所は、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神に基づき、自主的な運営を目指すことが重要であることから、行政や施設管理者は、後方支援に協力するものとする。

7-1 運営体制確立まで

(1) 必要資材・物資の確保

災害対策本部は、施設管理者や救護衛生班等からの情報に基づき、避難所の運営に必要な資機材・物資の確保を行う。

(2) 要配慮者支援体制の確立

避難所を開設したとき、災害対策本部は、要配慮者の把握に努め、家族と一緒に優先して室内に避難できるよう準備するなど、必要となる支援内容に応じた、要配慮者の支援体制確立に努める。

(3) 避難者を受け入れるスペースが確保できないときの対応

避難者が収容スペースを上回り、予定していた収容受け入れ区域で収容できないときは、施設管理者と協議の上、他の部屋の利用を図る。それでも施設が不足するときは、災害対策本部に連絡し、他の施設の利用を要請する。

7-2 避難所の運営（避難所運営委員会による運営）

避難所の運営は、避難者自らが主体となって運営を行うことにより、円滑な避難生活を送ることが可能となり、また立ち直りも早い傾向にある。

村職員や施設管理者は、避難所運営のための支援を行う。

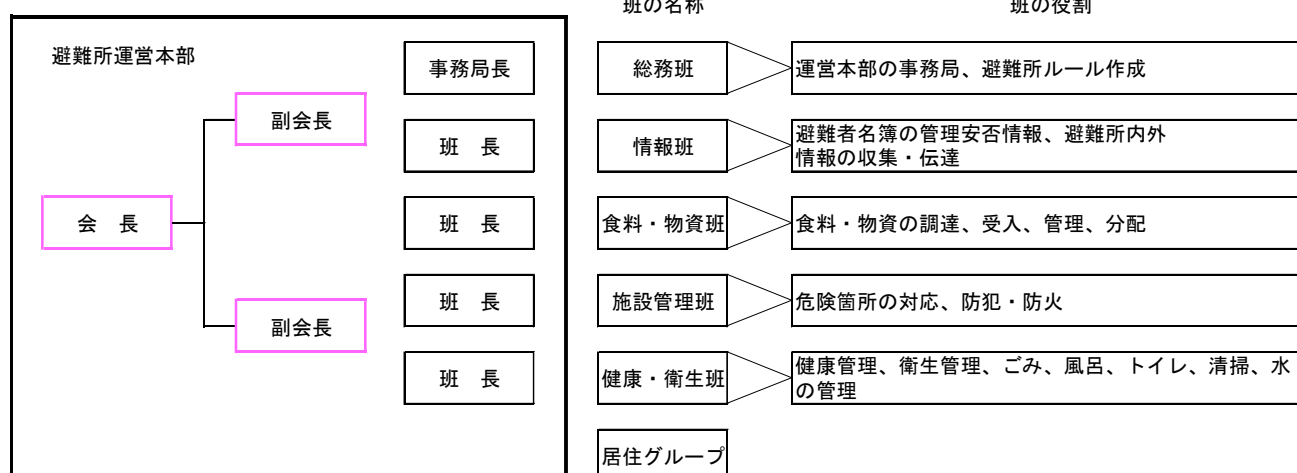
(1) 避難所の構成

避難所運営委員会は以下の構成・機能を基本とし、適宜、現状に対応して組織の変更を行う。構成については、特定の人に負担がかからないように、協力して避難所運営を行うとともに、随時運営委員の更新を図る。

避難所運営委員会の体制（案）

- ・会長：避難所運営委員会を代表し、全体のとりまとめを行う。
- ・副会長：会長を補佐し、必要に応じて会長職を代行する。
- ・事務局長：避難所の庶務を行う。
- ・各活動班長：班を総括する。
- ・総務班：委員会の事務局、避難所の管理など
- ・情報班：避難者名簿の作成・管理、避難者内外情報の収集・伝達など
- ・食料・物資班：食料・物資の調達、受入、管理、分配など
- ・施設管理班：危険箇所の対応、防犯・防火
- ・健康・衛生班：健康管理、衛生管理、ごみ、風呂、トイレ、清掃、水の管理など

【運営委員会の組織（例）】



※ 災害の種類・規模によって、また避難所ごとに参集する地区・人数も異なるので、臨機応変に対応する必要がある。

7-3 運営の役割分担

(1) 運営本部

- ・避難所の運営全般について協議を行い、方針を決定する。
- ・災害対策本部と連絡を取り、定時報告を行うとともに、避難所運営との調整を図る。
- ・避難所運営会議の開催を行う。
- ・避難所内のプライバシー確保や避難者の減少など、状況に応じて定期的に避難者の居住場所を見直す。
- ・就寝場所や女性専用スペースの確保など、安全・安心の確保に配慮する。

(2) 総務班

- ・避難所運営本部会議の事務局としての機能を果たす。
- ・避難所を快適に利用できるように、避難所生活ルールを作成し、周知を図る。
- ・ボランティアの活動が効果的に行えるように、どの分野にどの程度の人員を配置するか、どの分野のボランティアが必要かなど、ボランティアの要請や派遣仲介を行う。

(3) 情報班

- ・避難者名簿の作成及び保管を行う。
- ・避難所周辺の復興状況について調べ、被災者に役立つ情報を掲示板などに広報する。
- ・安否情報の問い合わせに対する対応を行う。
- ・郵便物、宅配便の取り次ぎを行う。

(4) 食料・物資班

- 避難者からの必要な物資、食料の要望を把握する。
- 食料、物資の受け入れのための荷下ろし場、保管場所の確保を行う。
- 食料、物資の分配について、ルールを決め、実施する。
- 安定的な食料が確保できるまでの間、住民が持ち寄った食料を用いて行う炊き出しの準備を行う。
- 食料、物資の保管を行う。

(5) 施設管理班

- 施設管理者の協力を得て、避難所として利用するに当たって危険となる箇所の調査を行う。
- 運営上必要となるスペースの確保を行う。
- 避難所運営に必要な設備等を調査し、必要設備を要請する。
- 要配慮者に対する必要な設備等の調達を行う。
- 施設全体の防火対策を行う。
- 避難所全体の衛生管理について、保健センターと連携し行う。

(6) 健康・衛生班

- 風邪や感染症などの防護対策を保健所と連携し行う。
- ごみの集積場を設置し、集積場が清潔に保てるように努める。
- 風呂、トイレが快適に利用できるように努める。

【居住グループについて】

- ① 居住グループは、できるかぎり「区・組」ごとに、避難者が被災前に居住していた生活単位を基本として、避難者の中から選出された班長を中心に生活単位を組織する。
- ② 以前住んでいた地区を考慮し、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境をつくる。
- ③ 帰宅困難者や観光客などについては、長期にわたり避難所にとどまらないと考えられるため、地域の避難者とは分けて居住グループを編成する。
- ④ 部屋割りについては、要援護者を優先し、室内に避難させ、車いす利用者、視覚障がい者等には、避難所の入り口付近を割り当てる。

7-4 長期化への対応

避難生活が長期に及ぶ場合は、以下の点に留意します。

(1) 総務班

- 避難所の生活ルールの見直し
- 生活再建や避難生活の改善のための相談窓口の設置
- ボランティアへの要望をとりまとめボランティア活動への反映

(2) 情報班

- 復興支援情報など生活再建に関する情報の収集と広報

(3) 食料・物資班

- 食料、生活物資など個別の多様なニーズに応じた対応
- 食生活の改善、栄養管理の徹底

(4) 施設管理班

- 感染症まん延対策
- 施設点検、見回り
- 防犯、防火

(5) 健康・衛生班

- 健康相談
- 精神的なケアに対する対応(専門家による相談)

8 避難所の撤収（撤収期の業務）

撤収期とは、電気・ガス・水道等のライフライン回復以降の時期で、日常生活が可能となるため、避難所生活の必要性がなくなる時期です。

一方で、自力再建が困難な避難者に対し、地域全体で支援する体制を構築し、避難所施設の本来業務の再開に必要な業務を行う時期です。

（１）避難所の統合・閉鎖の判断

避難者の状況、村内の被害状況や、施設の復興状況等を踏まえ、避難所運営本部会議に諮り、災害対策本部と調整の上、避難所の統合、閉鎖について判断を行う。

（２）閉鎖に向けた計画作成

運営組織各班に対し、避難所閉鎖に向けての作業工程作成を依頼する。

（３）避難所閉鎖に向けた合意形成

避難所の閉鎖時期や撤収準備について、避難者に説明し、避難者の合意形成を図る。

（４）残留避難者の受け入れ先の確保

避難所の閉鎖を判断した場合、残留避難者が発生する場合は、移転先として他の避難所または代替施設の利用などの対応策を講ずる。

（５）後片付け作業

避難者は、避難所として利用した施設内外の片付け、整理、清掃とごみの処分を行う。

（６）記録の保存

運営委員会は、避難所運営の際に作成・利用した各種の記録、資料を災害対策本部に返却する。

9 資料集

9-1 避難所一覧表

○指定緊急避難場所・指定避難所

(令和4年3月現在)

名称	所在地	収容人員	車両 収容台数	災害の種類	
				地震	土砂災害
高齢者生きがいセンター	安戸 432-1	64 (32)	—	○	○
東秩父村和紙の里研修会館	御堂 441	44 (24)	—	○	○
槻川小学校体育館	御堂 364-1	120 (66)	—	○	○
東秩父中学校体育館	奥沢 150	301 (165)	—	○	○
坂本体育館	坂本 1308-1	127 (70)	—	○	○
ふれあいセンター槻川	坂本 1561	57 (30)	—	○	○
ふるさと館	大内沢 703	86 (47)	—	○	○
ふるさと館分館	白石 936	29 (16)	—	○	○
ふれあい広場グラウンド内	御堂 549	—	600	○	○
道の駅和紙の里駐車場	御堂 441	—	140	○	○
合計		828 (450)	740	—	—

※収容人員の（ ）内は感染症対策を考慮した場合の収容人員

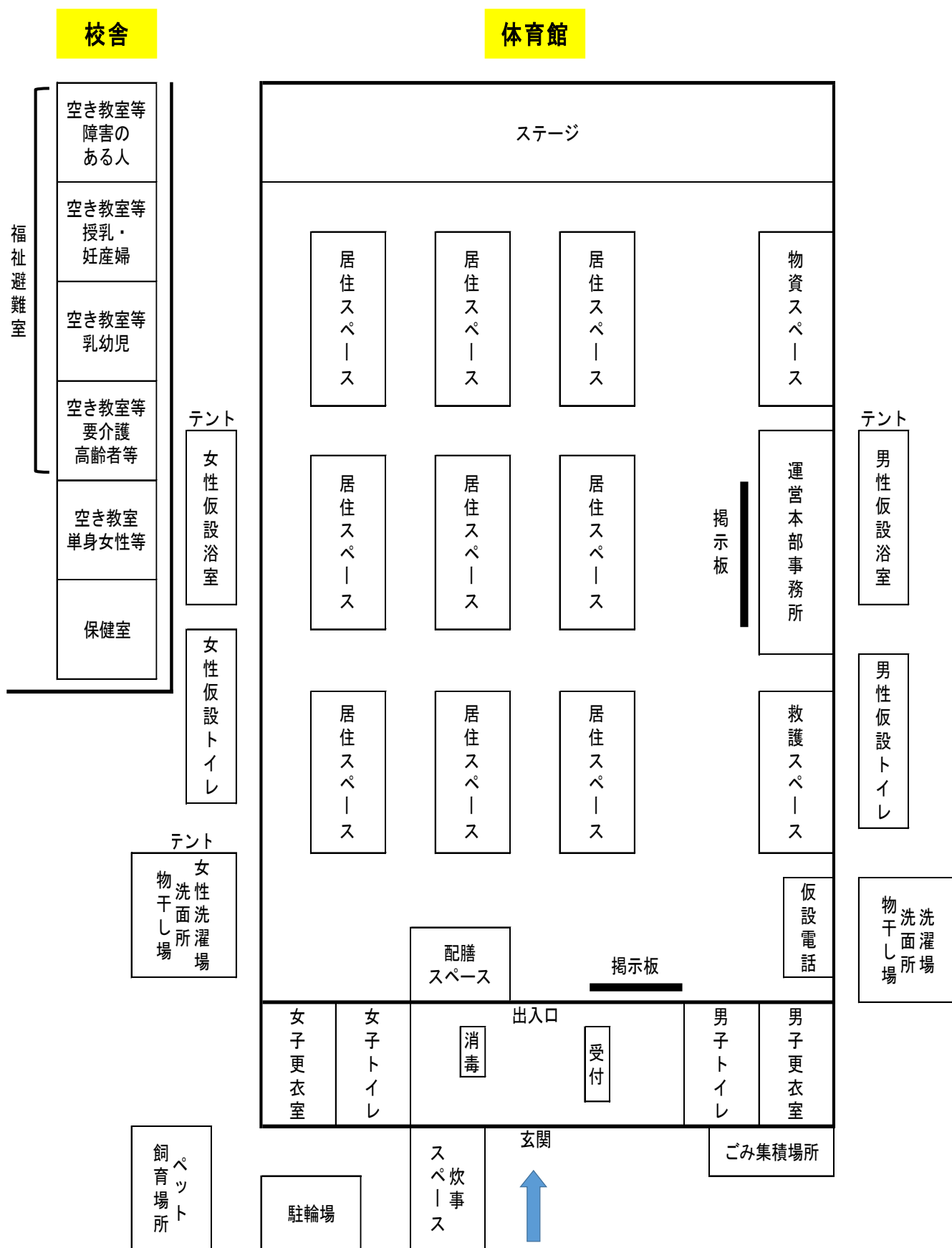
○福祉避難所

(令和4年3月現在)

名称	所在地	収容人員	車両 収容台数	災害の種類	
				地震	土砂災害
保健センター	坂本 1284-1	179 (98)	—	○	○

※収容人員の（ ）内は感染症対策を考慮した場合の収容人員

9-2 避難所（学校施設：福祉避難所併設）のレイアウト【例】



9-3 避難所ルール（例文）

避難所生活のルール

ルールを守って、助け合いながら生活しましょう。

◆避難所

- ・避難所は、避難者の集団生活の場となる施設です。
- ・避難所は、避難者全員で運営します。
- ・村担当職員、施設管理者は助言・指導により、設立された運営組織をサポートします。
- ・避難所の閉鎖は、電気、水道などのライフラインの復旧や、仮設住宅等が整備された頃を目途とします。（状況により、規模の縮小や統合もあります。）

◆生活時間

- ・起床時間： 時 分
- ・消灯時間： 時 分

※廊下は点灯したままとし、居住スペースは消灯します。

※避難所の運営・管理に必要な部屋は、点灯したままとします。

- ・食事時間 朝： 時 昼： 時 夕： 時

※食料は居住グループ単位で配布します。

◆生活空間

- ・居住スペースは土足禁止です。靴は各自で保管してください。
- ・居住スペースは世帯単位で使用します。
- ・校長室、職員室、保健室など、施設管理や治療などで必要となるため、自由な出入りは出来ません。
- ・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示には必ず従って下さい。
- ・犬、猫などの動物類を居住スペースに入れることは禁止です。（盲導犬、聴導犬、介助犬などは、除きます。）
- ・面会は共有空間や屋外とします。
- ・携帯電話での通話は決められた場所のみとします。そのほかはマナーモードにしてください。
- ・飲酒は、禁止します。喫煙は、所定の場所以外では禁止します。

◆清掃・ごみ

- ・世帯で出したごみは、自分たちでゴミ捨て場へ捨てに行きましょう。
- ・共有スペースは、その場所を利用した人たち、作業を担当した人たちで清掃・ごみ捨てをします。
- ・トイレは使用ルールを守って、みんなで清掃し、常にきれいにしましょう。

--- このルールは状況に応じて、見直しをしていきます。 ---

避難所開設・運営マニュアル

令和5年3月改訂
東秩父村総務課

8－8 防災課題図

東秩父村「災害避難のための課題マップ」

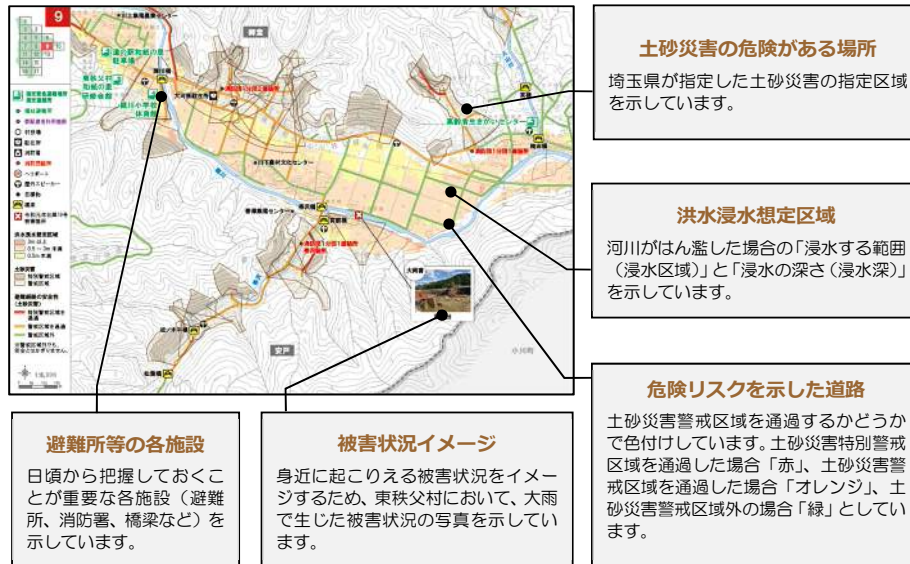
本マップは、東秩父村の住民の皆様が、土砂災害や洪水が発生した際に、どこの経路を使って安全に避難すればよいかを事前に把握し考えることを目的としたものです。

安全に避難する上での課題となるような情報（土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、道路上の災害リスク等）を取りまとめた「課題マップ」を用いて、災害時の行動を考えてみましょう！

確認したいポイント

- 自宅等のある場所で指定されている土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域などを確認しましょう。
- 避難所の位置を確認しましょう。
- 自宅や避難所周辺の土砂災害や浸水の区域、浸水の深さなどを確認し、安全な避難経路を決めましょう。
- 必要な情報があれば地図上に書き込みましょう。
- 確認した情報をもとに、家族や近所の方と避難方法について話し合しましょう。

課題マップの見方

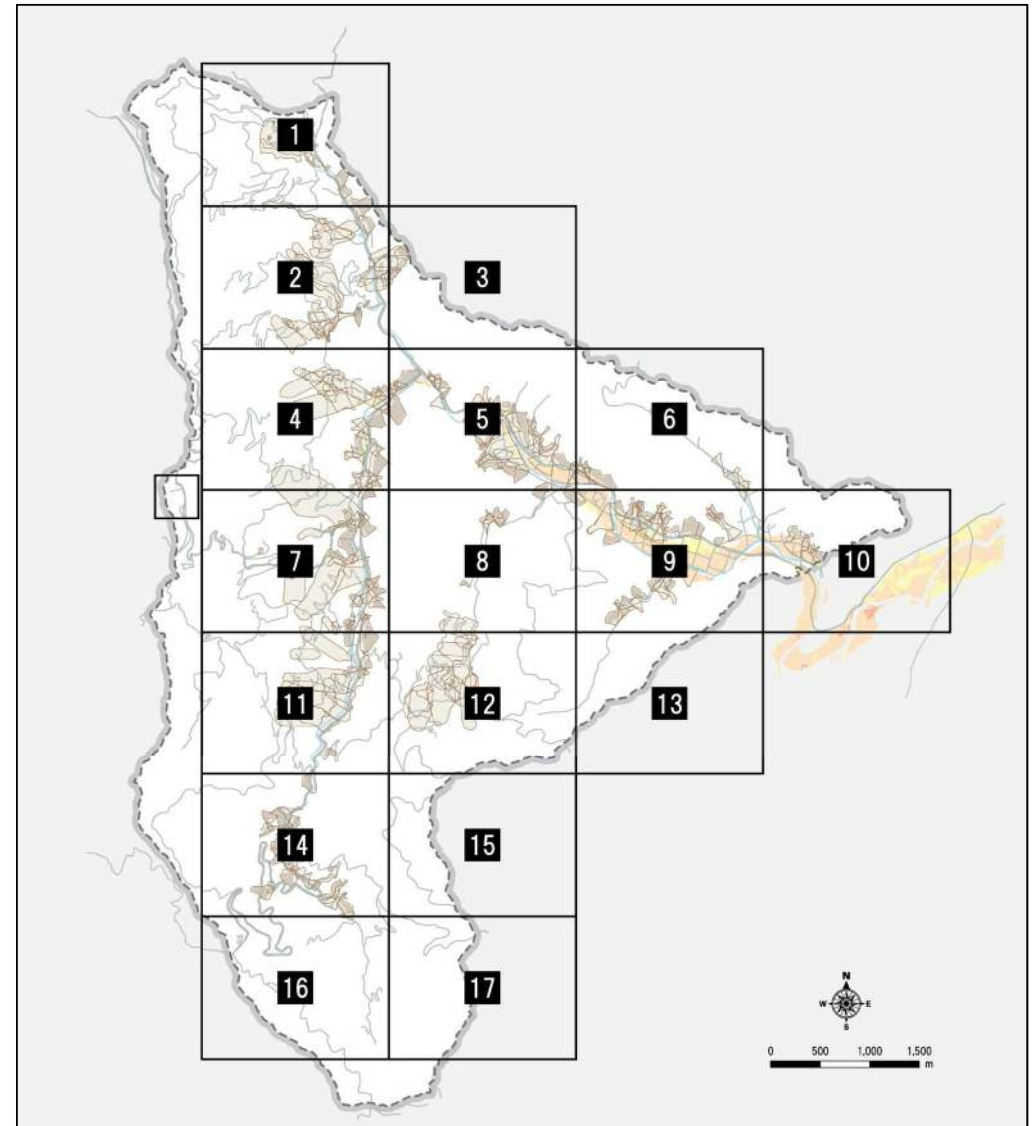


本課題図の使用上の注意

- 土砂災害警戒区域などは、特定の前提条件に基づき決められた計算結果です。雨の降り方や土砂の状況によっては、着色されていない地域でも災害が発生する場合があります。
- 住居などは、東秩父村資料に基づき記載しておりますが、現状と異なる場合があります。
- 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、槻川洪水浸水想定区域の最新情報は、埼玉県ホームページ等をご確認ください。

索引図

- 「索引図」から、自宅等がどの図面番号に含まれているか確認しましょう。
- 次ページ以降に記載の図面番号ごとの課題マップを開きましょう。



1



指定緊急避難場所
指定避難所

- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 村役場
- 🏠 駐在所
- 🚒 消防署
- 消防団詰所
- 🚁 ヘリポート
- 📢 屋外スピーカー
- 目標物
- 🚶 橋梁
- ❌ 令和元年台風19号被害箇所

洪水浸水想定区域

- 3m 以上
- 0.5 ~ 3m 未満
- 0.5m 未満

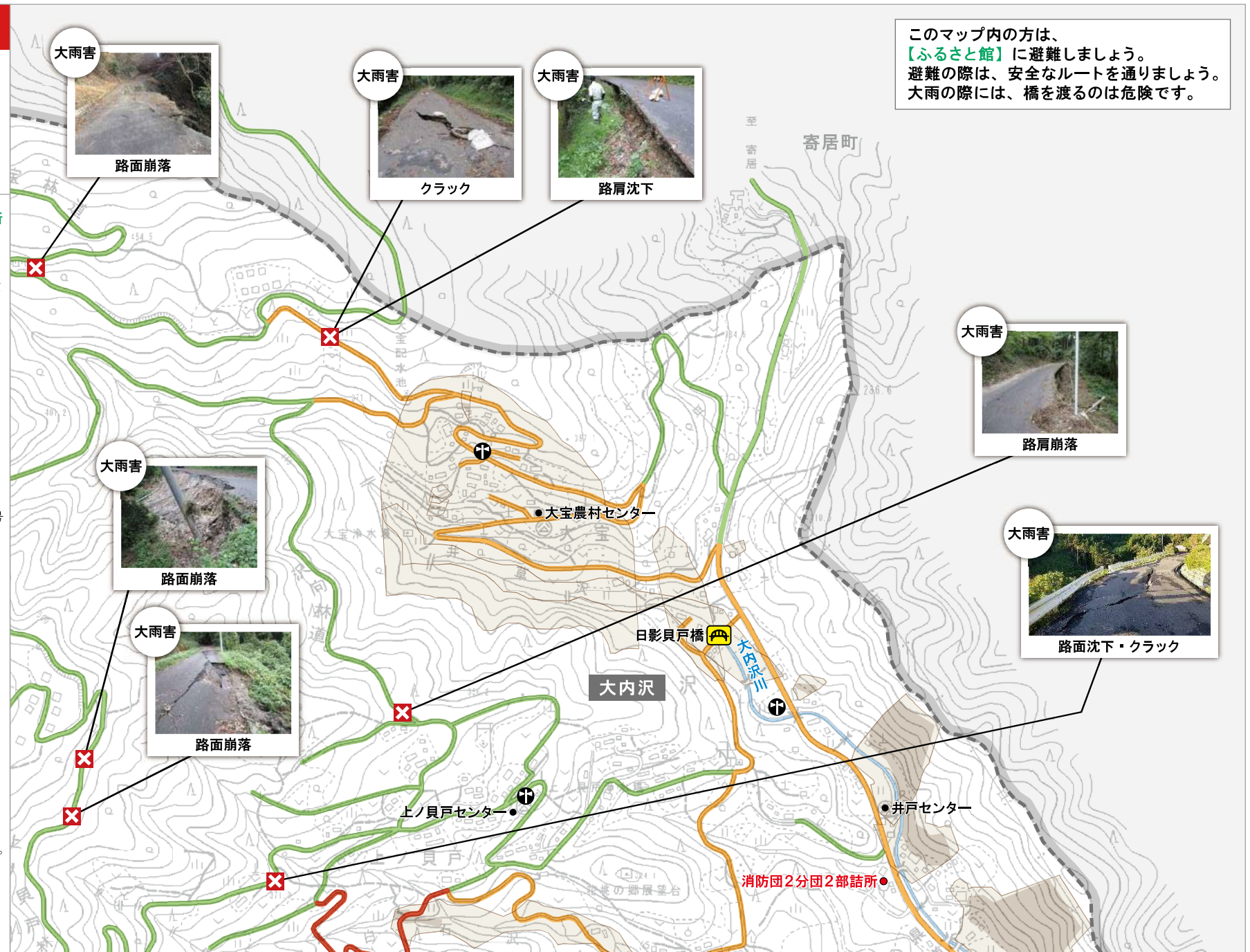
土砂災害

- 特別警戒区域
- 警戒区域

避難経路の安全性
(土砂災害)

- 特別警戒区域を通過
- 警戒区域を通過
- 警戒区域外

※警戒区域外でも、安全とはかぎりません。





洪水浸水想定区域

	3m 以上
	0.5 ~ 3m 未満
	0.5m 未満

土砂災害

 特別警戒区域

 警戒区域

**避難経路の安全性
(土砂災害)**

- 特別警戒区域を通過
- 警戒区域を通過
- 警戒区域外

※警戒区域外でも、安全とはかぎりません。



3



このマップ内の方は、
【ふるさと館】に避難しましょう。
避難の際は、安全なルートを通りましょう。
大雨の際には、橋を渡るのは危険です。

指定緊急避難場所
指定避難所

- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 村役場
- 駐在所
- 消防署
- 消防団詰所
- Ⓜ ヘリポート
- Ⓜ 屋外スピーカー
- 目標物
- 橋梁
- ✕ 令和元年台風19号
被害箇所

洪水浸水想定区域

- 3m 以上
- 0.5 ~ 3m 未満
- 0.5m 未満

土砂災害

- 特別警戒区域
- 警戒区域

避難経路の安全性
(土砂災害)

- 特別警戒区域を
通過
- 警戒区域を通過
- 警戒区域外

※警戒区域外でも、
安全とはかぎりません。



寄居町

大内沢

小川町

坂本

大内沢川

1		
2	3	
4	5	6
7	8	9
11	12	13
14	15	
16	17	

 指定緊急避難場所
指定避難所

- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 村役場
- 🏠 駐在所
- 🚒 消防署
- 消防団詰所
- 🚁 ヘリポート
- 📶 屋外スピーカー
- 目標物
- 🚶 橋梁
- ✖ 令和元年台風19号
被害箇所

洪水浸水想定区域

- 3m 以上
- 0.5 ～ 3m 未満
- 0.5m 未満

土砂災害

- 特別警戒区域
- 警戒区域

避難経路の安全性
(土砂災害)

- 特別警戒区域を
通過
- 警戒区域を通過
- 警戒区域外

※警戒区域外でも、
安全とはかぎりません。





洪水浸水想定区域

	3m 以上
	0.5 ～ 3m 未満
	0.5m 未満

土砂災害

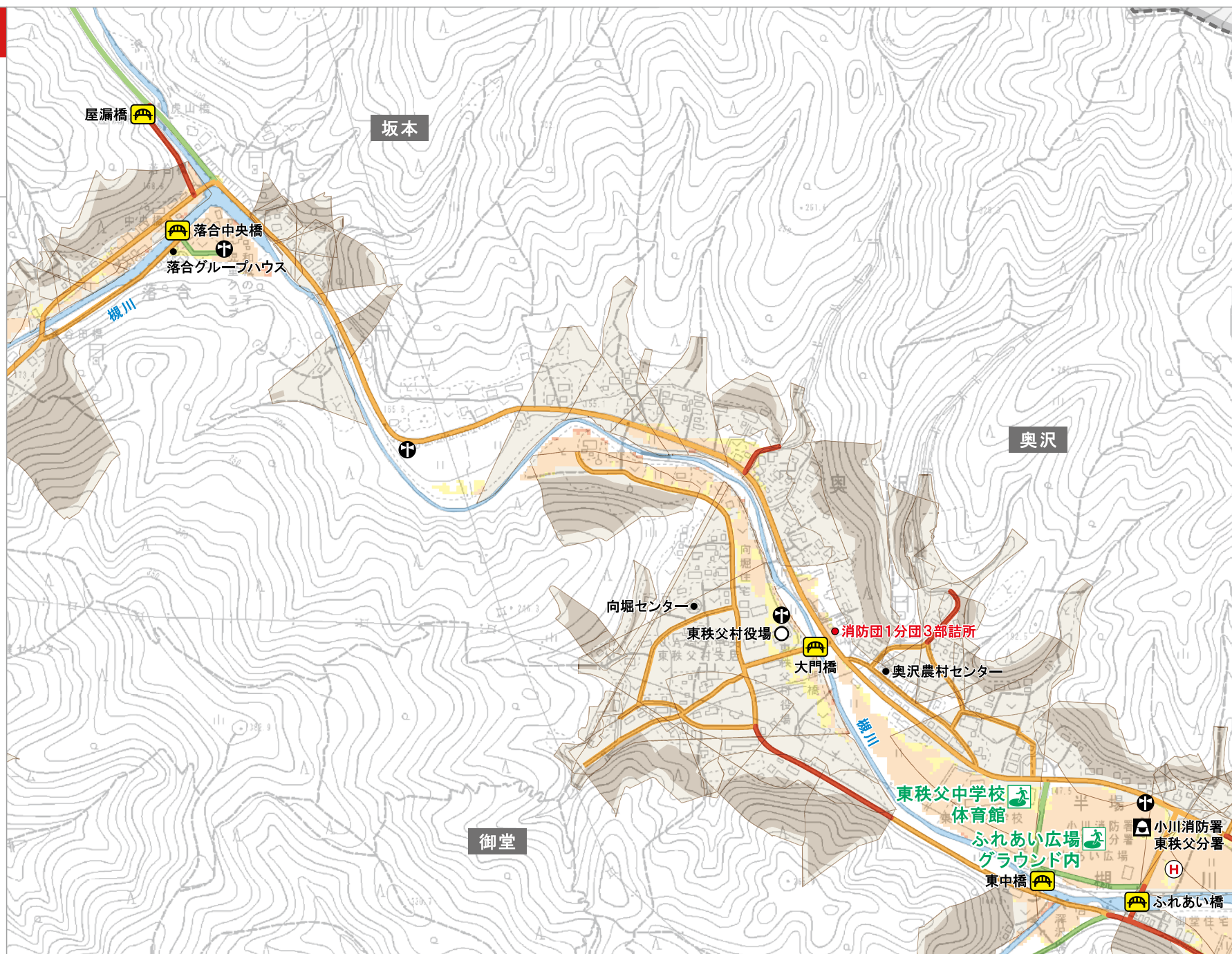
 特別警戒区域

 警戒区域

**避難経路の安全性
(土砂災害)**

- 特別警戒区域を通過
- 警戒区域を通過
- 警戒区域外

※警戒区域外でも、安全とはかぎりません



6

1			
2	3		
4	5	6	
7	8	9	10
11	12	13	
14	15		
16	17		

 指定緊急避難場所
指定避難所

● 福祉避難所

● 要配慮者利用施設

○ 村役場

■ 駐在所

■ 消防署

● 消防団詰所

Ⓜ ヘリポート

Ⓢ 屋外スピーカー

● 目標物

 橋梁

✕ 令和元年台風19号
被害箇所

洪水浸水想定区域

■ 3m 以上
■ 0.5 ~ 3m 未満
■ 0.5m 未満

土砂災害

■ 特別警戒区域
■ 警戒区域

避難経路の安全性
(土砂災害)

■ 特別警戒区域を
通過
■ 警戒区域を通過
■ 警戒区域外

※警戒区域外でも、
安全とはかぎりません。

1:8,000
0 50 100 150 m

このマップ内の方は、
【高齢者生きがいセンター】に避難しましょう。
避難の際は、安全なルートを通りましょう。
大雨の際には、橋を渡るのは危険です。

小川町

安戸

奥沢

槻川

● 川上集落農業センター

1				
2	3			
4	5	6		
7	8	9	10	
11	12	13		
14	15			
16	17			

 指定緊急避難場所
指定避難所

- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 村役場
- 🏠 駐在所
- 🚒 消防署
- 消防団詰所
- 🚁 ヘリポート
- 📡 屋外スピーカー
- 目標物
- 🚶 橋梁
- ❌ 令和元年台風19号被害箇所

洪水浸水想定区域

- 3m 以上
- 0.5 ~ 3m 未満
- 0.5m 未満

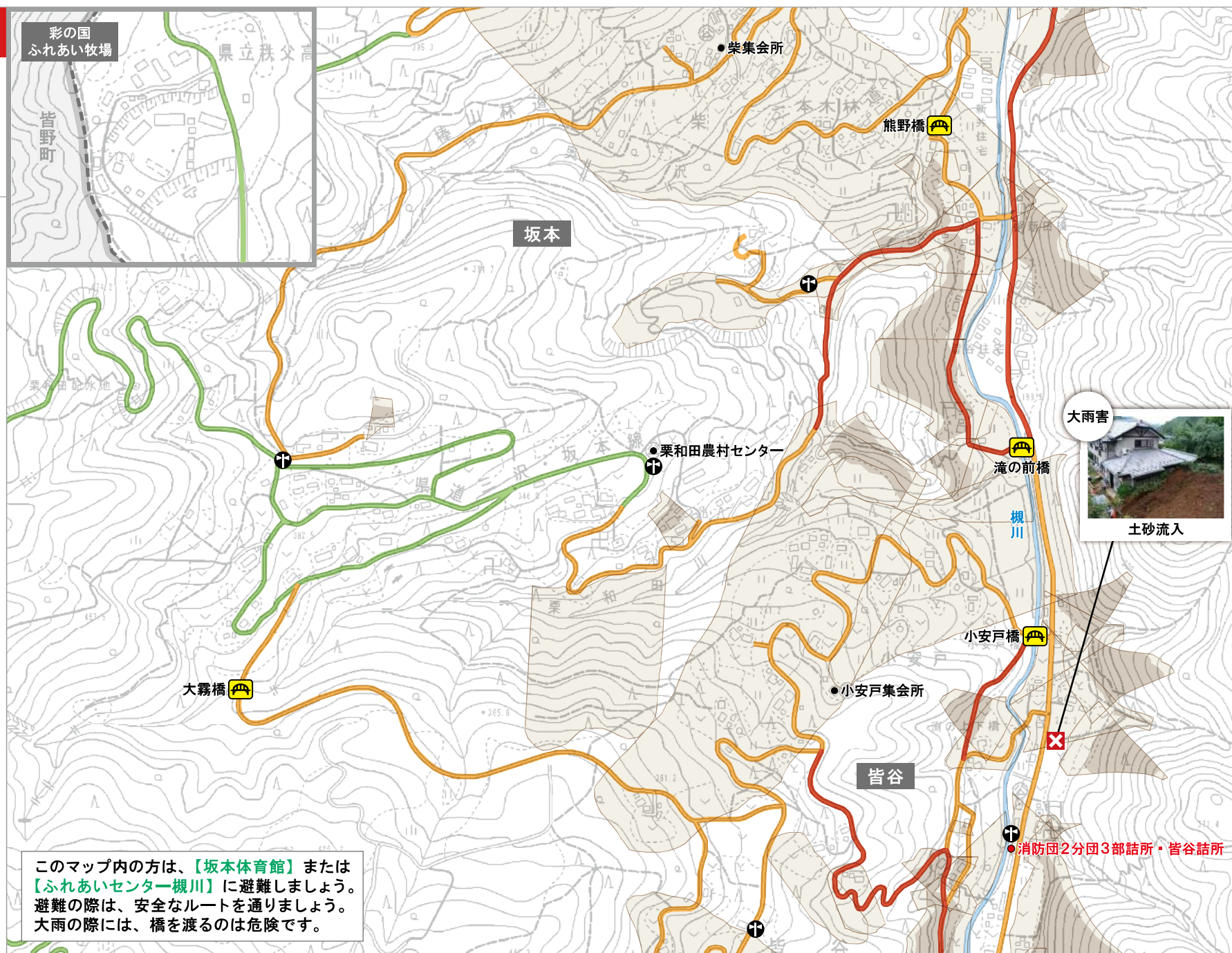
土砂災害

- 特別警戒区域
- 警戒区域

避難経路の安全性
(土砂災害)

- 特別警戒区域を通過
- 警戒区域を通過
- 警戒区域外

※警戒区域外でも、安全とはかぎりません。

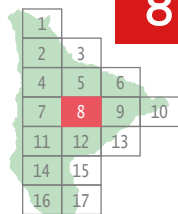


大雨害



土砂流入

このマップ内の方は、【坂本体育館】または【ふれあいセンター槻川】に避難しましょう。避難の際は、安全なルートを通りましょう。大雨の際には、橋を渡るのは危険です。



このマップ内の方は、
【東秩父中学校 体育館】に避難しましょう。
避難の際は、安全なルートを通りましょう。
大雨の際には、橋を渡るのは危険です。

指定緊急避難場所
指定避難所

- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 村役場
- 駐在所
- 消防署
- 消防団詰所
- ヘリポート
- 屋外スピーカー
- 目標物
- 橋梁
- 令和元年台風19号
被害箇所

洪水浸水想定区域

- 3m 以上
- 0.5 ～ 3m 未満
- 0.5m 未満

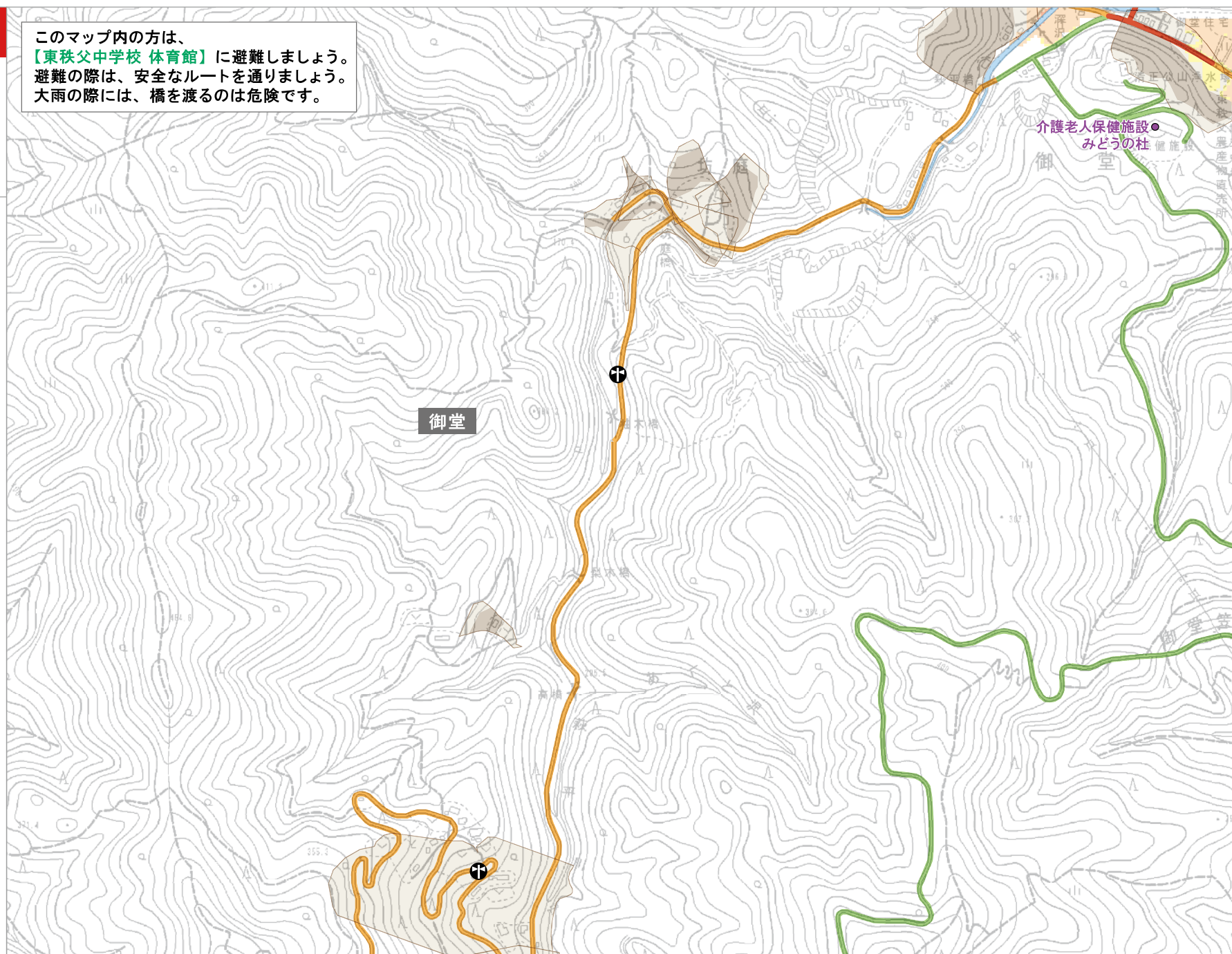
土砂災害

- 特別警戒区域
- 警戒区域

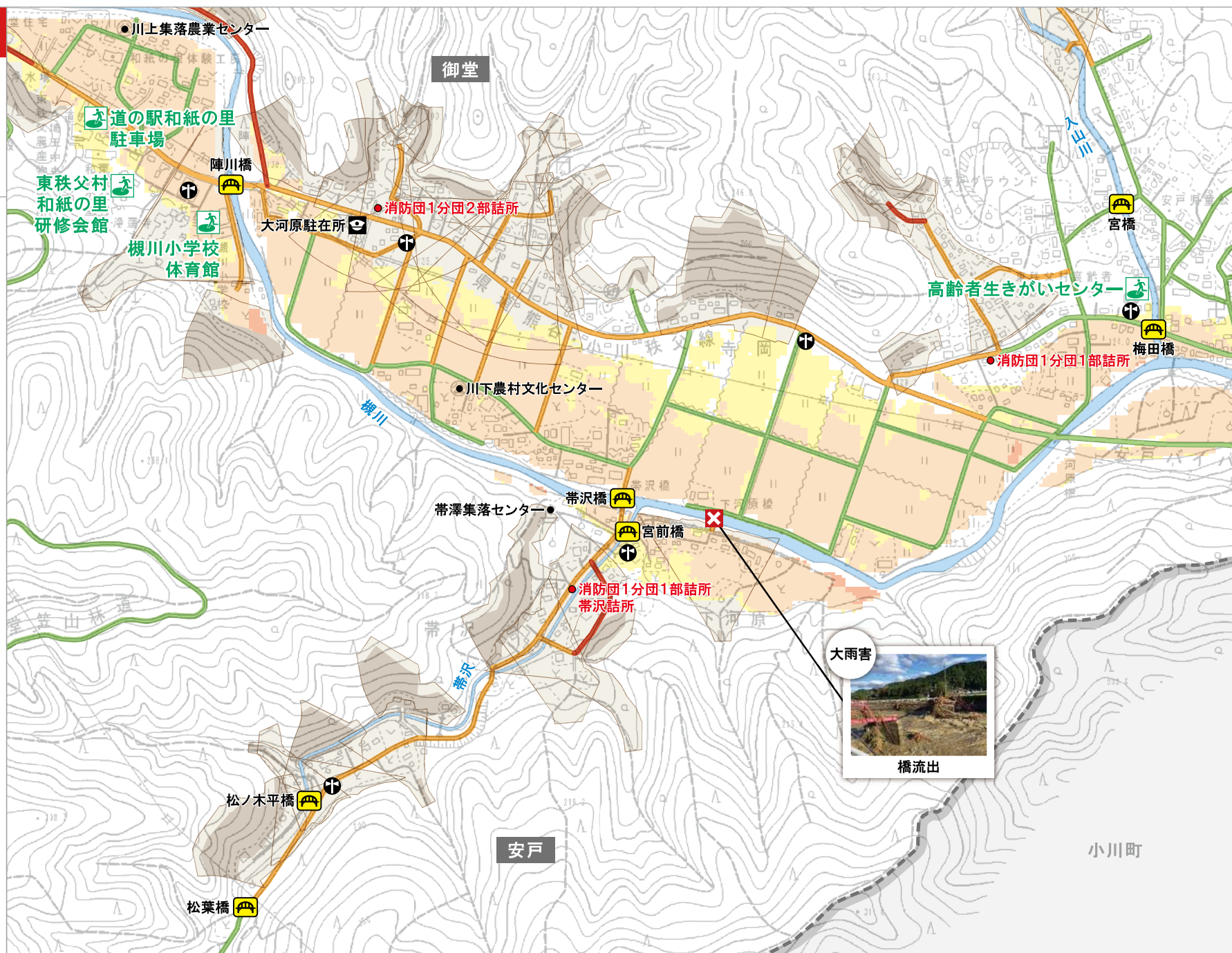
避難経路の安全性
(土砂災害)

- 特別警戒区域を
通過
- 警戒区域を通過
- 警戒区域外

※警戒区域外でも、
安全とはかぎりません。



- ※警戒区域外でも、安全とはかぎりません。





**指定緊急避難場所
指定避難所**

- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 村役場
- 駐在所
- 消防署
- 消防団詰所
- Ⓜ ヘリポート
- Ⓜ 屋外スピーカー
- 目標物
- 橋梁
- ✕ 令和元年台風19号
被害箇所

洪水浸水想定区域

- 3m 以上
- 0.5 ~ 3m 未満
- 0.5m 未満

土砂災害

- 特別警戒区域
- 警戒区域

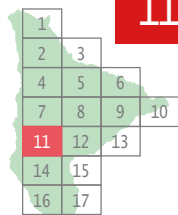
**避難経路の安全性
(土砂災害)**

- 特別警戒区域を
通過
- 警戒区域を通過
- 警戒区域外

※警戒区域外でも、
安全とはかぎりません。



このマップ内の方は、
【高齢者生きがいセンター】に避難しましょう。
避難の際は、安全なルートを通りましょう。
大雨の際には、橋を渡るのは危険です。



 指定緊急避難場所
指定避難所

- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 村役場
- 駐在所
- 消防署
- 消防団詰所
- Ⓜ ヘリポート
- ⊕ 屋外スピーカー
- 目標物
- 🚶 橋梁
- ✕ 令和元年台風19号
被害箇所

洪水浸水想定区域

- 3m 以上
- 0.5 ~ 3m 未満
- 0.5m 未満

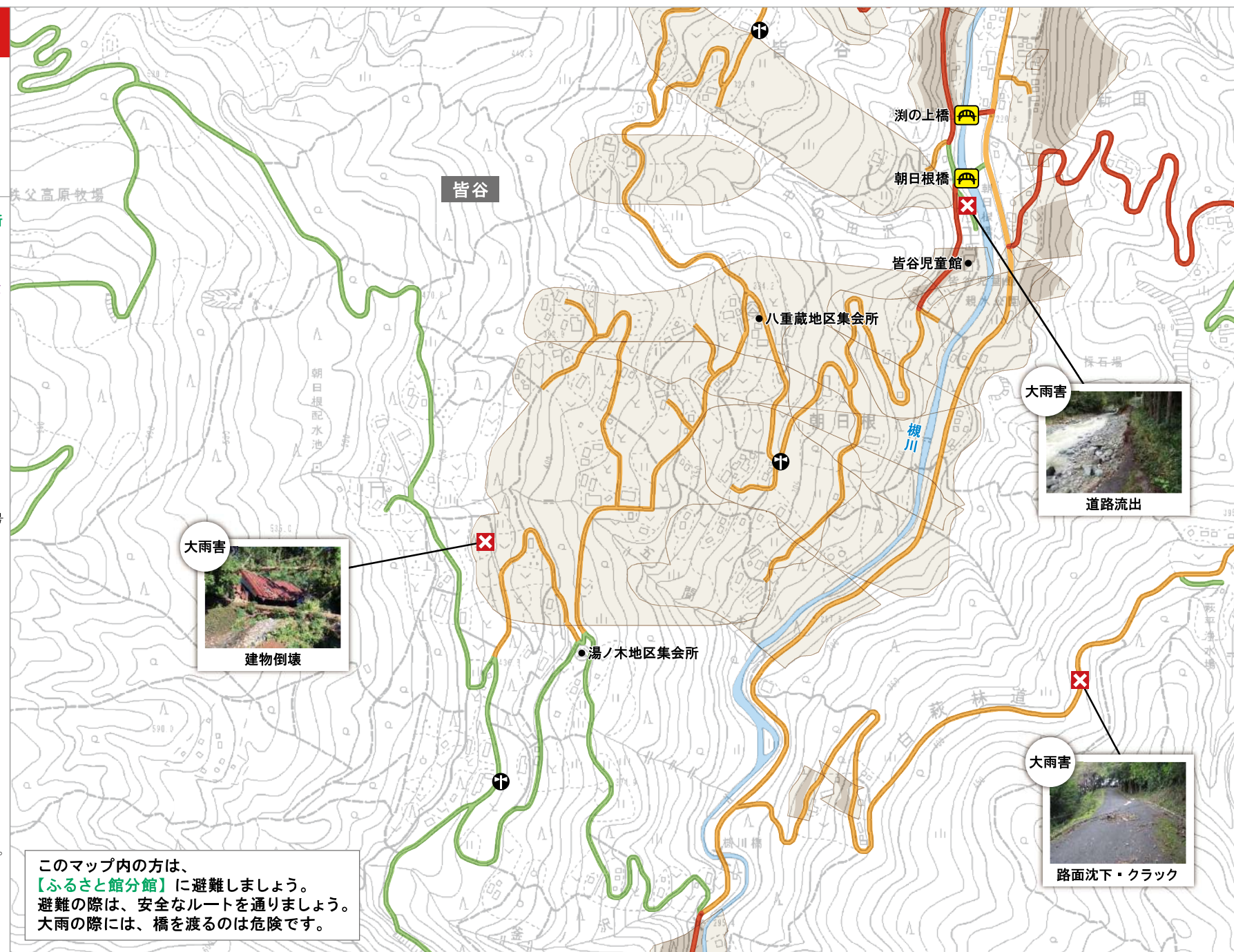
土砂災害

- 特別警戒区域
- 警戒区域

避難経路の安全性
(土砂災害)

- 特別警戒区域を通過
- 警戒区域を通過
- 警戒区域外

※警戒区域外でも、安全とはかぎりません。



このマップ内の方は、
【ふるさと館分館】に避難しましょう。
避難の際は、安全なルートを通りましょう。
大雨の際には、橋を渡るのは危険です。

1		
2	3	
4	5	6
7	8	9
11	12	13
14	15	
16	17	

 指定緊急避難場所
指定避難所

- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 村役場
- 駐在所
- 消防署
- 消防団詰所
- Ⓜ ヘリポート
- Ⓜ 屋外スピーカー
- 目標物
- 🚶 橋梁
- ✕ 令和元年台風19号
被害箇所

洪水浸水想定区域

- 3m 以上
- 0.5 ~ 3m 未満
- 0.5m 未満

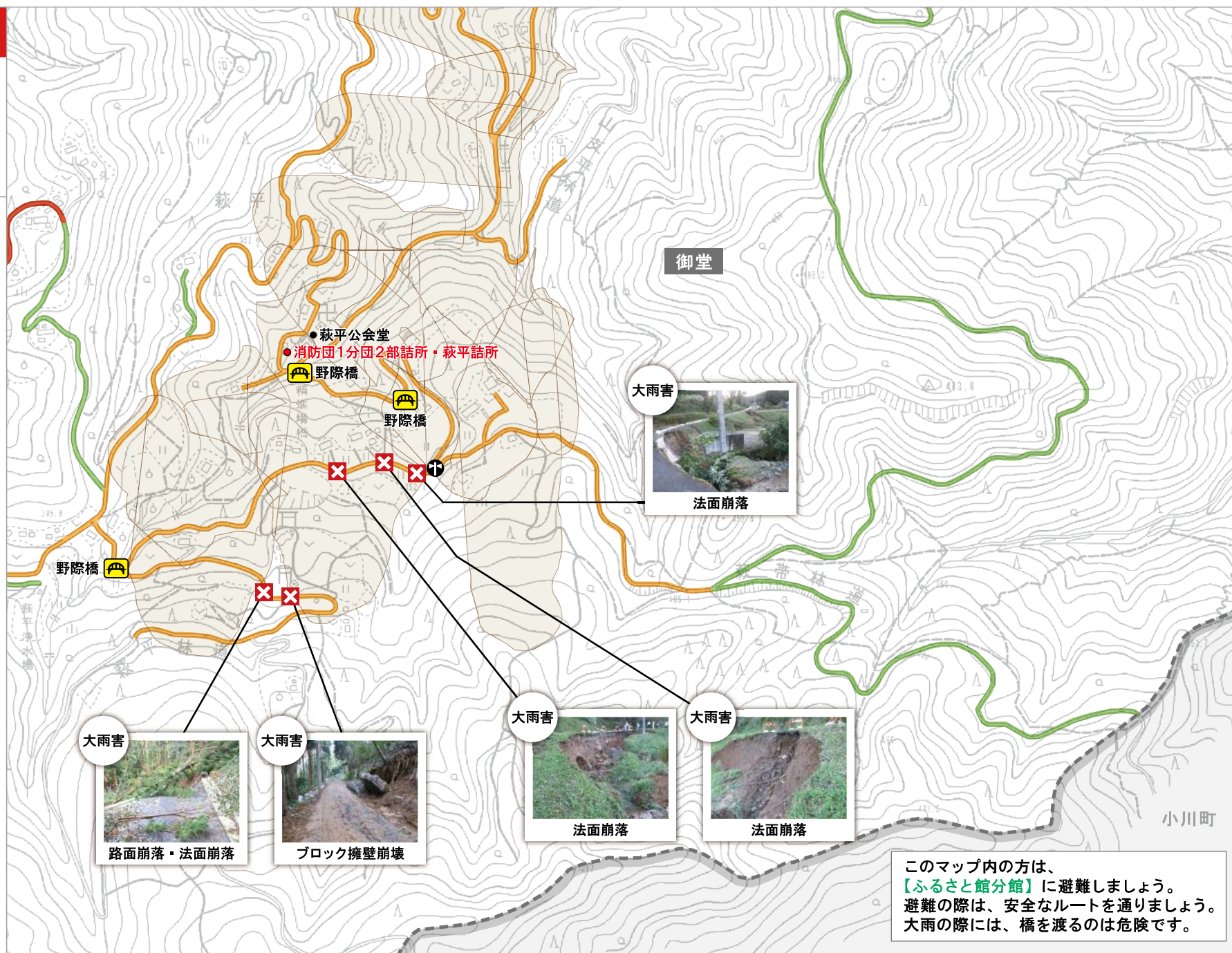
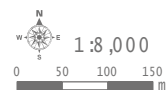
土砂災害

- 特別警戒区域
- 警戒区域

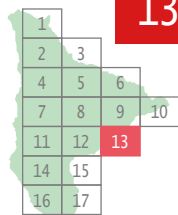
避難経路の安全性
(土砂災害)

- 特別警戒区域を
通過
- 警戒区域を通過
- 警戒区域外

※警戒区域外でも、
安全とはかぎりません。



このマップ内の方は、
【ふるさと館分館】に避難しましょう。
避難の際は、安全なルートを通りましょう。
大雨の際には、橋を渡るのは危険です。



**指定緊急避難場所
指定避難所**

- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 村役場
- 駐在所
- 消防署
- 消防団詰所
- Ⓜ ヘリポート
- Ⓜ 屋外スピーカー
- 目標物
- 🚧 橋梁
- ✖ 令和元年台風19号
被害箇所

洪水浸水想定区域

- 3m 以上
- 0.5 ~ 3m 未満
- 0.5m 未満

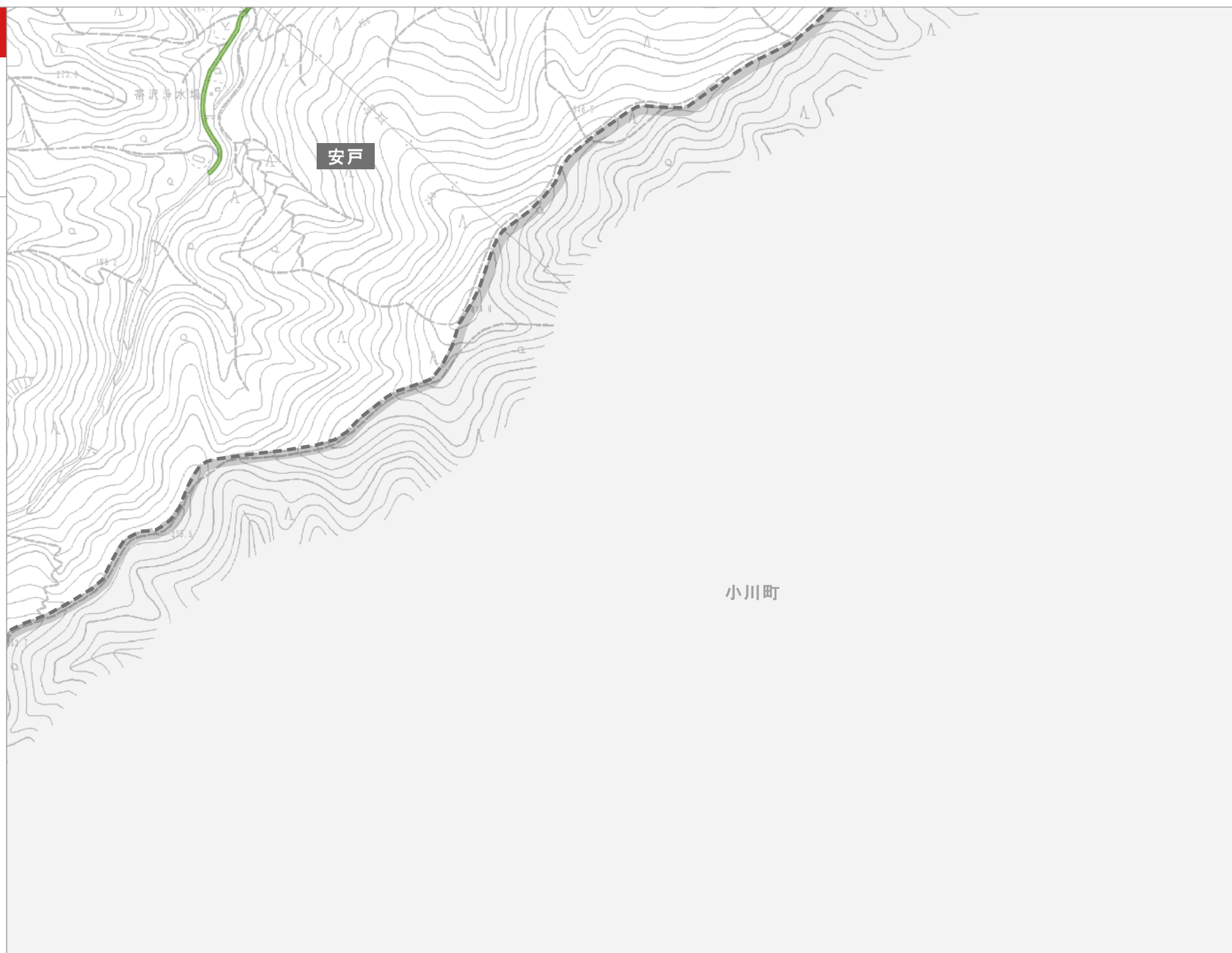
土砂災害

- 特別警戒区域
- 警戒区域

**避難経路の安全性
(土砂災害)**

- 特別警戒区域を
通過
- 警戒区域を通過
- 警戒区域外

※警戒区域外でも、
安全とはかぎりません。



1		
2	3	
4	5	6
7	8	9
11	12	13
14	15	
16	17	

 指定緊急避難場所
指定避難所

-  福祉避難所
-  要配慮者利用施設
-  村役場
-  駐在所
-  消防署
-  消防団詰所
-  ヘリポート
-  屋外スピーカー
-  目標物
-  橋梁
-  令和元年台風19号
被害箇所

洪水浸水想定区域

-  3m 以上
-  0.5 ～ 3m 未満
-  0.5m 未満

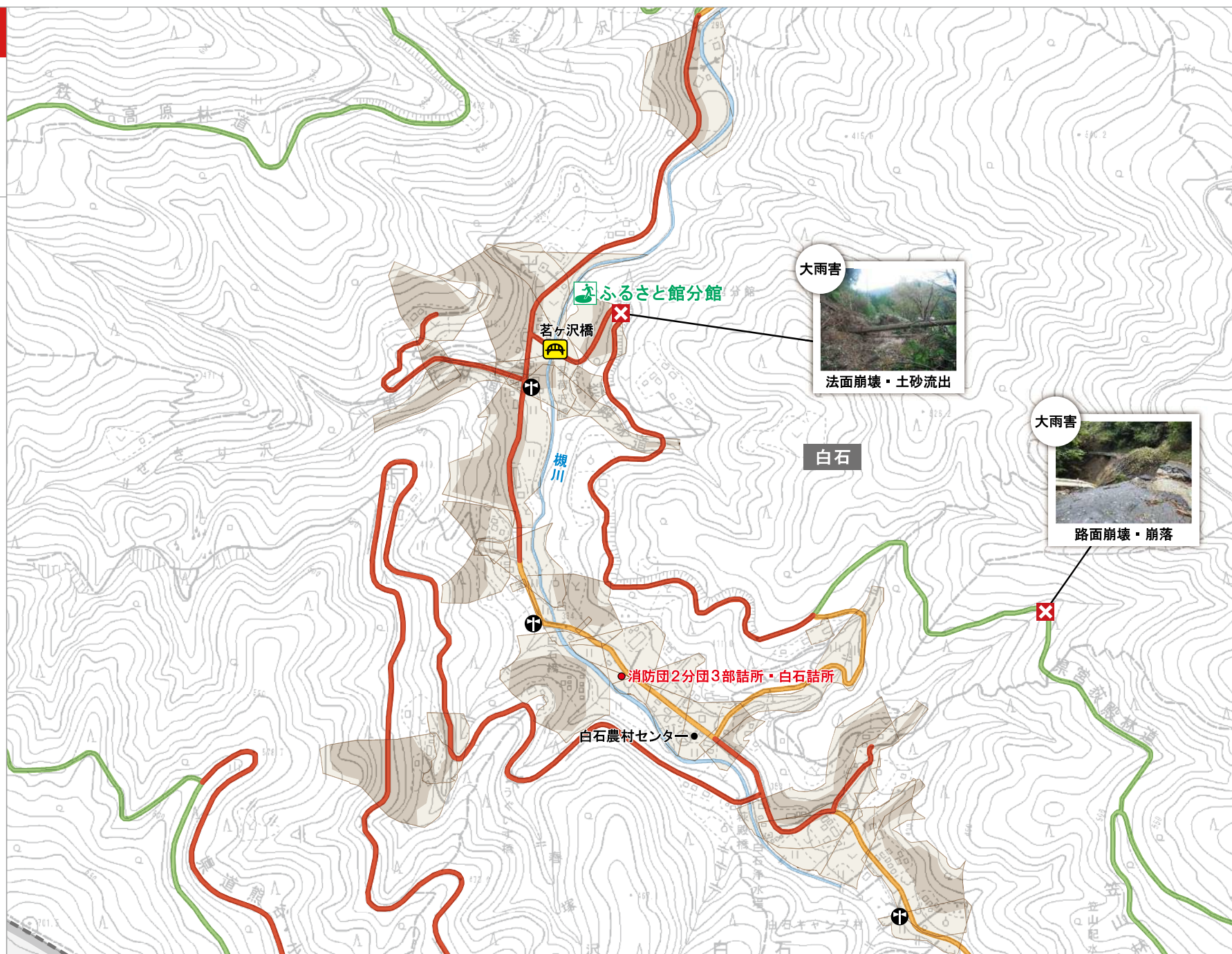
土砂災害

-  特別警戒区域
-  警戒区域

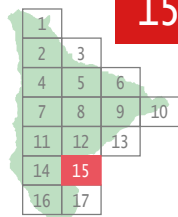
避難経路の安全性
(土砂災害)

-  特別警戒区域を
通過
-  警戒区域を通過
-  警戒区域外

※警戒区域外でも、
安全とはかぎりません。



15



**指定緊急避難場所
指定避難所**

- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 村役場
- 🏠 駐在所
- 🚒 消防署
- 消防団詰所
- 🚁 ヘリポート
- 📢 屋外スピーカー
- 目標物
- 🚧 橋梁
- ❌ 令和元年台風19号
被害箇所

洪水浸水想定区域

- 3m 以上
- 0.5 ～ 3m 未満
- 0.5m 未満

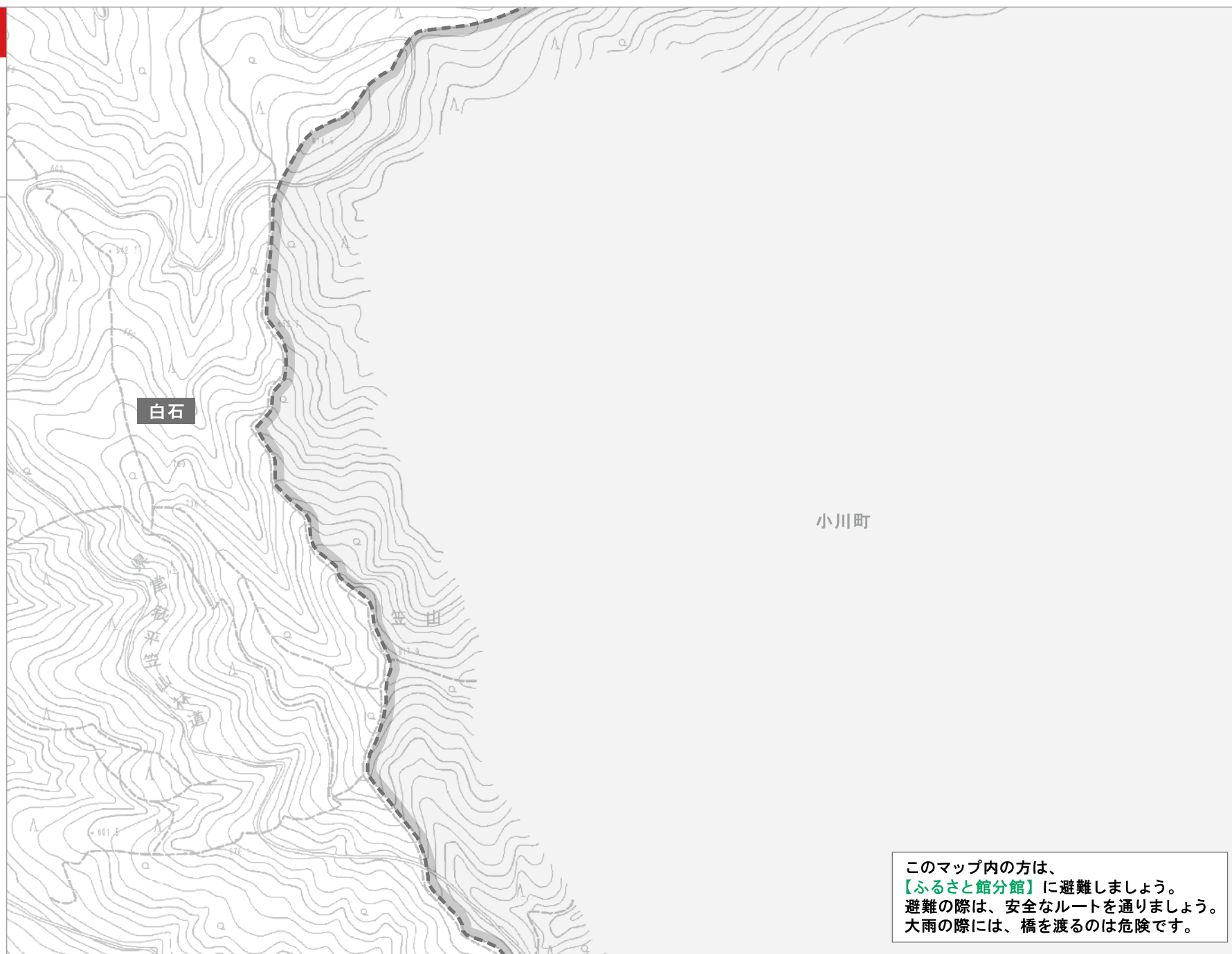
土砂災害

- 特別警戒区域
- 警戒区域

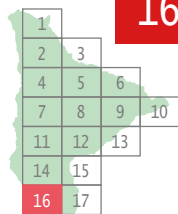
**避難経路の安全性
(土砂災害)**

- 特別警戒区域を
通過
- 警戒区域を通過
- 警戒区域外

※警戒区域外でも、
安全とはかぎりません。



このマップ内の方は、
【ふるさと館分館】に避難しましょう。
避難の際は、安全なルートを通りましょう。
大雨の際には、橋を渡るのは危険です。



指定緊急避難場所 指定避難所

- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 村役場
- 駐在所
- 消防署
- 消防団詰所
- Ⓜ ヘリポート
- Ⓜ 屋外スピーカー
- 目標物
- 橋梁
- ✕ 令和元年台風19号
被害箇所

洪水浸水想定区域

- 3m 以上
- 0.5 ~ 3m 未満
- 0.5m 未満

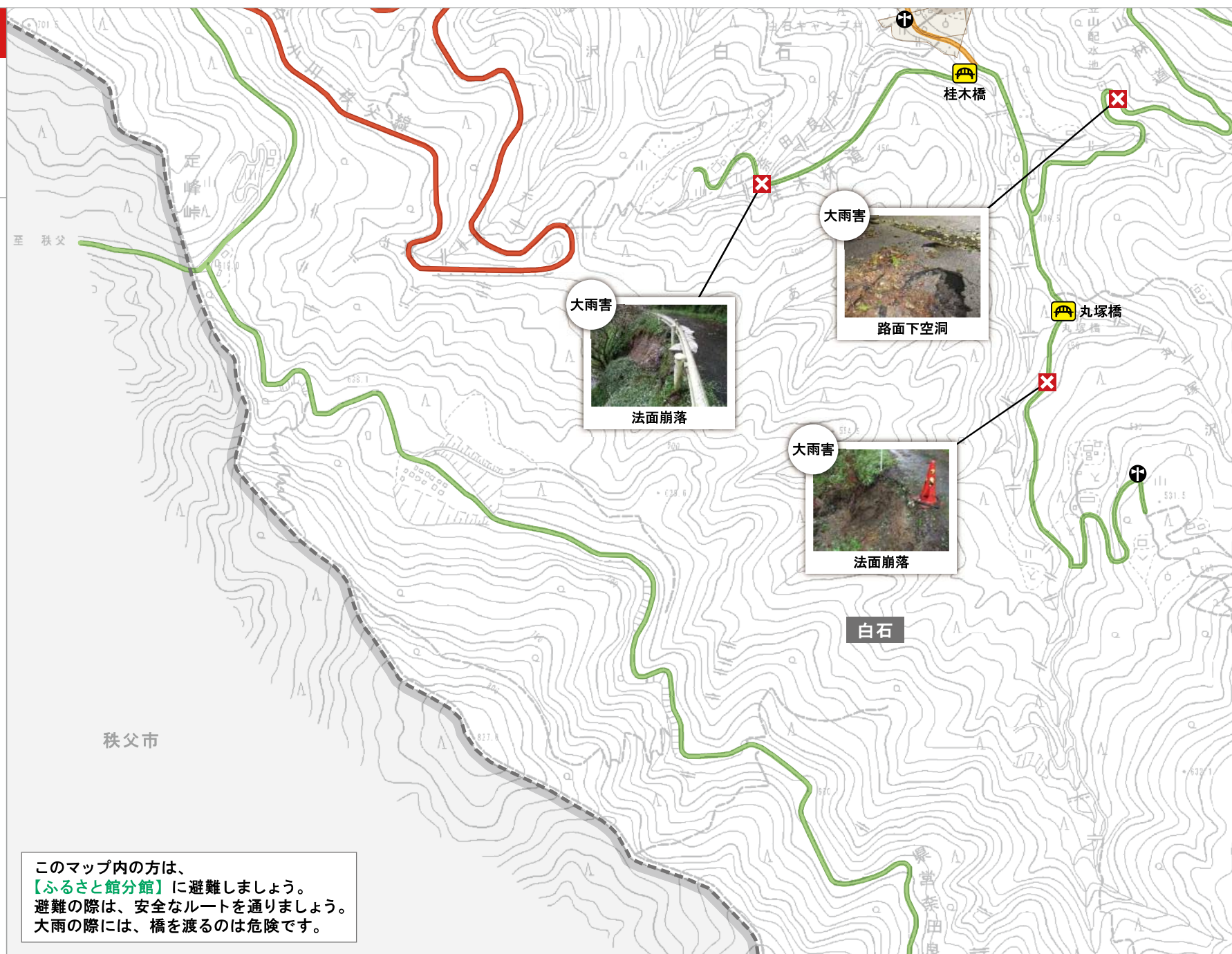
土砂災害

- 特別警戒区域
- 警戒区域

避難経路の安全性 (土砂災害)

- 特別警戒区域を
通過
- 警戒区域を通過
- 警戒区域外

※警戒区域外でも、
安全とはかぎりません。



このマップ内の方は、
【ふるさと館分館】に避難しましょう。
避難の際は、安全なルートを通りましょう。
大雨の際には、橋を渡るのは危険です。



**指定緊急避難場所
指定避難所**

- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 村役場
- 駐在所
- 消防署
- 消防団詰所
- Ⓜ ヘリポート
- Ⓜ 屋外スピーカー
- 目標物
- 🚧 橋梁
- ✕ 令和元年台風19号
被害箇所

洪水浸水想定区域

- 3m 以上
- 0.5 ～ 3m 未満
- 0.5m 未満

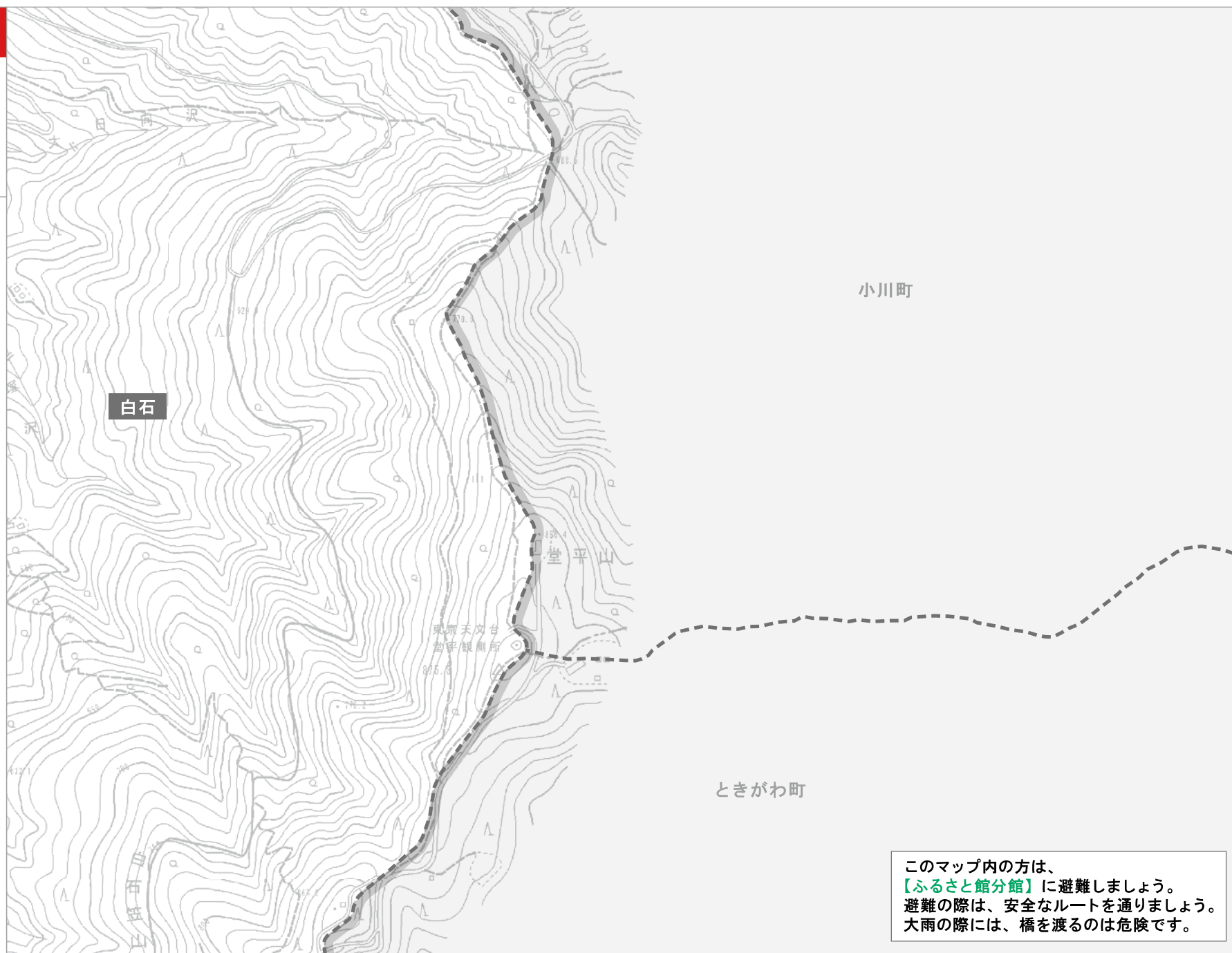
土砂災害

- 特別警戒区域
- 警戒区域

**避難経路の安全性
(土砂災害)**

- 特別警戒区域を
通過
- 警戒区域を通過
- 警戒区域外

※警戒区域外でも、
安全とはかぎりません。



このマップ内の方は、
【ふるさと館分館】に避難しましょう。
避難の際は、安全なルートを通りましょう。
大雨の際には、橋を渡るのは危険です。